

2019 回答付記意見

目次

1. 短答式試験について	4
(1) 憲法	4
(2) 民法	6
(3) 刑法	8
2. 論文式試験について	11
(1) 公法系	11
(ア) 憲法	11
(イ) 行政法	14
(2) 民事系	18
(ア) 民法	18
(イ) 商法	21
(ウ) 民事訴訟法	27
(3) 刑事系	29
(ア) 刑法	29
(イ) 刑事訴訟法	35
(4) 知的財産法	40
(5) 労働法	41
(6) 租税法	43
(7) 倒産法	46
(8) 経済法	48
(9) 国際関係法(公法系)	52

(10) 国際関係法(私法系)	54
(11) 環境法	57
3. 出題趣旨・最低ライン点の設定についてのご意見	59
(1) 公法系	59
(ア) 憲法	59
(イ) 行政法	61
(2) 民事系	63
(ア) 民法	63
(イ) 商法	64
(ウ) 民事訴訟法	65
(3) 刑事系	66
(ア) 刑法	66
(イ) 刑事訴訟法	68
(4) 知的財産法	69
(5) 労働法	70
(6) 租税法	70
(7) 倒産法	70
(8) 経済法	71
(9) 国際関係法(公法系)	73
(10) 国際関係法(私法系)	73
(11) 環境法	75
4. 新たな法曹養成ルートの創設に伴う試験のあり方などに関する意見	75
(1) 公法系	75
(ア) 憲法	75
(イ) 行政法	78

(2) 民事系	81
(ア) 民法	81
(イ) 商法	83
(ウ) 民事訴訟法	86
(3) 刑事系	88
(ア) 刑法	88
(イ) 刑事訴訟法	91
(4) 知的財産法	94
(5) 労働法	96
(6) 租税法	97
(7) 倒産法	98
(8) 経済法	100
(9) 国際関係法(公法系)	101
(10) 国際関係法(私法系)	102
(11) 環境法	104
5. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見	106

1. 短答式試験について

(1) 憲法

a. 適切である

- ・ 奇をてらうことのない標準的な出題であるため [●●●]
- ・ 従来どおり適切に出題されていると思われる。 [●●●]
- ・ 論理の整合性を問う問題が若干増加していること [●●●]
- ・ 基本判例および基本的な学説の理解を問う問題である。 [●●●]
- ・ 憲法の知見を問うのに適切な問題がそろっていた。「b が a の根拠になっているか」という問いも、十分吟味された良問ばかりだった。ただ、第 14 問イの選択肢は、文として意味がとりにくいのではないか。 [●●●]
- ・ 知識偏重ではなく、また、良問がそろっていると思われたから。 [●●●]
- ・ 多くの問題が基本判例や知識を問う者であり、法科大学院教育との整合性があるものであったことから適切であると考えた。 [●●●]
- ・ 全体として、出題範囲、分量及び難易度のいずれも法科大学院における憲法学修の水準に照らして適切である。 [●●●]
- ・ 標準的な出題内容と考えるため [●●●]
- ・ 判例等を正確に理解していないと正答が難しい適切な問題であると思う。 [●●●]
- ・ 難易度・重要性などにおいて、適切なレベルであると考えるので。 [●●●]
- ・ 全体的に基本的な学説、判例に基づいた出題で、出題範囲も適切であると感じた。再婚禁止、夫婦同氏制度に関する判例等の出題は、比較的新しく重要な判例動向にも目配りされていると感じた。 [●●●]

b. どちらかといえば適切である

- ・ 出題内容は適切と思われるが、「b の見解が a の見解の根拠となっている場合」を選ぶ問題は、「根拠となっている」という意味を厳密にとらえると解答しづらくなるように思われる。「同じ趣旨の見解」という訊き方のほうが受験生に誤解を与えないように思われる。 [●●●]
- ・ 全体として適切であるが、中には、結論だけで、明らかに誤りとわかる選択肢も含まれているから。 [●●●]
- ・ できるだけ最高裁判例の判旨や憲法の条文をベースにした設問に限定したほうが良い [●●●]
- ・ 問題はよく練られている。暗記型の問題にとどまらず、論理的に解答を導出できる、いわゆる現場思考型の問題も散見された。この点も、ベテラン受験生に多く

みられがちな暗記偏重を戒める意味で、工夫された問題であると思える。昨年度登場した、4つの文の正誤を個々に問う設問が消えたことは望ましい。第11問のような、憲法の原理論からも適度に出題されたことも望ましい。他方、第1問や第6問、第9問のように、論理関係を問う点では良問ながら、聞き方が特殊であることは、やや受験生を設問形式で脅したきらいがないではない。論理的設問や、法律学にそうそう「正解」はないことから、「正しいもの2つの組合せ」を問う第17問のような形式の方が望ましい。

問われている内容の面でも、例年と比べて判例だけではなく基本的な学説の理解を問う設問が増加したという印象である。そこで問われる判例・学説も基本書に記載されているレベルにとどまり、受験者の基礎的知識を確認するという点で一般的に適切なものであった。

なお、短答式は3科目になったが、そのわずか3つで出題形式がバラバラであるというのはあまりよいことではない。3科目の間で形式の統一を図り、その方向性を事前に発表して実施していくことが望ましい。全体として、やや難化も感じられるが、その点は出題委員の裁量の範囲と思えるが、司法試験の短答式を3科目にするのであれば、短答式の問題は易しくし、論述式7科目の勝負とすべきである。この点は、全体意見として詳述する。[●●●]

- ・ 人権・統治の両分野から満遍なく出題されているため、また、基礎知識の暗記だけでなく、論理的思考力の鍛錬も要求する出題となっている。[●●●]
- ・ おおむね憲法の基礎知識を測るのに適切であると思うが、いくつか気になる点があった。

第11問ア「近代前」という文言はいかがなものか。

第12問イ「摂政を置く場合とは異なり」というところについて、どの点を指して「異なり」であるのかが明確ではなく、学生のどの知識を問うているのか判断としない。憲法に定めがないという点か、皇室典範ではないという点か、皇室会議の議ではない点か、「成年に達しないとき」のような当然に置かれるべき場合が存在しないという点か、「委任」である点なのか。

第14問イ「議院規則について」がどこにかかるのか、何を意味しているのか不明。

第19問ア「憲法優位説によれば」を「条約優位説によれば」とすればこの文章が正しくなるのはその通りだが、このままで誤りと言い切れるか。憲法が、憲法に優位する条約の締結権限を与えることはあり得る（がその場合には「憲法優位説によれば」というところが誤りとなる、ということか？）。

ここに指摘したものに共通して、内容よりもむしろ、正誤問題としての文章の

作り方に問題があると思われる。受験生にとって、よけいな疑問や逡巡の余地のない、何を問われているのかが明確な問題を作っていただきたい。〔●●●〕

c. どちらともいえない

- ・ 形式・レベルともこれまでと特段の違いはなく、短答式問題としてはこれ以外の(大きく異なる)出題形式は思いつかない〔●●●〕
- ・ 最高裁判例に関する知識問題が多少細かすぎるのではないか〔●●●〕

d. どちらかといえば適切でない

- ・ 判例問題などに重箱の隅をつつくようなものがみられる〔●●●〕

e. 適切でない

(2) 民法

a. 適切である

- ・ 条文の知識や判例の立場を問う基本的な問題であった。〔●●●〕
- ・ 重要論点が民法の各分野で平均的に網羅されている〔●●●〕
- ・ 比較的良問が出題されている。2017年民法改正後は、今まで以上に条文の内容の理解が求められるが、判例の理解を問う問題が改正条文との関係でどのように用いられるか、注視している。〔●●●〕
- ・ 民法の基本的な条文・判例の知識を問う問題が、総則、物権、債権、親族・相続の各分野からバランスよく出題されている。〔●●●〕
- ・ 出題形式も従来と変わらず、良問が多い。〔●●●〕
- ・ 各制度の内容や条文の趣旨等が理解できる出題であるから。〔●●●〕
- ・ 概ね民法の全体を網羅し、判例をベースにした出題であるから。〔●●●〕
- ・ 基本的に、制度の概念の基本的理解を前提として、条文、判例の内容を問う問題であるから。基礎知識の有無を直接に問うものだから。〔●●●〕
- ・ 共通到達度目標に照らして過不足のない知識を答えさせる内容になっている。〔●●●〕
- ・ 条文と判例の基本的知識を問うものとなっている。難易度も司法試験としてちょうどよい。〔●●●〕

b.どちらかといえば適切である

- 基本的な法的知識や基本的な判例、条文記載の規範について問う問題が多く、全体として妥当である、と思われる。〔●●●〕
- 易しすぎた印象である。留学生でも30点満点を取っています〔●●●〕
- 概ね基本的な問題であり、法曹に要求される最低限の知識を問う問題となっている。〔●●●〕
- 授業レベルに合致しているため〔●●●〕
- いずれの問題も、民法の条文と判例に関する基本的な知識を問うものであり、内容は適切である。もっとも、法曹として必要な能力を有しているか否かを測るために、単なる知識の確認にとどまらず、例えば、ある学説による解決として適切なものと不適切なものを選別させるなど、論理的思考力を確かめるような問題を出題することも考えてみてはどうか。〔●●●〕
- 例年とあまり相違ない〔●●●〕
- 概ね基本的条文、判例の知識を問う出題になっている。〔●●●〕
- 基本的理解を問う問題。〔●●●〕
- 概ね、基本的な知識を確認する問題といえるため〔●●●〕
- もう少し思考力を問う問題があってもよい〔●●●〕
- 比較的基本的な知識を問うものが多いものと思われる。ただし、条文に規定されている知識が問われているにもかかわらず、設問において「判例の趣旨に照らし」と常に書かれている点は（定型的であるとしても）、違和感があるものと思われる。〔●●●〕
- 基本的に条文・判例を中心とした問題であったから。〔●●●〕

c.どちらともいえない

- 条文や判例の基礎知識を適切に問う問題が中心ではあるが、細かい知識や難易度の高い知識を問う問題が散見される。六法も見ずに解答する方式を維持するのであれば、内容は基礎的知識に限定すべきである。〔●●●〕

d.どちらかといえば適切でない

e.適切でない

(3) 刑法

a. 適切である

- ・ 出題範囲等のバランスが取れ、また、単純な選択式ではなく、受験生の思考能力も評価しうる形式の出題として上手く作成されていると思われるため〔●●●〕
- ・ より正確な判例知識や学説の理解を問う良問が目立った。〔●●●〕
- ・ 複雑な形式によることなく、基本的な知識および推論能力をバランスよく確認する内容となっているから。〔●●●〕
- ・ 基礎知識と論理的処理能力がバランスよく問われているから。〔●●●〕
- ・ オーソドックスな問題であり、適切である。〔●●●〕
- ・ 基本的な理解を確認する出題となっていると思われる。〔●●●〕
- ・ 出題が総論あるいは各論のいずれかに偏していないため〔●●●〕
- ・ ①考えさせる問題が多く取り入れられていること ②受験者が混乱する問題も含まれているが、試験問題であるということから、必要なことと思われる。〔●●●〕
- ・ 法科大学院での教育内容に沿った出題である〔●●●〕
- ・ 全分野からまんべんなく出題されている〔●●●〕
- ・ 総論・各論のバランスが良く、出題レベルも適切であったと思われる。〔●●●〕
- ・ 法科大学院での学習内容を踏まえ基本的事項を問うものとして適切であると思われる。〔●●●〕

b. どちらかといえば適切である

- ・ 知識と思考力を問う問題がバランスよく出題されていたと思われる。ただし、「判例の立場」がどのような意味を指すのか不明確な問題もあった。〔●●●〕
- ・ 概ね適切ではあるものの、単なる判例の知識ではなく、その場で考えさせる問題が増え、若年受験者に有利であるといった偏りがある。〔●●●〕
- ・ 全体としては適切な難易度・作業量に収まっているが、ごく一部にそうでないものがあつた。〔●●●〕
- ・ 全範囲から満遍なく出題されているが、相当因果関係説内部の争いや公務員職権濫用罪のように、現在の理論状況からいけば古い論点や、必ずしも重要ではないと思われる論点に関する出題があつた。〔●●●〕
- ・ 概ね適切な問題と考えるが、以下の問題については、疑問がある。

第5問：因果関係では、客観的または折衷的相当因果関係説と「危険の実現説」をめぐる学説対立が問われている。しかし、設問にある定義では、客観的相当因果関係説と「危険の実現説」とは明確に区別できないものとなっている。なぜなら、相当因果関係説も「行為の危険性が結果へと現実化したといえる場合に」（狭義の）相当性を認める見解だからである。

また、選択肢のイにおいて、依然として、「一般人は認識できず、甲も認識していなかったが、甲はこれを認識できた場合」という設定がなされている。しかし、折衷的相当因果関係説にいう「一般人」は、「行為者と同じ具体的状況に置かれた」人物（それも「慎重な人物」）であって、行為者が認識していたことや知っていた法則知識は「具体的状況」の中に含まれている。ゆえに、「一般人は認識できないが、行為者は認識できた」という状況設定は、学説の定義上、ありえない（トレーガーおよびエンギッシュの見解参照）。

第9問では、刑務官が受刑中の成人女性と恋愛関係になり、その承諾を得て勤務中にこの女性と性交した場合の、特別公務員暴行陵虐罪の成否が問われている。これは、留置場で未決勾留中の女性と性交した看守の事件に関する東京高判平成15・1・29判時1835号157頁を参考にしたものと思われる。しかし、この判決は、陵虐につき、「現実にその相手方が承諾したか否か、精神的又は肉体的苦痛を被ったか否かを問わない」と述べており、日常的な「陵虐」の意味を逸脱した特異な解釈を示したものであって、「判例」としての定着度は疑わしく、このような下級審判例の知識が法曹にとって「常識」でなければならないとは思われない（必要とあらば、検索すればよいだけである）。

第12問では、業務妨害罪につき、「公務も人の社会的活動にほかならないから、公務の性質いかんにかかわらず、同罪によって保護される」とする【見解】（全面積極説）についての【記述】のうち、誤っているものを選ばせている。しかし、最高裁判例でも通説でもない「全面積極説」を前提に置いた出題は不適切であり、受験生を誤導するものと思われる。せいぜい、「このような理由から、非権力的公務についても業務妨害罪の成立を認めるべきだとする見解もあるが」とするにとどめるべきであろう。

- 第14問の①と②では、学生Bが「店の商品であれば、①（a. 店長・b. 店員）が占有しているといえるから、②（a. 横領罪・b. 窃盗罪）が成立すると思う。」と記述されて、①はb. 店員が、②はa. 横領罪が成立するとされている。しかし、店員に占有があっても、店長にも（上位の）占有があれば窃盗罪が成立するので、この設問は不適切である。これは、受験生によく見られる誤解である。本設問は、「b. 店員のみ」とすべきである。[●●●]
- 難易度に鑑みて [●●●]
- 表現が一部不適切である。
 - 第2問エ「丙から宝石の占有を奪取する手段とならないと考えた場合」の記述が、あてはめの錯誤のようにも読めて紛らわしい。
 - 第4問の法条競合では犯罪成立要件自体は満たされており、実体法上一罪とし

て評価されるにすぎないので、「成立することはない」との表現は正確でなく、同一の傷害に対して幫助で関与する者と現場助勢罪にとどまる者とが併存しうる。

・第6問アはイウを包含し、イはウを包含するので、この記載方法では3見解が論理的に対立しない。「～者は」でなく「～者のみが」とする必要がある。

- ・ 若干難化したとはいえ、難易度・分量ともに適切な範囲と考えるから [●●●]
- ・ 解答にやや時間を要するが、オーソドックスな内容の出題と言える。 [●●●]
- ・ 論理問題が増えたが、大半は基礎的問題である。 [●●●]

c. どちらともいえない

- ・ 事務处理的な作業を必要とする問題がやや多いような気がする。最低ライン 未満の数が多きこととの関連性があるのではないかと推測される [●●●]
- ・ 理論知識に関する問題を適宜おりませることは支持するが、出題形式に、もう少し工夫をお願いしたい。例えば、「～との批判が可能である」という形式の肢は、「可能」の判断に戸惑う者が多いように思われる。 [●●●]
- ・ 判例の知識さえあれば解ける問題がやや多い気がする。 [●●●]

d. どちらかといえば適切でない

- ・ 論文式でも出題可能な論点と、あまり使わない犯罪類型に関する論点とで、前者に関する問題は新鮮味もなく、簡単である一方で、後者は難しく、重箱の隅をつつくような出題になっており、二極化が明白になっている。後者の出題傾向は、受験者の負担を無駄に増やすものであり、出題の必要性が問われるべきである。 [●●●]
- ・ 第3問につき、趣旨の異なりうる同時傷害をひき、オの選択肢を正しいとするのは疑問であり、一部の学説からは正しく、一部の学説からは正しくない言明であると思われ、そのような知識の「正しい可能性」を問うのは適切とは思われないとの指摘、第5問につき、相当因果関係説をこのように取り上げ出題することの意義を疑問視する指摘、第10問につき、難易度、必要性、選択肢2の正確性への疑問、第12問につき、明白に判例と異なる見解への批判や射程を問うことへの疑問が複数教員から寄せられた。また、一部から、不必要なパズル的要素(5, 6, 14, 16)が加えられており、そのような方法で難易度をあげることへの疑問、第2問につき、正しいものの個数問題は理解が不正確でも正解に至りうる点で疑

問が示された。〔●●●〕

- ・ 論理問題が例年より増えたため、受験生に戸惑いがみられたように思います。最低ラインを越えなかった者が368人もいたことが、このことを表しているのではないのでしょうか。実務家登用試験としての司法試験で論理問題を増やすことは、疑問を感じざるを得ません。ただ、論文式試験の問題も同様ですが、「基本書をもっとしっかり勉強するように」とのメッセージが含意されている問題といえるかもしれません。〔●●●〕

e.適切でない

*複数回答

2. 論文式試験について

(1) 公法系

(ア) 憲法

a. 適切である

- ・ 応用力が試される一方で、要求されている知識は標準的であるので〔●●●〕
- ・ 司法試験に適切な題材であった。また出題方式が親切で、しっかりと学習したものであれば、高得点を期待しうるものであった。〔●●●〕
- ・ 一昨年までのように、主に裁判を想定して二者または三者の主張を書き分けるように求める出題形式を固定化すると、出題しにくいテーマが残るのではないかと懸念していた。学習者も、憲法の学習とはあまり関係のないテクニックの習得を強いられているように受け止めがちであったように思う。その点で、昨年来の出題の傾向の緩やかな変化は、法科大学院での学習との関係では、基本的に、好ましいと思われる。〔●●●〕
- ・ 最近の社会問題に題材をとり、受験生の現実への法的対応能力を見るのに適した出題であったと思う。具体的問題も、表現の自由の根本的原理をふまえつつ、SNS事業者への命令という新たな（しかし重要な）制約形態への評価をも問う、上質なものであった。〔●●●〕
- ・ 近年においては、やや表現の自由分野からの出題が多い印象があるが、問題の内容・分量については妥当かと思われる。〔●●●〕
- ・ 表現の自由について内容規制や事前規制の問題点など基本的な理解を問うものであり、法科大学院教育と整合性があるものであったことから適切であると考えた。

〔●●●〕

- ・ 出題趣旨にある通り、現実には生起している憲法問題に着想を得た出題であり、判例及び学説の精確な理解を踏まえて、表現の自由の意義という基本に立ち返った検討を求める良問である。設問の指示も具体的かつ明確である。〔●●●〕
- ・ 標準的な出題内容であり、出題傾向の変更によってよい方向に向かっていると考えるため〔●●●〕
- ・ 想起すべき判例が明確でないことから、解答する者の憲法に対する理解度の深さやセンスの良さをあぶり出すことができる良問であると考え。〔●●●〕
- ・ フェイクニュース、SNS という時事的トピックを題材とする出題で、問題についての価値判断や議論それ自体は難しいようにも思ったが、出題の趣旨は表現の自由に関する基本的な解釈、意義、理論を問うもので、その意味で適切だと考えた。〔●●●〕

b. どちらかといえば適切である

- ・ 表現の内容規制という古典的論点を取り上げたこと、判例批判をなしうる問題構成になっていることは評価できる。一方、立法措置①と②につき、明確性・過度広汎性を含む論点をもれなく検討し、さらに立法措置②につき削除命令の手続的適正の問題を含めバランスよく解答することは時間的に困難であろう。また、出題形式として立法措置①と②のそれぞれそれぞれにつき別々に論ずるよう明記しておくほうが良い。〔●●●〕
- ・ 素材としては適切であるが、昨年と設問における誘導の仕方が異なっている。特に昨年と今年とで設問の表現を変える必要はなかったと思われる。受験生に無用の混乱が生じないように、できるだけ設問の形式は変えないようにしてほしい。また、制度の内容を誤解して解答した受験生がかなりいると思われるが、それをもっぱら受験生の責任としてよいか、それが憲法の能力を測るうえで適切かを検討し、できるだけ誤解のない問題作りをしてほしい。〔●●●〕
- ・ 設問としては従来通り憲法訴訟形式で、違憲の主張と裁判所としての判断との問い方がなじみやすいのではないか。〔●●●〕
- ・ 法科大学院で学ぶ判例や学説の基本的な理解を使って、考えさせる問題であり、良問といえるが、難問でもあり、もう少し誘導があってもよいように思われるから。〔●●●〕
- ・ 初期現行司法試験のように論点が盛りだくさんというか総花的であるが、広範な知識は短答式で聞いていることでもあるから、平成25年や本年のように1問の中に2つの検討対象を設定する場合は特に、論文式はメインの論点に絞り込んでもいいのではないか。〔●●●〕
- ・ 問題自体は良問と思う。ただ、フェイクニュース規制という、本来、先例が存在

しない分野の問いで、「参考になる判例」を挙げさせるのは、受験生には過度の負担を強いることにならないかと気になった。判例学習が重要であるとのメッセージであれば、別のかたちで伝えていくべきではないか。〔●●●〕

- ・ 時事問題を素材として表現の自由のあり方を問う設問は適切と考える。参考とすべき判例の指摘や反論の程度については若干難しかったかもしれない。〔●●●〕
- ・ 少々難しいと感じたが、時節に即した良問である〔●●●〕
- ・ 分量が多少多めではないかと思われ、理解して解答する能力のある受験生でも、時間的に解答できないことがありうるかもしれないとも思われるため。〔●●●〕
- ・ 基本判例の理解とその応用力も問われているが、論ずべき諸点について問題文の中で示されている。〔●●●〕
- ・ 出題の内容は興味深く、表現の自由に関する基礎知識の有無を確認できるものになっている。ただし、ここ数年の傾向であるが、設問の「誘導」がきつい印象がある。このような傾向が続くと、受験生は「論点主義」へと立ち戻り、具体的な事案について当事者の立場から精一杯論ずるという、憲法的思考力の有無の確認という観点からはより望ましい能力の育成に関心を持たなくなるのではないかと心配している。〔●●●〕
- ・ 問題の内容、レベルは適切であると考えるが、「判例の立場に問題があると考える場合」や「反論する必要があると考える場合」という聞き方では、出題者の意図が十分に伝わらず、受験生を悩ませたかもしれないと思われたから。
- ・ 「参考とすべき判例」はもう少しわかりやすくした方がいいのではないか〔●●●〕

c. どちらともいえない

- ・ 立法措置①については、それが刑罰法規であることも踏まえて考えると、合憲の立論はおそらく容易ではない。合憲・違憲のいずれの結論を選択するかによって答案構成の難易度に大きな懸隔が生じうるという点において、疑問の余地がありうるように思われる。〔●●●〕
- ・ 出題者の意欲は感じるが、意欲的すぎるように思う。もっと素朴な、基礎的、初歩的な判例の応用で解答できる問題で良いのではないか。〔●●●〕
- ・ 目新しい問題を積極的に取り入れているのはプラスの側面もあるが、法科大学院ではより基礎的な問題を中心に扱っているので(インターネットや SNS に関する問題は情報法で扱われる)、このような出題は受験生が法科大学院で勉強してきた成果を見る点で適切か、疑問がある。〔●●●〕
- ・ 表現の自由に関する設問を出題したことは、昨年来、司法試験・憲法の王道に戻った感がある。政策判断ではなく法哲学まがいの問題でもなく、法律学の能力を

問うものとして適切である。設問の形式面については、昨年に引き続き立法措置を問う問題としているが、おそらく違憲主張適格のような憲法訴訟上の問題を省略して実体判断のみを問いたいという意図があると感じられる一方、新司法試験開始以来、両当事者の立場の意見、「あなた」の意見という3つの立場を書き分ける形式が昨年に続いて忌避されたことには疑問もある。この形式は、法曹が、特定の立場を声高に主張するのではなく、複数の立場で議論を組み立てる能力を必要とし、それを測るものとして適切であり、出題形式として安定していた。仮に、出題に一定の制約が生じるということがあるとしても、従来形式に戻ることが望ましい。ある法律案に事前に憲法学上の意見を述べることは、憲法学者か内閣法制局長官などの仕事であり、弁護士一般が携わる主要な仕事とは思えない。設問からは、判例をきちんと学習することを重視せよとのメッセージも受け取れるが、判例の立場以外を結論にしないほうがよいという受験生心理を呼ぶ危険もあり、テーマが、学説と判例が乖離していると一般に言われている表現の自由だけに、適切でない印象もある。これに対しては、2時間の試験問題を作成する際の論点の取捨選択であり、やむを得ないとの見方もできよう。なお、試験後のことではあるが、設問にて参考とすべき判例を問うている以上、従前どおり「出題趣旨」にて主たる判例の事件名を明記することが望ましいと思われる。出題趣旨の文章を読む限りは、立法措置①については徳島市公安条例事件・広島市暴走族条例事件、立法措置②については検索エンジンサービス事件・北方ジャーナル事件・戸別訪問事件などであろうが、国家試験であればこそ、このような点は明確に示してほしいところである。〔●●●〕

- ・ 「参考とすべき判例があれば、それを踏まえて論じよ」という設問形式は、検討の対象とすべき判例がはっきりしている部分に限るべきではないか。〔●●●〕
- ・ 立案検討型の問題で工夫も感じられるが、現実には制定可能性の少ない立案を検討させるのはいかなものかと思う。〔●●●〕

d.どちらかといえば適切でない

e.適切でない

(イ)行政法

a. 適切である

- ・ 基本的なテーマをしっかりと論じさせる骨太の問題と感じたため。〔●●●〕
- ・ 論点が捉えやすく、解答量も適切であると思う。〔●●●〕
- ・ 土地収用制度を素材に、違法性の承継・行訴法36条の解釈・事業認定の裁量統制が問われているが、いずれもオーソドックスな学習で取り上げられる事項を素直に問うものであり、良問と考える。〔●●●〕
- ・ 講義・演習で取り扱っている論点であるから〔●●●〕
- ・ 細かな知識を問うものではなく、オーソドックスなテーマであり、訴訟法上の論点と実体法上の論点の両方がバランス良く配置されている。〔●●●〕
- ・ 取り扱われている問題は、法科大学院における行政法の授業において、標準的な問題として講じられているものであり、その問題を具体的かつ典型的な行政作用法の仕組みと具体的設例に基づいて分析させ解答させる点で適切であると思われるけれども、設問2(2)に関して、平成元年調査と平成22年調査の違いをはじめとするC市ないしB県側の行った考慮につき、調査方法の違いなど具体的な情報を今少し与えるべきだったのではないかと。〇〇であれば××であるといった解答を誘導する可能性があったと思われる。色々な可能性を想像させ検討させること自体が、この問題においてどこまで重要か疑問が残らないではない。〔●●●〕
- ・ 法科大学院の授業でも取り上げられることが多い土地収用法の事例であり、受験生の実力が発揮しやすかったように思われる。無効確認訴訟の訴訟要件を聞くなど、偏りのない学習をしているものが報われる出題姿勢も良い。〔●●●〕
- ・ 基本的な良問であった。〔●●●〕
- ・ オーソドックスな出題で実力を十分にはかることのできる設問であった。〔●●●〕
- ・ 出題された論点はいずれも法科大学院の標準的な教育内容に含まれるものであり、出題の形式も論ずべき点を指定して受験者を戸惑わせないように適切に配慮されたものであると考えられるため。〔●●●〕
- ・ 違法性の承継、無効確認訴訟の原告適格、裁量審査といった法科大学院において学習すべき典型的な論点が問われており、また、「当てはめ」の出来次第である程度の得点差がつくことが想定されますので、適切な出題であると考えます。〔●●●〕
- ・ 基本的な知識をベースとした上での応用力を問う適切な問題であったと思います。〔●●●〕
- ・ 法科大学院で学修すべき基本的な論点につき、事案に即して解答を求める問い方として、適切な問題であったと思います。〔●●●〕
- ・ 基本的かつ重要な論点を事案に即して検討させる問題であると思います。〔●●●〕
- ・ 主張制限（違法性承継の可否）、訴訟要件の検討、本案に関する違法性の検討という、

行政法の基本的事項からの出題であり、設問の数も適切だからである。〔●●●〕

- ・ これまでに比べて解答しやすい問題だった。〔●●●〕
- ・ 極めてオーソドックスな論点について、関係事実を具体的に検討させつつ解かせる良問であったと言える。解答すべき立場も一貫していて、この点もまた、現状を踏まえた司法試験としては積極的に評価されるべきである。〔●●●〕
- ・ 過去の司法試験で出題されたことのあるような特殊な行政処分ではなく、授業で扱うような土地収用法の事業認定の問題であったことから適切と考える。〔●●●〕
- ・ 基本的な論点を問うものであり妥当である。〔●●●〕
- ・ 重要論点でありながら、具体的な問いの設定が難しい違法性の承継について、理解度を適切に確かめることができる問題となっている。また訴訟要件の設問についても、ありきたりの問い方ではなく、考えさせるための工夫がなされている。〔●●●〕
- ・ 基礎的な知識の応用により解法できる問題であることから。〔●●●〕
- ・ 個別法を解釈しながら行政法の重要論点を論じさせている点で適切である。難易度は決して高くないが、基本的な論点を着実に理解しているか否かを問うものであり、また、個別法を丁寧に読ませる問題でもある点でも適切と考える。〔●●●〕
- ・ 本案違法事由と訴訟類型が対象で、また、被告の反論を踏まえた上での論証を求める形式だから。〔●●●〕

b. どちらかといえば適切である

- ・ 論点が明確であった点は、受験者の過度な負担を軽減するものであり、妥当と考える。出題内容も、典型的な論点でありつつ個別法をしっかりと読ませようとするものであり、妥当と考える。〔●●●〕
- ・ 土地収用法を題材として計画裁量や違法性の承継や行訴法 36 条の論点について尋ねる設問は、オーソドックスで法科大学院教育の攪乱のおそれのないものと言える。やや気になったこととして、本問では“計画の基礎とされた調査の正確性”の問題をどう取り扱うかが一つの論点であり、それについては東京高判平成 17・10・20 をふまえて解答することが考えられるが、出題にあたっては、そのような“注目すべき下級審裁判例”の学習がどこまで期待されているのか、という点がある。なお、設問の趣旨にてらせば、資料として掲げる条文に、権利取得の効果発生に関する土地収用法 100 条 1 項・101 条 1 項も加えるのが適切ではないかと考える。〔●●●〕
- ・ 特に高度・難解な設問でなく、比較的基本的な論点が出題されている。〔●●●〕

- 基本的な問題であるが、講義等では詳細に扱わない部分も若干含まれている。〔●●●〕
- 設問の内容については、基本的な力量を問うものとなっており、また、出題・資料の分量については、時間的な限定を配慮したものになっている。これらの点は評価できる。ただし、題材および論点がややマンネリ化しているように感じられる。〔●●●〕
- 事業認定の違法を主張・立証することの困難性を知る者としては、最後の設問には当惑するところがあるが、全体としては、古典的な論点についての適切な知見を問う出題である。〔●●●〕
- 基本的には典型的な問題であり、難易度的にも適切であった。しかし、設問2はあまり適切でない。このような事案では、通常、原告（その訴訟代理人）は、まず、事業認定の無効確認訴訟の提起を検討すると思われる。事業認定無効確認訴訟と土地所有権確認訴訟等とを比較するならともかく、収用裁決無効確認訴訟との比較をさせる意図が理解できない。また、検討すべき内容も、典型的な問題とはいえ、この要件に関する出題として、適切でない。〔●●●〕
- 試験時間に見合った出題になってきたと思われる〔●●●〕

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

- 素材として土地収用法を巡る紛争を取り上げたのは適切であると思うが、中心的な論点として違法性の承継について尋ねているのは適切とは思われない。事業認定の違法が収用裁決の違法として承継されることは長年に確立してきた判例法である。確かに近年、土地収用法改正により事業認定を争う機会が整備されたこと等により違法性の承継を否定すべきであるとの学説や一部の判決が見られるが、仮にこのような近年の動向を知っているのかどうかを知るために出題したとすれば適切ではない（土地収用法の関係条文が資料となっているが、ここから最近の動向を読み取るのは難しい）。また、タヌキの森事件の基準の当てはめを期待しているのかも知れないが、先行行為を争う機会があれば違法性の承継を排除すべきと単純に言えるのかについても疑問がある。概して、この問題（違法性の承継を問う部分）は、そもそもどのような答案を期待しているのか明確ではなく、問題として適切であるとは思われない。〔●●●〕
- 近年、論点が固定化される傾向にあったところで、今回、無効確認訴訟の「原告適格」の有無というこれまで出題されてこなかった論点を出すことで、事案に即

した訴訟類型を挙げさせ、その中から適切に選択できる力、そして、判決効の理解力など、法科大学院の講義で扱った知識を活用する力をみる事が可能となり、一定程度、評価したい。しかし、こうした新規の問題を出す場合、この問題の検討に時間を割くこと予想されるので、ほかの問題に係る論点の削減などの工夫があつてしかるべきところ、そうした工夫がなかったと思われ、その点の改善が望まれる。〔●●●〕

- ・ 重要論点である処分性と第三者の原告適格がいずれも出題されていないのは、受験生の実力を測る点で十分でないと思われる。他方で、違法性の承継の論点は、2016年に出題されており、今回改めて出題する必要性があつたのか、疑問に感じる。〔●●●〕

e.適切でない

(2) 民事系

(ア) 民法

a. 適切である

- ・ 財産法の各分野の重要論点から出題されている〔●●●〕
- ・ 第1問は、ある意味で意表をつく工作物責任の問題であるが、請負契約における基本的論点である所有権の帰属とからめて、大変、基本的でかつ面白い問題であつた。ただ、請負人の使用した建設資材の製造者との関係での問題設定の意図がやや不明な部分があつたように思う。第2問の設問1は、賃料の債権譲渡と不動産所有権の移転に伴う賃貸人の地位の移転に伴う賃料の移転の優先関係の問題であるが、判例が必ずしもないものの、基本を踏まえて、十分に解答を展開できる問題である。第2問の設問2は、債務引受契約に関する動機の錯誤の問題であり、これも、旧法下での基本判例を踏まえていけば（または改正法下でも条文をしっかりと確認すれば）、十分に解答を展開できる問題である。事実が、いたずらに複雑で長くならず、簡潔に整理され、かつ、設問も、受験者に対する誘導を含み、出題意図が鮮明になるように書かれているように感じた。〔●●●〕
- ・ 設問1及び設問3は、民法をめぐる基本的な制度の理解を前提とした上で、事案の多角的な評価を求める問題であり、司法試験の理念に照らして適切な出題がなされている。「基本的な制度の理解」といっても、それらは必ずしも単一のものではなく、一定のバリエーションが想定されるところではあるが、そのようなバリエーションに応じた検討が可能とされている点も適切である。設問2は評価の分かれるところではあるが、近時、民法法の学習及び教育のあり方について一定の

「偏った見方」が存在しており、平成29年以降の改正民法の運用という観点をも踏まえたときには、むしろこのような出題は積極的になされるべきではないか、と考える。〔●●●〕

- ・ 判例の知識を前提に、まず適用条文を適切に選択させたうえで、その条文の要件と効果の理解を問う良問と考える。もっとも、事案への当てはめを問う部分は、事実関係を適切に把握することと、判例だけでは答えにくい部分への筋道の立て方が求められており、法科大学院教育の趣旨にも沿うものといえる。〔●●●〕
- ・ 民法が関わる、現実には紛争となることが多い設例について、判例準則を考慮して公平に適う解決ができるように検討することが求められている。〔●●●〕
- ・ 基本的理解を問う問題、論理的思考力を問う問題、応用力を問う問題等が程良い分量の事例問題において、比較的バランス良く出題されているため。〔●●●〕
- ・ 応用問題であるが、基本的な論点に対する理解から出発する出題、制度横断的な出題となっており、法科大学院教育を踏まえたものといえるため。〔●●●〕
- ・ 基礎的な制度理解、複数の制度に跨り、様々な要素を含む事案を分析し、再構成する能力、複数の法律構成・法的評価を比較し、その優劣を評価する判断力等、様々な能力を量ることができる総合的な問題だから。〔●●●〕
- ・ 民法の基礎を正確に理解し・活用できるかどうかを試すことのできる問題であった。また、事実関係から法的に意味のある事実を抽出することができるかを確認する問題であったといえる。〔●●●〕
- ・ 教科書等で言及されるが、そのものでは解答にならず、応用力が試される問題だから。民事法の基礎知識に加えて論理的思考力を試す問題であるから。〔●●●〕
- ・ 共通到達度目標に照らして過不足のない知識を前提に、奇をてらう内容とはならず、基本からの応用力や当てはめを聞く適切な問題となっている。〔●●●〕
- ・ 基本判例・重要判例などを押さえて、論点を確認する学習を続けていけば対応できる問題。〔●●●〕
- ・ 民法の各分野から広く出題しており、難易度も適切と思われる〔●●●〕
- ・ 改正法の内容について書くものであるが、授業を理解していれば十分に回答できるから。〔●●●〕

b. どちらかといえば適切である

- ・ **基本的な知識を素直に問う問題と、複合的な知識をもとにした思考力を問う問題がバランスよく含まれていた。**〔●●●〕
- ・ 請負人の建物所有権が担保のための所有権ということをどう評価するか、占有者責任の内容また占有者責任と所有者責任の関係もあまり勉強していない論点であるが、ここまでちゃんと勉強しておけということが示されておりよい。また、将

来の賃料債権の譲渡と建物の譲渡の関係という、集合債権譲渡担保という典型論点と共に考えさせる応用問題が出題されており、勉強していなくても応用的な問題点を発見・理解できるかどうかが試される問題である。このような手薄な問題も勉強させるために、あまり勉強がされていない論点から出題して頂いてよいし、また、考えさせる問題を今後も出題してもらいたい。択一が易しかった分、論文の問題のお陰で、民法の勉強がしっかりなされる刺激になったものと思われる〔●●〕

- ・ 理由① 基本的な法律問題に対する理解と、応用を問う問題となっている。
- ・ 理由② 内容は適切である。過去十数年の出題領域を分析するとどうであろうか。A・Iが容易に予測できるような出題は避けるべきであろう。「請負」、「賃貸借」に関連した問題がやや多いような印象を受ける。出題の偏りを回避する方法としては、【事実】1～3とその〔設問〕の連続に拘泥しないという手法も考えられよう。〔●●●〕
- ・ 授業レベルに合致しているため〔●●●〕
- ・ 例年とあまり相違ない。〔●●●〕
- ・ 問題文（事実関係）が短くなり、その分、事案分析の比重も減って幾分論点チックな出題の印象を受ける。〔●●●〕
- ・ 土地工作物責任、賃貸人の地位の移転、免責的債務引受契約の錯誤無効など基本論点に関する出題であり、かつ問題文が短くなった分、受験生には考える時間が増えたと思われる。〔●●●〕
- ・ 各設問が、受験者に基礎的な理解があるかを確認するとともに、その応用力を問おうとする問題となっている点は、法科大学院の教育課程とも合致しており、適切であると思う。但し、（これは近年の傾向であると思うが）、各設問が相互に関連している様子が特に見受けられず、単に比較的短文の事例問題を3問解かせたに過ぎない内容となっている。各設問に配点が記載されていることも相まって、このような出題の場合、受験者としては、解答時間の関係上、ある法律上の争点について深く掘り下げた検討を行おうとはせず、全設問についてまんべんなく必要最低限の事項を記載するという事に注意が向きがちとなり、結果的に、表層的な答案が多くなってしまわないかが危惧される。そうすると、せっかくの各設問の狙いが生かされないこととなるので、この点は残念である。〔●●●〕
- ・ 設問2は、法科大学院教育の範囲をやや逸脱しているように思われる。〔●●●〕
- ・ 民法を専門する教員からみれば、問題自体は、基本的な学識とその応用力を問う適切なレベルであると思われるが、受験生からすれば、必要以上に事案が複雑でやや難易度が高いと思われる問題もあり、改善の余地もあるように思われる。〔●

●●]

- ・ 概ね、基本的な知識や思考能力を問う問題と言えるため [●●●]
- ・ 論点としては、典型的なものであり、論点さえ発見できれば、学部において学んだ知識を法科大学院において発展的に学習することによって対応することのできるものであると思われる。 [●●●]
- ・ 特定の著名裁判例に関する設問が50点の割合を占めていることから、この裁判例の知識が合否に大きく影響したものと思われ、やや違和感がある。ただ裁判例が出されてから相当の時間が経過していること、会社法上重要かつ基本的なものであることを考えれば、出題はおおむね適切だと思う。 [●●●]

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

- ・ 大問が3問で事実上の小問(論点)が5つあり、各小問(論点)自体は基本的な知識を前提にしたもので、決して簡単ではないが、難易度はそれほど高くはない。しかしながら、2時間という時間的な制約の中で、5つの小問(論点)について、「出題の趣旨」で求められているような深い思考を重ねたうえで正確な記述をすることは、およそ不可能である。これでは、表面的に論点をさらって言及するだけの内容の薄い答案が続出することになる。法曹にふさわしい人材を選考する試験としては、適切ではない。 [●●●]

e. 適切でない

(イ) 商法

a. 適切である

- ・ 従来出題されていなかった論点でかつ会社法のホットイシューである。奇をてらったところもなく妥当。 [●●●]
- ・ 株式会社(とくに上場会社)において現実の問題となっている(なった)事項に関し、特定の条文や判例の知識のみでは対応できない問題について検討させるものであり、会社法実務に携わる素養をみるという目的に適っている。 [●●●]
- ・ 制度の理解を問う問題、判例の理解を問う問題、そして判例が存在しないことから受験生がこれまで意識的には考えたことがない可能性はあるものの、会社法の

基礎的理解を問う問題と、非常にバランスが取れた出題内容となっており、また分量も以前のように論点の数が多すぎることのないため良問であると考える。〔●●〕

- ・ブルドックソース事件最高裁決定その他の会社法の基本的な知識・理解を問う問題であり、適切であると考えます。〔●●●〕
- ・基礎的事項の習得及び判例学習の重要性を受験生に認識させる内容となっている。〔●●●〕
- ・基本的な知識を問う問題（設問1・2）とそれを基にした応用的な思考力を問う問題（設問3）の双方が含まれていて、問題のレベルが適切だと思う。ただ、ちょっと書かせる量が多いのではないかと感じた。〔●●●〕
- ・条文の基礎知識、基本的論点や重要判例の理解があれば十分に解答できる問題である。〔●●●〕
- ・基本的な知識をベースに、思考力を問う内容となっている。〔●●●〕
- ・設問1は法令の内容についての基本的な比較検討を行う問題であり、設問2も、判例百選掲載の最高裁判例を学習していれば、一応の答えは書くことができる。設問3は類似の先例がなく、また回答の方向性（責任がある、ない）についても明確とはいえないが、会社法の条文、取締役の善管注意義務の内容、問題文に掲げられた事実に丁寧に言及したうえで回答者の見解を述べれば、それなりの回答はできると考えられる〔●●●〕
- ・法科大学院の学修レベルに則っていた。〔●●●〕
- ・基本的な点を問う問題、基本を踏まえて考えさせる問題であり、適切である。〔●●〕
- ・会社法の制度理解、判例を踏まえた論点の検討、法的思考を問うており、3つの異なる観点からの設問で構成され、問題文の指示も明確であり、商法・会社法の理解を問う問題として適切と考える。〔●●●〕
- ・会社法上の制度についての比較検討を求めている点、判例の理解を前提に文章中から事実関係を適切に拾い上げながら具体的結論を導くことを求めている点は評価できる。問題の難易度も適切である。〔●●●〕
- ・会社法の基本的な問題を問うている。〔●●●〕

b. どちらかといえば適切である

- 判例百選をしっかりと学習するだけではなく、少し事例を変えて理解力を問う出題や、基本的な法制度の理解を条文を読んで回答させる問題は良問であろう。ただ、設問1は、何を回答させたいのか、少しわかりにくい面もあるように思われる。〔●●●〕
- 過去の問題と比べて、論点が多過ぎるといったことはなく、難易度も適切だと思われました。ただし、設問1のように、短時間で多くの条文を確認する必要のある出題については、若干疑問を感じました。〔●●●〕
- 基本的には適切であると考えられるが、問題量が多く、習熟度よりも時間内での問題処理の速度で差がついている部分もあるように思われる。〔●●●〕
- 定款解読を前提とした株主総会の招集手続という正常事態の正確な理解や条文検索能力を問う〔設問1〕、買収防衛策の問題を対価の相当性や交渉に応じた場合の撤回可能性というひねりを入れることで買収防衛策の制度趣旨やブルドックソース事件の理解の深さを問う〔設問2〕、総会決議遵守義務と善管注意義務の対立を前提に取締役の任務のあり方と責任を現場思考で問う〔設問3〕と、多角的かつオーソドックスで暗記に頼れない出題がなされている点。ただし、中間層の差別化として適切な問題であるかについて、①現場思考の割合が増えていること、②〔設問2〕と〔設問3〕で典型論点からのひねりに気づけない受験生の差別化ができていないか、特に、〔設問2〕は5割の配点で中間層の差別化ができるレベルの問題であるか、の2点において疑問が残る。〔●●●〕
- 設問3は、表層的な理解にとどまる者のほうが悩まずに解答し得た可能性がある。〔●●●〕
- 条文解釈および摘要と実務を見据えた良問であると思われるが、いささか実務の点についてはロースクール教育で当然に得られる知識（推測）から外れていたようにも思われる。〔●●●〕
- 会社法の基本的な条文とその趣旨・要件や重要判例についての理解を前提とした事例問題であり、おおむね適切である。〔●●●〕
- 令和元年度民事系科目論文式試験第2問、設問1に関して、臨時株主総会の招集と定時株主総会において株主提案権を招集する場合のメリット・デメリットを比較検討するものであったが、文章例とは、あまり関連がない設問であったといえる。また、法務省のHPに公表された出題趣旨から、本問は法律論というよりも、事実上のメリット・デメリットについても論じさせるものであったことが伺える。これらの点は、法科大学院で学んだ教育を反映させた司法試験の設問という観点からは、やや疑問が感じられた。設問2に関しては、ブルドックソース事件等、判例百選に掲載されている判例を丁寧に読み込んでいれば解ける良問であったと思われる。設問3は、未だ判例の立場が確立されていない事案について、会社法

上の機関権限の分配に関する基本的な考え方を踏まえた上で、問題文にあるヒントを手掛かりに、現場で考えさせる問題であったが、学生にとっては、やや難易度が高かったのではないかと思われる。〔●●●〕

- ・ 科目の基本的な知識を問うバランスの取れた出題であるため。〔●●●〕

c. どちらともいえない

- ・ 役会決議事項の総会決議という近年の判例を取り込んでいること、M&A に関して本質的に判断が困難な事例を出していること、ビジネスプランニング的な観点から手法を取捨選択する問題を出していることは、それ自体良いビジネスロイヤーを生み出すという観点から評価できる。ただ、学生が要点を心得た良い答案を時間内に書くことが難しい問題もあったかもしれない。〔●●●〕
- ・ ①設問1について。上場会社では、通常、定款に普通決議の定足数を排除する規定が設けられている。他方、本問の事実4においては「甲社の定款には、以下の定めがあるが、他に株主総会の招集及び株主提案について別段の定めはない。」とあり、問題文中の「甲社定款(抜粋)」には、上記普通決議定足数排除規定がない。そうすると、本問において、普通決議においても、定足数を満たさないと臨時株主総会決議が成立しないことになる。この点から、臨時株主総会の招集という方法はそもそも実現可能性が低いこととなる。そうすると、臨時株主総会の招集という方法と議題提案権等の方法の比較を問う題意が分かりにくくなり、問題文において提案される「株主総会の権限に属する一定の事項」が特定されていないことも相まって、受験生にとって、解答しづらい問題であったものと推測される。
- ・ ②設問2と設問3の問題状況を大きく変えることは、考える力を測定する意味で、良い試みだと思われる。しかし、設問3が設問2と全く異なる状況を前提とするため、解答時間との関係で、慌てて事実関係を誤解した受験生もいると思われる。問題文にもう少し工夫(例えば、「下記10及び11では、上記9と異なり、」の表記をゴチックにするなど)があっても良かったのではないかと感じた。事実関係を誤解する受験生は適性がないと判断するのは早計であり、事実関係の誤読を回避する措置を講じて、試験技術に偏らない法的思考能力を測定していただきたい。〔●●●〕
- ・ 設問1, 同2, 同3との間に関連性があるかのような事実関係なのに、設問では無関係のものになっていて、紛らわしい上、全体としてはかなりの争点数になる。このような問題では、考えさせるというより、事務処理能力を見る結果になってしまうことを危惧する。〔●●●〕

d.どちらかといえば適切でない

- ・ 設問1は法科大学院での一般的な授業の内容を超えて過度に実務的な内容を問うている。設問2は良問である。設問3は、たしかに問題文にヒントが示されてはいるものの、やはり平均的受験生の知識・理解を超える設問であり、公平な採点が困難と思われる。司法試験は出題者のレベルを問うものではなく、受験生の間を適切にレベル分けするものでなければならない。〔●●●〕
- ・ [設問2]の題材であるブルドックソース事件最高裁決定は『会社法判例百選(第3版)』に掲載されているとはいえ、かなり特殊な事案に関する判例であり、汎用性に乏しいと思われる。このような特殊な事案及び判例を題材とする出題は、司法試験の問題としては適切でないと考える。〔●●●〕

e.適切でない

- ・ 設問3につき、出題者および出題趣旨作成者に、以下のような混乱が見られるように思われる。

362条4項の取締役会の決定は、具体的な売買契約に関する承認の決定、すなわち、売却先や売却の時期や条件等が明らかなものでなければ、ここで承認決定する意味がない。この承認決定を、株主総会でも行うことができるとの内容であれば、問題として意味がある。

しかしながら、本問での株主総会決議は、「年度内に、誰か買ってくれるところに、適正な価格で売りますよ」という意思あるいは努力目標を表明したに過ぎない。また、本問では、実際の具体的な売却の際には、取締役会での決定が別途行われている。

本問は、このような努力目標の表明と、上記の具体的な売却に関する決定を混同したまま、出題および解説が行われており、そのことにつき非常に疑問を感じ、適切ではないと考える。出題者自身が、決定・決議すべきなのは何かを理解していない、少なくとも意識していないように思われる。問題として成立しているのか、大いに疑問である。
- ・ 設問1は、実務上非常に重要だが、教科書には記述されていない、コストや、イニシャティブ、スケジュール等について考えさせる、非常に良い問題と考える。
- ・ 設問2は、良い問題と考えるが、出題趣旨の内容につき不満あり(欲張りすぎ)。〔●●●〕
- ・ 設問1は、昨年度の司法試験予備試験問題における出題と、株主提案権という同一制度を取り上げたことにより、司法試験予備試験の受験を経由した者と、本来の制度に乗っ取り予備試験を受験せずに法科大学院を経由して受験した者との間

に不公平感を大きく残したことが大問題である。予備試験問題は公表されているから、昨年度の出題内容を知る機会については辛うじて不公平とまではいえないとしても、緊迫した試験場における既視感を抱くことができたかどうかは、受験者心理に極めて大きな差をもたらすことが容易に推測される。さらに、昨年度の予備試験合格者については、同じ法制度につき知識を有し、理解していることを直接に2年連続して評価され加点されているのであるから、設問の問い方を多少工夫すれば不公平はないと楽観することは許されない。受験生心理としては、今後他の科目においても同様の出題がなされる可能性があるなら、予備試験を受験して経験していることが、翌年度の司法試験において有利に働くのではと疑念を抱いても仕方なく、法科大学院生が予備試験を受験するという本来の制度趣旨を離れた実態を一層助長しかねない危険な出題であったと談ぜざるを得ない。出題そのものについても、「会社法上の手段について」「手続を説明し、比較検討した上で、論じなさい。」という設問上の指示は、「比較検討」の目的語が「手段」なのか「手続」なのか文意が不明確で、特に出題趣旨にある「費用」を論じさせることを期待することは難しい。「手続」の意味も設問の文脈からは不明確であり、法律上の手続にとどまらず、議事進行上の論点についても論じさせる意図が明確だったのであれば、「招集から議決までの手続」を比較させることを明示するなど、設問文の書き方に工夫が求められる。設問2にも問題がある。他にも関連する裁判例があるとはいえ、出題趣旨に引用された最決平成19年8月7日民集61巻5号2215頁の正確な知識を問うものに概ねとどまっている。有事に緊急に導入された、個別性の強い敵対的買収防衛策の当否を問うものとして、コアカリキュラムに含めることが適当かどうかについても異論のあり得る応用的な論点を出題としたことにより、法科大学院において商法の基本事項を丁寧に学修した成果を評価するところから離れ、判例丸暗記へと受験生を誘導しかねないものと危惧される。とりわけ、設問2を配点50点で出題したことにより、当該判例を知っているか否かにより20点から30点の大差がつく採点結果となることは容易に想像されたはずであり、一つの判例から大量得点が見込まれる出題が今後も繰り返される場合には、出題論点の実質的な、しかし隠れた漏洩が起りやすくなる、という疑念を招くことすらあるものと警鐘を鳴らしておきたい。判例が著名であること、会社法らしい論点の出し方、思考の流れを追わせるということと、組み合わせられる個々の論点の通常の扱われ方から見て、1500名の合格者を選抜する試験の題材として適切であるかどうか、は必ずしも連動しないというべきである。作問に際しては、法科大学院において標準的に商法に割り当てられている単位数から合理的に学修が期待される範囲から、どの程度の解答が期待されるのかを絶えず検証して進めて頂きたい。設問3は、最新判例の趣旨を取り込みつつ、先行論点の結論を踏まえて責任の判定規範を適切に選べるかを問う良問と考えられる。〔●●●〕

* 複数回答

(ウ) 民事訴訟法

a. 適切である

- LSの必修科目でカバーしている範囲内からの出題であり、難易度も中間層にも手の届く程度であるから。管轄問題では苦勞した受験生もいるようであるが、予備校の出題予想などに踊らされた結果であり、LSの教育とは本来関係のないことであり、設問の素材として取り上げたこと自体が今回の出題の評価を下げるものではない。〔●●●〕
- 基本的概念の理解を問い、思考力を試す内容となっている。〔●●●〕
- 問題の内容・解答への指示及び問題量のいずれにおいても、適切である。〔●●●〕
- 移送、自白の撤回、文書提出義務に関する基本的な理解を問うものであり、適切な出題であると思料する。〔●●●〕
- 設問1、2、3のいずれも、設問の分野、設問の立て方とも、民事訴訟法の幅広い範囲から、いわゆる理論問題として記憶したことを書くだけでは足りない設問を立ててあり、適切である。特に設問3は、これまでと異なる出題形式であるが、訴訟実務における民事訴訟法の働き方にも注意を向ける双方向の授業に出て教師と議論をしたり、それを聞いて自問、自答していた学生にとっては、戸惑いがあったと思われる。〔●●●〕
- 出題テーマ・レベル、問題の量はいずれも適切である。〔●●●〕
- 事例に即して基本的な理解を問う問題であるため。結論そのものではなく考慮すべき観点・事項を問う形式を含めたことも、思考過程を問うものとして、適切である。〔●●●〕
- 管轄と移送、訴えの変更と自白、文書提出義務、と学習の行き届かない受験生が少なくないであろう辺りを訊いており、まんべんなく学習せよというメッセージを感じます。〔●●●〕
- 難易度としては適切である。〔●●●〕
- 問題文をきちんと読めばある程度の解答は導き出せるようになっているので、適切だと思います。〔●●●〕
- 授業等での扱いが手薄になりがちな論点や学説が落ち着いた感のある論点を正面から適切に取り上げ、受験者にプロセスとしての民事訴訟の勉強を促したことは、法曹資格試験として意義があると考えます。ただ、諸刃の剣の面もあり、今後の方

- 向性として固定化すべきかについては検討の余地があると考えられる。〔●●●〕
- 出題形式が法科大学院の授業と連続性があり、出題内容も民事裁判の実際を踏まえたもので、乖離がほとんどない。〔●●●〕
- 論理的な思考が試される問題であったと思います。〔●●●〕
- 管轄の合意や自白の取消しなど、民事訴訟法の基本問題が中心であり、法科大学院における学習の成果を確認するために適切な問題である。〔●●●〕

b.どちらかといえば適切である

- 〔設問 1〕は、17 条の類推適用による自庁処理の可否という論点として知らずとも、専属的合意管轄の有効性を肯定・否定の立場の理由を考えれば良いという点では難問ではない。また、管轄についても時には出題すべきであると思われる。〔設問 2〕は問題文中④が主要事実に該当するのか否かは難しいが、問題文中に誘導らしき表現があるので、当初の請求と追加請求とで異なる可能性があることは推測できるだろう。〔設問 3〕も、文書提出義務の有無そのものの結論は求めず、判断の際の考慮要素を考えさせるという点では良い問題であろう。ただ、220 条第 3 号の可能性を検討した答案をどう評価するつもりなのであるだろうか。その可能性は、全くないとは言えないだろう。〔●●●〕
- 基本的な論点が出題されている点は望ましいといえるが、やや予備校問題的であり、回答者の論理的な考察能力を適切に問うものとは言い難い。〔●●●〕
- 極端に高いレベルの問題ではなかった。〔●●●〕
- 移送の問題の以外は、まずまず適切であると考ええる。司法試験においては、基本的なリーガルマインドの有無が試されるべきであり、民事訴訟法の出題においても、「考え方が分かっている(説明の仕方が複数ある)論題について、その分岐となる点の理解の度合いを確かめ、当てはめをさせる」というものが相応しいと思うが、本年度の移送の問題はそうしたものから外れている。〔●●●〕
- 設問 3 の自己使用文書に関する判例の枠組みは問題文中に示してよいのではないか。〔●●●〕
- 実務上重要な論点についての質問であること。〔●●●〕
- かつては既判力や多数当事者訴訟などについての過度に理論的な問題が毎年出題され、実務とは大きく乖離していましたが、近年はやっと条文を重視し実務に近い問題となってきているようで、実務家登用試験としてふさわしい方向になりつつあるように思います。〔●●●〕
- 基本的な知識をもとに応用力を問うという意味では適切な問題であったといえるが、民事訴訟法の基本的な理解の到達度を問う上で適正な論点であったかどうか

は疑問が残るため〔●●●〕

- ・ 概ね基礎知識を基に法的思考力を問う問題が出題されており、良問であったと考える。〔●●●〕
- ・ マイナーな論点やこれまで考えたことがないであろう問題も出題されていて、現場思考も重要な問題であったといえるが、条文や既存の知識を手がかりにすれば回答できたと思われる。〔●●●〕
- ・ 短答式による条文知識の確認ができなくなっている以上、今回のような形式で基本的な条文操作も含む出題をせざるを得ないと考える。〔●●●〕

c. どちらともいえない

- ・ 過年度にはなかったと思われるが、今年は昨年の問題と連作（シリーズ）のようになっている、昨年受験した者に問題意識が強く残っていたとも思われなくもない。〔●●●〕
- ・ 昨年度と同じ内容のテーマが繰り返して出題されており、出題に偏りが見られるため〔●●●〕

d. どちらかといえば適切でない

- ・ 設問 2 は、要件事実のかなり細かな部分の理解が必要であり、平均的受験生には荷が重であろう。設問 3 も、文書提出命令というテーマはよいとして、最高裁判例に出ているよりえやすい事例に近づけてはどうかと考える〔●●●〕

e. 適切でない

- ・ 設問 1, 3 は比較的マイナーな論点といえる。民訴法の基本的事項に関する理解を問う問題が適切である。〔●●●〕

(3) 刑事系

(ア) 刑法

a. 適切である

- ・ 問題文の量適切、設問のヒントも適切〔●●●〕
- ・ 基本的な理解及び常識的な判断力があれば解答が可能な範囲内で、問題発見の能力や事実評価の能力等が深く問われる内容となっているから。なお、実務家養成課程としての法科大学院の刑法教育では、基本的な最高裁判例の意義や射程を丁

寧に学ぶことの重要性を強調しているところ、それを実感できるような出題を織り交ぜることが望ましく、また、実務上取り上げられることが差し当たり想定され得ない学説についての知識が問われていると誤解されないような出題形式・内容に留めることが重要であると思われる。〔●●●〕

- ・ 予備校の論証集や、理解を伴わない暗記では対応できない問いであるから。〔●●●〕
- ・ 修得しておくべき基礎事項が、概ねバランス良く設問されている。なお、単なる「判例の立場にたった場合」式設問だけではなく、諸説の適切な理解を前提として回答させる設問の比重が増えているように思われるが、この点も、受験者にとって学習量が増えるという負担増につながる面があるものの、他面では、法曹となるために必要な基礎力としては単に判例の立場のみの理解では不十分であり、諸説についての多面的な正しい理解・深い学習を促すものとして、好適と思われる〔●●●〕
- ・ 昨年同様、小問形式になっており、受験生の刑法の理解を多角的に問う内容になっており、基本的に適切な方向にあるといえる。〔●●●〕
- ・ 判例の立場や自己の依拠する見解からの解答の論述に終始させることのない出題形式となっている。ただ、設問3では、論述すべき説明が多数あるところ、これらの論述の順として、犯罪成立の検討順に沿ったものが求められているのか、それとも実務で実際に採用されている説明を優先してよいのか、最後の設問であるだけに受験生に迷いが生じない方がよいと思われる。
- ・ 設問1・2に対する精緻な回答と、設問3に対するチャレンジ精神のある回答との評価上の扱いがどのようになっているのかを抽象的にでも示す必要がある、すべてを網羅的に完成した答案を想定するのがかなり困難である以上、軽重判断のヒントを出すことは過剰なサービスではないと思われる。〔●●●〕
- ・ 論証パターンを暗記するような勉強では対応できない出題である。法科大学院での教育内容に沿った出題である。〔●●●〕
- ・ 実務上も決着の付いていない問題について、理論との関係を意識させ、理論と実務の架橋を図るという点で、極めて適切な問題である。もともと、〔設問1〕においてATMからの現金引き出しの罪責を問わないのであれば、設例のこの部分は【事例2】に回した方がよい。〔●●●〕
- ・ 昨年と同様、自説だけでなく、他の見解に関する理解も問う問題形式が採用されたため、法科大学院教育の現場でも学生の学修意識が変化して、重要な論点についてはただ判例の結論を鵜呑みにするだけでなく、様々な考え方を習得しようとする姿勢をみせる学生が顕著に増えた。〔●●●〕

- ・ 小問形式への変更により、判例・通説の立場のみマスターすればよいという学態度から、他の解決方法を学び、より広い視点で規範を立ててはめ作業を行う勉強をしておかなければ解答困難な設問であるから。〔●●●〕
- ・ 基本的な論点に関するものであり、複数の立場から解答が可能である。〔●●●〕
- ・ 法科大学院での学習内容を踏まえた問題として内容・水準ともに適切であると思われる。もっとも、ATMから現金を引き出そうとした行為を【事例2】ではなく【事例1】に位置づける必要があるのかは、疑問が残る。〔●●●〕
- ・ 単に一方からの解答を求めるのではなく、多角的な検討を要請している。〔●●●〕
- ・ 多面的な検討を求める出題には、好感が持てる。〔●●●〕
- ・ 設問1は、基礎的な事案処理問題、設問2、3は、複数の視点で法的構成を思考・構成させる問題であり、実務家に必要な複数の能力をバランス良く測るものとなっており、適切と思われる。〔●●●〕

b. どちらかといえば適切である

- ・ 一昨年までの形式よりも、現在の形式の方が、実務家としての適性をはかる試験としては適切であると思われるので、変更した形式を継続した点は適切であると思われる。また、誘導の形式も、なお読み間違いを誘う部分はあったが、昨年よりはわかりやすくなっている。〔●●●〕
- ・ 設問3などは出題形式が唐突な印象もあるが、受験生が解答しやすいよう論点を絞りつつも全体的には能力に応じて点差が付くよう非常に巧みに作られていると感じたため。各問の詳細については以下の通り：設問1は典型的な論点、かつ近時問題となっている事実関係を基にしており、リアリティがあって上手く作られていると感じた。設問2も典型的論点ではあるが、一定の立場からの説明を求める点など、受験者の基礎的知識、論述力等をはかるためには適切な出題との印象である。設問3は、判例学説ともに固まっていない問題が問われており、かつ刑事責任を負わないための理論構成という多くの学生にとって戸惑いの大きな問題形式となったのではないと思われるが、実務家として必要な論理的思考力をはかるためには、大変巧みな出題であると感じた。〔●●●〕
- ・ 昨年度に引き続き、「設問1～3」として「小問誘導形式」が採られている。この新傾向は、受験者にとって、論点が明示されたうえ自分が学習を積み上げてきた内容を示せることになり、従来、「そもそも論点自体を発見抽出し、発見した各論点の軽重評価をしながら答案論述しなければならない」という出題方式よりも、受験者にとってフレンドリーと言える。ただ、そういう新方向・新機軸自体は好ましいものの、具体的な設問については、昨年度と同様、今年度も、とくに「設

問 3」はレベルが高すぎるし、題意が不明確な面が見られる。こうしたこと、要改善であろう。〔●●●〕

- ・ 基本的な論点について問う問題で、設問の問い方も昨年度の問題と比べ適切となった。〔●●●〕
- ・ 昨年度の出題方式変更に引き続き、内容面でより改善されたと思われる。ただし、当てはめの能力を見る部分があってもよいのではないかと思う。〔●●●〕
- ・ 設問 2 については、論点が多角的であり、時間的に受験者が迷うことがあると思われることから、批判があるかも知れないが、そこをクリアすることが要求されるのであるから、問題はないと思われる。〔●●●〕
- ・ 難易度に鑑みて〔●●●〕
- ・ 昨年から、設問 1 に各論問題、設問 2 や 3 で対立する複数の見解を説明させ、自説を論じさせる問題が出題されるようになったことで、従前のような罪責を最初から検討させる問題ではなく、ある結論に至るためのプロセスをいくつか論じさせるような出題方式に変わったと認識している。このような出題方式は出題された論点につき十分な理解がなされているかをはかるという点では、適切な出題方式であると思う。ただし、今回の出題においては、設問 3 が様々な解答を可能とする形での出題を行ってしまったことで、採点基準の設定が難しかったのではないかと感じられた。〔●●●〕
- ・ 知識を総合して考えさせる問題となっている〔●●●〕
- ・ 刑法総論・各論の典型的な重要論点を問う問題であり、全体的にはどちらかといえれば適切であると考え。〔●●●〕

c. どちらともいえない

- ・ 昨年に引き続き出題形式に工夫がみられること自体は評価されるべきだと思うが、問い方が学説に傾斜しすぎではないかという印象を覚える。〔●●●〕
- ・ 論述試験においても理論的知識を重視する方向へのシフトには、基本的に賛同する。設問を設定し、通説・判例にとどまらない理論内容の比較・検討を回避した答案作成をできないようにしたのは、そのための工夫として支持するが、設問の仕方等（例えば、設問 3 の「難点を示せ」という要求）については、どういう回答の仕方が期待されるのかをわかりやすく伝える工夫をお願いしたい。〔●●●〕
- ・ 難易度としては問題ないが、特に設問 2 がやや技術的な問いに感じたから〔●●●〕

- 出題が事案の実務における解決を意識したものではなく、基本的な理論内容を重視するものとなっており、司法制度改革におけるプロセスとしての法曹教育の考え方からは、かなり離れたものとなっている。今年度はとくに、『出題趣旨』から読み取ることができる設問3の出題の意図が、刑法総論の学説を抽象的に理解している者に有利なものであり、事案の処理として裁判所でギリギリ主張できるものは何か、という発想で試験に臨んだ受験者には——熟慮する時間がかかり過ぎて——かえって不利な評価がされかねない、という問題があるように思われる。
〔●●●〕

d. どちらかといえば適切でない

- 設問1については、実務的に重要問題であり、窃盗と詐欺の区別という基本事項に関わるものであり、妥当という意見もある一方、司法試験受験生に、十分に議論の詰められていない、新たに問題となっている事例類型についてその理解を問うことが妥当か、時期尚早ではないか、難易度が最新知識の有無によって激変するのではないかという意見もやや強くある。

設問2については、反対説を理解しつつ、自説の弱点も踏まえながら主張を展開する能力を問うという観点から妥当という意見も一部ある一方、①②を説明する立場は複数あり、事後強盗の構造を固定して論ずるのか、そこも違うものとして考えるのか、かつその双方に言及すべきなのか、問題文からは読み取りがたく、受験生にどこまでの回答を求めているのか範囲が不明であり、形式的に不適切という疑問、これまでの出題に比し、事例の細部に注意して、その罪責を検討させるということから離れている点への疑問、仮に出題方式を是としても、本論点については、議論がかみ合っておらず、深みのない議論状況であり、この出題方式に適したテーマではなく内容的にも適切とは言い難い、実務家登用試験のあり方として疑問との批判が強くある。

設問3については、当事者モデル型の出題は、LS制度の趣旨からしてマニュアル型の解答を求める出題よりも適切という評価もある一方、総論に関する横断的理解を問うものと推測されるが、これまでの出題に比し事実の厚みがない点、求められている論述がやや実践的必要性が薄い点において疑問があるとの意見もある。〔●●●〕

- 学説の知識を問うことが、実務家登用試験にふさわしいかどうかは疑問のあるところです。〔●●●〕

e. 適切でない

- 形式的には、句読点が抜けていたり、「ボトルワイン」はワインであって、瓶を指すものではなく、用語に問題があったりなどの不備が目についた。これらは、問題の内容の信頼性も損なうケアレス・ミスである。内容的には、受験生が「今後は下級審の判例にも漏れなく目を配るべきなのか」という不安を抱かせる内容であり、下級審の判例の事案そのものを取り上げるべきではない。出題方法には、いっそうの工夫が望まれる。また、答案も「どこまで書けばいいのか」の基準がない。他説にも留意した答案構成という近時の傾向には賛成だが、少数の論点・見解を絞って丁寧に書くべきなのか、広く可能性のあるものを薄く書いた方がいいのかがまったく不明であり、共通した採点基準が存在するのかの疑問がある。これでは、受験生は、極端な少数説までを勉強すべきであるというメッセージだと理解しかねない。今年度は、出題方法に問題があったと考える。〔●●●〕
- 最近出題傾向が変化し、論点についての学説の異同を問う形式の出題が認められるところ、設問1から設問3を所定の時間内に応答するのは、記載すべき事項が多すぎ不適切と言わざるを得ない。特に、設問3は、大阪高判に類似の裁判例はあるものの、その論拠は明確でない上、学説上、十分には議論されておらず、教科書等にも殆ど記述のない論点である。これでは、受験生の基礎知識及び刑法の思考修得の程度を確認するというよりは、いかに、コンパクトに論点まがいを抽出するかというテクニックによって評価が左右されることは避けられず、この観点からも出題として不適切と考えられる。率直に言って、現在の受験生の標準的学力から考えて、刑法の設問2及び設問3に適切に回答できた受験生の数は多いとは考えられず、司法試験が選抜試験としての性格を否定できない以上、出来の悪い答案の中から、まだましな答案を拾い出す作業を試験委員が強いられるのではないかとこの危惧を払拭できない。すなわち、私には、司法試験の問題の難易度が、合格するかどうかとは別に、過度に上がっているとの印象が払拭できない。我々旧司法試験世代における出題は基礎的な問題であった。〔●●●〕
- 昨年に引き続き、多分に誘導的な出題方法であるために、ある意味回答が容易になっている一方で、設問2及び設問3については、いずれも様々な理論構成があり得るために、考えられる「説明」をいくつ論じなければならないのかが不明である。さらに、設問3は、「理論上の」説明の意義が明らかではない。その説明の「難点」を論じるにあたって、一定の立場を前提とした批判や実務上の運用との齟齬も「難点」に含まれるのか、また、被害者の存在を認識している以上「過失犯の成立を否定するのは困難」という批判は事実の評価における難点にすぎないのではないか、といった疑問が生じかねない。いずれにしても、実務的な事案解決能力を試すという観点からは、過度に複雑であって適切とはいえない。〔●●●〕

*複数回答

(イ) 刑事訴訟法

a. 適切である

- ・ 異なる理論構成で答えることを求めた点は、複眼的な学習を促す点で評価できる。〔●●●〕
- ・ 問題の量と質において適切である。〔●●●〕
- ・ 理論上も実務上も重要な論点が出題されている〔●●●〕
- ・ 典型的な問題点を扱っている上、事案に対する法律適用力や応用力も試されている。〔●●●〕
- ・ やや細かい理論構成や手続的知識を求めている点は、検討の余地がある。〔●●●〕
- ・ 〔設問1〕は自己の採用しない見解を考慮しつつ論じることを求めており、他の見解にも目を配るようにすべきことを求めている良問であると考えられる〔●●●〕

- ・ 具体的事例を通じて、刑事訴訟法の基本的学識、法適用能力、論理的思考力を試すことができる問題だから〔●●●〕
- ・ 別件逮捕・勾留、訴因変更といった、どの教科書でも一定量の記述が為されている事項を中心とした出題であったから。〔●●●〕
- ・ 基本的な知識・理解や法的分析等を試すことができる問題である。分量も適切である。〔●●●〕
- ・ 刑事訴訟法の基本原則を正しく理解した上で、原理原則から導かれる判例規範の射程・意義を考えながら事案に応じた妥当な結論を導く、という基本に忠実な法科大学院教育がきちんと身につけているかどうかを正確に判定することができる良問である。〔●●●〕
- ・ 自説と反対説の双方について、その理論的根拠を明らかにするとともに、事例の中から関連する重要な事実を選び出すことが求められており、マニュアル的な暗記では対応できず、問題点の本質を捉えた思考力が試すことのできる両問と思われる。〔●●●〕
- ・ 法科大学院の教育内容・教育方法に適合した出題であると考えられるため【設問2は、「公判前整理手続」を絡めることで（刑事）実務基礎科目をきっちり学んできたかどうかを確認することができる出題といえる。また、設問1は、自説（論パ）を暗記しておけばそこそこ対応できるという出題ではなく、法科大学院で他説にも配慮した一双方向・多方向の形での一講義を体験し、そこで学んだ内容を身に着けている者（しかも、実務基礎科目で令状審査について学んでいる者）にとってこそ答えやすい出題形式になっており、かつ、問われている内容も当然法

科大学院において複数の考え方（や具体的な審査方法）を教えているはずの一しただがって、受験者にその点の理解を要求しても酷とはいえない—ものといえる】。

〔●●●〕

- ・ 別件逮捕・勾留、及び訴因変更という刑事訴訟法の基本的論点について、身体拘束制度及び訴因制度の趣旨に遡って検討することが求められる問題となっており、受験生の法的思考力を試す上で適切であると考えた〔●●●〕
- ・ 刑事訴訟法の基礎理論や制度趣旨を理解していなければ解答できない設問であると思うから。〔●●●〕

- ・ 学修しておくべききほんてきな論点での出題である。
- ・ 設問2の問題はいいと思います。一方で、設問1の別件逮捕・勾留の話は、確かに講学上は著名な論点で、試験だと言われればそれまでですが、実務的な感覚からすると、やや時代遅れな感じがしました。〔●●●〕

- ・ 近年、受験生の学力が低下しているように見受けられるが、これに合わせて、難易度が高すぎるものにならないよう作題されていることがうかがわれたため〔●●●〕
- ・ 複数の理論構成を必要的に答えさせる問題（設問1）は、刑事系第2問においては初めての出題であったが、他説を理解していることが前提となる論点であり、難易度の点で不当だったとは思われない。また、設問2も判例百選掲載事例が下敷きになっており、答えやすい問題であったと思われる。また、時間をかけて考え、解答することができる分量であり、処理能力評価への過度な偏りを避けられるという点で、適切であったと思われる。〔●●●〕
- ・ 難易度・解答量ともに妥当であるから。基本的かつ重要な論点からの出題であるから。〔●●●〕

b. どちらかといえば適切である

- ・ 設問1の1は、自説に基づき結論を導かせておき、設問1の2において異なる結論を導く理論構成についても理解を問う出題形式になっている。答案作成の容易さという観点からのみ理論構成してその論証を暗記するだけの、その論点の本質的な問題点や理論の正確な理解に欠くような受験者（特に本問のような別件逮捕・勾留の問題では多く見られるであろう）には対応が困難な出題の仕方であり、その試みは高く評価できる。他方、1と2で異なる理論構成かつ異なる結論が求められる以上、あてはめにおいて摘示される各事実の評価方法や重要性についてほとんど確定的に方向付けられるものになり、受験者自身の理解により本来たど

り着いたであろう結論から乖離してしまうことがあるのではないかと若干の懸念を覚える。このように、先に結論ありきの実事評価を強いることは、「法適用能力及び論理的思考力を試す」という出題趣旨に反するのではないかと。〔●●●〕

- ・ 事例が適切である。〔●●●〕
- ・ 設問1があらたな形式で出題したことについては、論点の覚え込み・はき出しのための学修では容易に対応できないような問題を目指したものとして、一定の意義が認められるように思います。設問については、複数の小問を設定して別の事項を問うという手法がとられてもよかったものと考えます。〔●●●〕
- ・ 設問1は、学説だけでなく、事実に対する評価についても、自説と異なる立場を考えさせる問題であり、その論点の真の理解が得られる問題であったと考える。しかし、別件逮捕・勾留は様々な学説がある分野であり、題材としては難しかったのではないかとと思われる。また、具体的事実をどこまで分析的に検討するかが学説によって分かれるので使う学説によって不利有利が生じなかったのか若干不安に感じた。設問2は、オーソドックスな論点でありながら公判前整理手続の理解の確認も盛り込んでいたので良い問題である。〔●●●〕
- ・ 問題の難易度、設問の数は適切と思われる。設問1に関しては、自己の拠って立つ理論構成だけでなく、異なる理論構成をさせることで、単に暗記した論証パターンを書き出すだけでは対応できない出題という点で評価される。また、事実を羅列するだけでなく、自己の拠って立つ理論構成との関係で事実を評価させる問題でもある。どの問題領域であっても、単に論点を処理する問題ではなく、制度趣旨に遡って考えさせる応用的な問題が望ましいと思われる。〔●●●〕
- ・ 今年度は、①重要論点についての学説の対立、②公判前整理手続が関係する論点が出題されたことにつき、いずれも高く評価する。

現在の受験生は、いわゆる規範部分を丸暗記することばかりに汲々としている。しかも、自分で作成するのではなく、他人のいわゆる論パを入手してそれをそのまま覚える者が多い。そこで、判例をベースにした自説のみならず、有力な学説の反対説も併せて問うことは、自説の理解も深める学習に誘導することができ、非常に良い出題形式である。

また、実務では、否認事件は公判前整理手続を経ることが多い以上、各種論点について同手続を前提としたものでなければ、実務家登用試験に相応しいものとはいえないことから、今回の出題を積極的に評価している。とはいえ以下の点にご留意をお願いしたい。

(1) 学説対立問題（反対説も知っておくべき論点）については、刑事訴訟法については限られている。この出題形式のみでは出題範囲が偏ることとなる。そこで、この出題形式による可能性は残しつつ、新たな出題形式も検討していただきたい。

(2) ひとつの出題形式は、判例添付型である（過去には刑法で出題されたことがある。）。事例問題に関係する最高裁判例の判旨を添付し、当該出題の事案との違いに留意しながら、判例理論を解釈で導き、当てはめについてもどのような差が出るのかとの、を出題するものである。その意義は2点ある。①実務家が目下解決が迫られる事件に直面したとき、関連判例を下に解決してくことはごく当然の作業であり、まさしく上記出題は、実務家としての思考方法を問うものである。②判例について、基準部分を丸暗記するような学習方法を改めさせ、当該事犯を踏まえて、基準の背景にある理論を解釈で導き解決する能力・意識を涵養させることにつながると思われる。現状では、規範部分の暗記で差が付いているのではないか。しかし、実務の世界でも、起案するときには判例を横に置きながら文言の正確性をチェックしながらするので、判例の基準の機械的丸暗記など全く不要である。出題の趣旨等で、当てはめ（事情の抽出と法的意味づけ）の重要性をいくら説いても、「規範が書けなければ、点につかない」との意識が受験生の間で蔓延していると思われる（特に刑訴法では規範部分の比重が大きいと受験生は感じている。）。予備校では、「とにかく規範すら書けない人が多いので、それで合否が決まります。ロースクールでは当てはめまでやっているが、当てはめができなくても（上位は無理だが）十分合格できるので、規範を暗記しなさい」と指導している。現在の受験生に蔓延する悪弊（暗記中心の学習）を是正するためにも、出題形式の工夫が刑訴法では特に必要である。〔●●●〕

- ・ 法科大学院における教育内容に即している。〔●●●〕
- ・ 複数の見解を明確に論述するよう求めていることは評価できる。〔●●●〕
- ・ 主要論点が明確であり、比較的平易な問題である。訴因変更の許否については応用ないし発展の部類に属する論点といえようが、公判前整理手続の趣旨をふまえればそれほど難しいものではないと考えられる。

ただし、事案および個別の設問にやや気になる点がある。

第1に、本事案において、別件逮捕・勾留の論点以前に、業務上横領の逮捕・勾留がその要件を満たさず違法となる余地があるのではないかと、いう点である〔実際には、出題意図を察してこのような見解をとる受験生はまずいないと思われるが〕。

第2に、別件逮捕・勾留につき本件基準説を採用したばあい、別件基準説などを採用したばあいと同様、業務上横領の逮捕・勾留を適法と解する余地があるのではないかと、いう点である。このような見解をとると、設問1の2で「1と異なる結論を導く理論構成」を想定することができなくなってしまうのではないかと。

第3に、別件逮捕・勾留につき本件基準説を採用したばあい、設問1の1の論

述において別件基準説をあげてこれが妥当でないことを述べる必要があり、設問1の2の解答と重複してしまうのではないか、という点である〔小問にわけず、設問1の1と2を合体させたほうがよかったように思われる〕〔●●●〕

- ・ 概ね、法科大学院での学修を踏まえた問題となっている。〔●●●〕
- ・ 刑事手続の流れや基本事項を踏まえ、刑事訴訟法に関する正確な理解を試す問題となっていた。〔●●●〕

c. どちらともいえない

- ・ 論点の数を限定したのは良い。しかし、設問1小問2で「理論構成」という言葉の意味が分かりにくい。本件基準説と別件基準説のような解釈理論の対比を求めているようにも見える。しかし、たとえば同じ本件基準説の当てはめで、どの事情を重視するかによって、適法と違法に結論が分かれることもあり得る。むしろそのような対立の方が、現実性がある。このような対比をした答案がどう評価されるのか、分からない。〔●●●〕
- ・ 刑法と同様に、別件逮捕にかかる学説の異同等を問う問題ではあるが、刑法と異なり基本的な論点であって、出題として不適切とまでは言えないと考える。もっとも、捜査の適法性等を論証するだけでも、相当の紙数を要すると考えられることからすると、刑事訴訟法の問題も、その回答すべき事項が多すぎるように思われる。受験テクニックに優れた者が合格するとの弊に陥っていないかが心配である。〔●●●〕
- ・ 検討対象となった論点は、いずれも基本的なものであり、適切である。〔設問2〕は、これまで本格的に出題されることがなかった公判前整理手続を経た事件に関するものであるが、すでに当該制度は定着して久しく、出題に妨げはないと考える。その一方で、〔設問1〕については、自らの拠って立つところと、それと異なる至る理論構成から、複数の事実認定を求めるという質問方法は、出題形式及び答案作成への習熟度に左右されるところが多く、法律実務家として必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する司法試験の目的に沿うものといえるのかやや疑問が残る。とくに、司法試験の合格が望まれる優秀層のほうが、考えあぐねるところがないかとの懸念がある。〔●●●〕
- ・ 設問1と設問2の配点割合が分からないが、捜査に関する問題である設問1にウェイトがあり過ぎるきらいがある。特に、事例において、捜査の経過が、資料1も含めると、かなり長文で情報量が多く、受験生にはこれを読解するのは相当な負担ではないか。捜査と公判・証拠の問題は同等のウェイトであるのが望ましい。また、設問1で別件逮捕勾留を問題として取り上げること自体は適切であるが、

出題の仕方が自説だけでなく他説についても論じさせるやり方は、従来にはない
問い方であるところ、多分に学説がどうであるかといった点の知識を問うこと
になり、司法試験の論文問題で求める方向とはズレていないか。〔●●●〕

- ・ 出題の論点については適切だが、説の対立する論点につき、双方の立場からの帰
結を求めるという出題趣旨である点、訴因変更の可否要否というオーソドックス
な論点につき、公判前整理手続きとの関係を絡めた問題にした点は、やや新奇で
対象受験者の資質能力の的確な判定に直結するものかという観点から評価が分か
れるのではないかと思われる。〔●●●〕

d.どちらかといえば適切でない

e.適切でない

(4) 知的財産法

a.適切である

- ・ 難易度が適当である。〔●●●〕
- ・ 条文及び基本的な判例を正確に理解していれば解答できる内容で、解答の分量も
例年に比べると配慮がされており、難易度、分量とも適切な出題と感じた。〔●●
●〕
- ・ ある程度きちんと学習していれば押さえているべきと考えられる裁判例を素材に、
基本的論点を問いかけるよう心がけた点が評価できるのではないか。取り上げら
れた論点も基本的な論点からやや高度な論点までうまく展開して尋ねている様に
思われる。〔●●●〕
- ・ 典型的な論点を問う問題であるから。〔●●●〕
- ・ 特許法、著作権法とも基本的かつ重要な論点の理解を問う良問である〔●●●〕
- ・ 裁判例等を念頭に、自説を説得的に論じることができるかを重視しており、法曹
に必要な資質能力を問うものとするため。〔●●●〕
- ・ 法科大学院の授業において、一般に扱う論点の理解を問う問題であり、学生が知
っておくべき重要裁判例を基にした事例問題となっている点で、適切と考える〔●
●●〕
- ・ 細かすぎる論点が出題された昨年より、大きく改善されている。実務的に必ず生
ずる基本的な問題を問うており、また、特許においても特許請求の範囲に係る問
題をおりこんでいることも妥当である。〔●●●〕
- ・ 基本的事項を複数出題しているため、日々の学習の成果が反映されやすいと考
える。〔●●●〕

b.どちらかといえば適切である

- ・ 著作権法に関しては、問いを個別化し、基礎的な論点を逃してしまうことはないと思われるが、逆に差がつきづらいように感じられた。〔●●●〕
- ・ 著名な論点等を中心に出題が行われている。〔●●●〕
- ・ 要求される知識の量・程度が標準的であると感じられ、いわゆる重箱の隅をつつくような問題はなかった。〔●●●〕
- ・ 書かせる量が多いように思われるが、出題論点は適切。〔●●●〕

- ・ 論点の選択も事案の作成・設問の設定も比較的適切である。難易度もほぼ適切である。〔●●●〕
- ・ 出題レベル等に関しては、その設定が常に困難であるところ、本年は概ね問題ないと思われます。〔●●●〕
- ・ 出題レベルがさほど高すぎず、重要論点の基本的理解を問う問題である。〔●●●〕

c.どちらともいえない

- ・ 職務発明の定義に該当するか否かという事実認定のみを論じさせる冒頭の設問は不要であると思われる。〔●●●〕

d.どちらかといえば適切でない

- ・ 解答に与えられる時間に比べ難易度がやや高く・分量が多いと思う。〔●●●〕

e.適切でない

*複数回答

(5)労働法

a. 適切である

- ・ 難易度・分量とも適切である。〔●●●〕
- ・ 問一については、解雇（労契法 16 条）、経歴詐称と解雇（懲戒解雇（労契法 15 条）、解雇予告との関係（労契法 20 条）等、重要論点である解雇を扱う事例問題として適切なものである。学生の理解を図る試験として適当なものだと考える。問二については、労働協約の解約（労組法 15 条）、チェックオフ（労基法 24 条等）、不当労働行為（労組法 7 条・支配介入）について問うものであり、いずれも労働法

における重要論点である。設問の内容としても適切なものであると考える。学生の理解を図る試験として適当なものだと考える。〔●●●〕

- ・ 多岐にわたる論点を含む出題であり、チェック・オフ中止に対する救済の限界など、やや発展的と思われる内容も含まれるが、基本的には法科大学院でカバーすべき内容に含まれると考える。〔●●●〕
- ・ 基本的な論点について問うもので、労働法の能力について適切に判断できる内容と思われるから。〔●●●〕
- ・ 労働法の基本的な論点が多く含まれるため〔●●●〕
- ・ 基本的な判例に基づいた出題であり、また、就業規則や労働協約の規定内容から具体的に検討させるものであり、よい出題と考える。〔●●●〕
- ・ 重要な（裁）判例の事案と判旨をよく理解していれば十分に対応できる問題であり、適切である。〔●●●〕
- ・ 最高裁判決のある基本的論点を取り上げつつ、いくつかのパターンに分けて考えることができるかを問う問題であり、適切。〔●●●〕
- ・ 第1問が解雇、第2問が労働協約に関する出題であり、オーソドックスな設問と考える。〔●●●〕

b. どちらかといえば適切である

- ・ 第1問は基本的な論点の組み合わせで書けるが、第2問の掲示板に関する部分は裁判例を学んでいないとすぐには書けない可能性がある。〔●●●〕
- ・ やや難易度は高く、解答すべき論点も多めであるように思われるが、比較的オーソドックスな論点について、事実のあてはめもさせながら解答させる問題で全体としては適切であると思う。〔●●●〕
- ・ 第一問の設問2は、普通解雇における解雇理由の追加の可否を問う問題であるが、この論点については判例や通説が確立しておらず、授業でも詳しく取り上げることは少ないと思われるため、受験生にはやや難解と思われる。他方、懲戒解雇における処分理由の追加については判例法理が確立しており、懲戒権の行使である懲戒解雇と解雇権の行使である普通解雇の異同を踏まえて考察することができれば（結論がどちらになるにせよ）回答することができるので、受験生の実力を計るためには適切といえるかもしれない。第二問は標準的な問題であり、不当労働行為について通常程度の知識と理解があれば回答できると思われる。〔●●●〕
- ・ 第一問は普通解雇についての実務上も頻繁に生じうる内容を問うもので、基本的に適切な出題と評しうる。やや詳細に傾いているとの印象もなくはないが、学習到達度の高低を明確にするためには止むを得ない措置であろう。点数の分布が他の科目に比べて偏りがあるようであれば、この点は事後的な調整が必要かと思われる。第二問もテーマとしてはオーソドックスなもので適切と評価しうる。労働協約の解釈に重点が置

かれている点は、やや新規な印象を受けるが、近年の判例実務に おいて登場してきている論点であり、法科大学院の授業担当者に対する注意喚起として有意義な出題であったといえよう。〔●●●〕

- ・ 確定した判例法理と条文の理解があれば十分に解答可能な内容と評価できる。〔●●●〕

c. どちらともいえない

- ・ 第2問は基本問題でよいですが、第1問の2は実務すぎており、また「ハウ・ツー」的でもあります。院生にとっては不適切なものです。〔●●●〕
- ・ 適切でないとはいえないが、基本的な学習をしていれば確実に解答できる昨年のような問題と比較すると、出題趣旨が求める論点の発見や検討が若干難しいように思われる。〔●●●〕
- ・ 第1問について、事実関係の整理を受験者に委ねている部分が少なくなく、事実関係に関する情報をもう幾何か設問で提供してもらいたかった。第2問は良問であると思う。〔●●●〕
- ・ 問題1、2ともに、しっかりと考えなければ適切な論述を行うことができないと思われしますので、その意味では良問であると思います。ただ、問題1、2ともにやや難解であるうえ、解雇理由の事後的追加の論点は、懲戒解雇事由の追加に関する最高裁判決の射程というよりも、労基法22条の解釈と関わる論点である向きが強いため、設問と出題の趣旨が合致していない側面があるように思います。また、普通解雇における解雇事由の事後的追加の論点は、教科書でも触れられることの少ない論点であり、裁判例もほとんどありません。山口観光事件最高裁判決の射程を問うのが趣旨であるとするれば、もう少し異なった形で出題すべきであったと思います。〔●●●〕

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(6) 租税法

a. 適切である

- ・ ①対象となる題材は、法科大学院の租税法の講義では必ず重要なものとして取り上げられる基礎的な概念・制度であり（低額譲渡、損失等）、いたずらに技術的細

部に立ち入らないものですので、法科大学院における選択科目としての租税法の位置付けにふさわしく、また、学生間（学校間）の不公平はないものと思われま

- ・ ②他方で、与えられた具体的事案から、一つ一つ問題点を正確に取り上げて論じることは必ずしも容易ではないと思われ、日頃から判例等を通じて具体的な法適用に立ち入った学習を行っている者と、規範の字面だけを追っている者との間では相応の差が開いたと想像されます。この点において、今回の出題は試験問題としての機能を果たしていると思われま
 - ・ ③施行令が問題文中に引用されていることは、与えられた施行令を読みこなすことまでは求められるが、その暗記までは必要でないことを示していると理解します。そうであれば、租税法においてどこまで学習すべきかの指針となるものと思われま
 - ・ ④「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を題材としたことは、借用概念という租税法律主義に直結するきわめて基本的な概念が真に体得されているかを試す上で効果的と思われま
 - ・ ⑤かねてより、租税法の出題においては、過度に知識に偏らず、基本的概念を深く理解しているか、また、それを具体的に適用できるかを試す出題が模索されてきたと理解しております。そのような問題を作成するのは容易ではないものと想像しますが、本年の出題はそのような目的に沿うものとして適切であったと考えま
- す。〔●●●〕
- ・ 事例にそくして所得税法と法人税法の基本的な理解を問う良問。第1問の設問4と、第2問の設問3は、制度に関する一般的な記述や解釈手法の立場からの評価を求めるもので、新機軸であるところ、いずれも法科大学院における学習内容からして無理がない。なお、第1問の設問3は、ややこまかい論点であったかもしれ
 - ・ 退職給与としての低額譲渡、災害損失、個人／法人間低額譲渡、低額譲受、借用概念論と、法科大学院で教えるべき（そして本学では実際に力を入れて教えてい
 - ・ 条文と基本書とケースブックで対応できるが、出来に差がつくであろうから〔●●●〕
 - ・ 租税法に関する基本的な理解を問う問題となっているため。〔●●●〕
 - ・ 事例問題と所得の意義という基底的問題を適切に組み合わせおり良問と考えら
- れる。〔●●●〕

b.どちらかといえば適切である

- ・ 低額譲渡絡みの出題に若干の重複感がある点と、法人税のウェイトがやや高い点が気になりますが、第2問設問3のような新しいタイプの出題において工夫が見られ、また全体的な難易度も適当である点などが評価できると考えます。〔●●●〕
- ・ 所得税法、法人税法において押さえるべき基本論点が問われているため適切な問題であるが、やや問題数が多いようにも思われる。〔●●●〕
- ・ これまでの司法試験問題の論点との重複感がある。基礎学力を問うべき残された重要な論点が多々ある。〔●●●〕
- ・ 個々の問は適切であるが、全体の分量が多すぎる。〔●●●〕

c.どちらともいえない

- ・ 難易度としては適切だと思うが、出題範囲にやや偏りがあると感じた〔●●●〕
- ・ 資産の低額譲渡があった場合の処理について、法人税法と所得税法の両面から問う問題であったが、問題点が絞られすぎているのではないかとの感想を持った。また、設問の数が多かったので、手書きでの解答では時間が足りなくなるのではないかと思われる。〔●●●〕

d.どちらかといえば適切でない

- ・ 実質的な問題数が多すぎるように思う（平成24年度まで行かないが雰囲気はこの年度を彷彿とさせる）。例年のような事例に対するあてはめよりも、知識と細かな条文適用を事務的に大量にさせる傾向の問題となっている（解答（結論）まで決定しているようにみえる計算問題もあった）。また、第2問においては、事例の特性に関係のない単純な税法適用が問われており、受験生が混乱するのではないか（問題文の事情をどのように活かすべきなのか、通常受験生はこの点を考えることになるため、心温まるストーリーだったといわれてしまうと困るのではないか。実際にはこの事例を前提にしても、機械的な税法条文の適用を行うことになると思われるからである）。以上より、典型論点をベースにしなが、応用事項も問うという点では全体的な出題事項そのものは適切であると思うのですが、上記2点により法的思考力を問う司法試験の問題としては適切といえるのか疑義が残りました。〔●●●〕
- ・ ①大問1及び大問2はいずれも資産の低額譲渡に関するものであり、論点にかなり重複がある。②大問1「取得価格」は「取得価額」の誤りであると思われる。③大問2設問3は薬機法上のサプリメントの位置づけという租税法とは無関係の知識により解答の方向性が大きく左右される。④大問1及び大問2で設問の形式が統一されていない。〔●●●〕
- ・ 法人税法の出題が多すぎる。かつては、租税法の講義科目を2コマとし、所得税

のほか法人税法を講義科目とし、加えて演習科目を配置している法科大学院もあったが、最近では、講義科目は1コマということで所得税法を中心に教え、それに加えて演習科目を配置している法科大学院が多いのではないかと思われる。このように法科大学院の租税法教育は、所得税法中心となっているのが実情と思われる。是非、出題委員においては、法科大学院における租税法教育の現在の実情を把握して、次年度以降は、かつてのように所得税法中心の問題に修正して欲しい。〔●●●〕

e.適切でない

(7)倒産法

a. 適切である

- ・ 基本的な理解を問う問題が多かったから。〔●●●〕
- ・ 最高裁判例や実務上の論点について出題されているから。〔●●●〕
- ・ 重要事項を出題対象とし、平易な出題であるため。〔●●●〕
- ・ 基礎的事項の理解を確認する問題であり、適切であると考えます〔●●●〕
- ・ 第1問、第2問ともに、基本的ではあるがきちんと考えないと解答できない問題であり、受験生の基本的な学力を的確に測れるとともに、翌年度以降の受験生に対する勉強の目安に係る適切なメッセージともなっていると思われる。第1問の設問3及び第2問設問2(1)は条文そのままの問題であり、具体的な事実を条文に正確に当てはめられるかを問うのは適切であると考え。〔●●●〕
- ・ 実際の事例を通じて基本的な知識や理解が具体的に問われている為〔●●●〕
- ・ 倒産法の基本事項が出題されている〔●●●〕
- ・ 事例に即して基本的な理解を問う問題であるため〔●●●〕
- ・ 難易度、分量とも法科大学院教育を前提に、適切な選抜機能果たす出題ということが出来る〔●●●〕
- ・ 問題の難度が、適切になって来ている。ただ、租税債権の属性を考慮させる問題は、おそらくは出題者が考えているよりも奥の深い問題である。この論点は、不適切であったと思われる。〔●●●〕
- ・ 実体法と手続法の双方にわたって、基本的かつ重要な事項からやや応用的な事項までをバランス良く問うものであり、適切な問題であると考え。〔●●●〕
- ・ 第1問については典型的論点にかかる問いであり、また、第2問については

主として手続面を説明させるものであり、いずれも内容及び分量ともに適切である。〔●●●〕

- ・ 例年通り、破産法と民事再生法で1問ずつ出題されている点、概ね基本的知識及び重要判例に関する出題内容となっている点は適切であると評価できる。第1問の建材廃材の撤去に関する請求権の位置付けの問題及び第2問の清算価値保証原則の判断時期に関する問題は、若干細かい知識を問う問題となっているが、特定の説で書かなければ点を与えないという採点基準を採らない限りは、難易度として許容範囲内であると思料する。〔●●●〕

b. どちらかといえば適切である

- ・ 問題内容は基本的な理解を条文に即して問う問題であり、適切であると思われる、良問であると評価してよい。ただ、回答すべき問題が多く、それぞれの問題を深く考察することは時間的に厳しいように思われた。そのため、bとした。〔●●●〕
- ・ 問題内容は適切であると思うが、問題数がやや多いように感じるため。〔●●●〕
- ・ 基本的な制度を概説させる設問が多かったように思える。〔●●●〕
- ・ 基本的な論点を複数用意し、幅広く基礎的な知識を問う点は評価できる。ただし、設問の事案の中で、事実関係について不足している部分があるので、受験生に混乱が生じる恐れがある点がマイナスである。〔●●●〕
- ・ 基本的な知識を確認し、かつ、考えさせる応用的な論点もバランスよく含まれている。〔●●●〕

c. どちらともいえない

- ・ 問題レベルとしては良いが、時間との関係で設問数が多すぎるように思う。〔●●●〕

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(8) 経済法

a. 適切である

- 基本的な論点を適切におさえながら、応用的な論点においても十分に問題を理解していなければ処理できない問題であり、適切な水準の問題であると思う。〔●●●〕
- 多数の論点を無理なく盛り込んだ、基本的な良問であると考えます。第2問の問題解消措置（特に、それがもたらす新たな競争問題）はやや難しいかもしれませんが、直近の企業結合事例集にも類例のあるものですし、また、若干の応用問題があるほうが、思考力等をはじめとする受験者の能力評価に資するとも言えると考えます。〔●●●〕
- 独占禁止法の基礎的な知識に基づき体系的な理解を問う良問だった。〔●●●〕
- 実際に起こりうる事例をよく反映したものであったため〔●●●〕
- 不当な取引制限に関しては、基本的論点がひと通り出題された感があるが、本年度の問題はすでに過去にも出題された論点を出題しつつ、百選に掲載されている審決や判例と類似の事実をそのまま出題するのではなく、学生に事実について考えさせ丁寧に記述することを求めるものであり、単なる知識の詰め込みをアウトプットすること以上のことを求める点で、司法試験の問題としてもふさわしいと思われる。他方このような考えさせる論点が多いと試験時間との関係で問題が出ると思われるが、その点、2問目は比較的素直に解答できる問題であり、バランスが取れている。ただし、この問題を在学中に受験させるのは(受験時期にもよるが)若干酷な気もする。〔●●●〕
- 不当な取引制限や企業結合規制についての基本的な理解を確認するのに相応しい内容と考えます。〔●●●〕

b. どちらかといえば適切である

- 本学法科大学院教育に照らして、作問の水準自体は適切と考えられるが、①不公正な取引方法からの出題がない点、②いかに事実認定するかに過度に傾斜しているように思われる点、③問題文中の一部事実につき特定書籍における設定を借用したかのように見える点、については必ずしも十分に適切性を備えていないと評価される。〔●●●〕
- 入札談合事件における不当な取引制限及び企業結合事案に関する基本的知識及び応用能力を問う問題で、難易度としては適切である。解答が分かれる論点もあるが、的確な当てはめができれば、いずれの解答でも一定の水準の得点が得られる問題で妥当である。〔●●●〕
- 第1問は標準的な問題と考えるが、10社のうち2社の行為についてのみ違反の成否を問うのであれば、問題文の読み間違い（B社からJ社の9社について違反の

成否を答えさせる問題という誤読) が起こらないように、配慮されてもよかったのではないか。第2問は設問2の問い方が極めて不親切である。独禁法に慣れている者であれば、Mを譲受人とする問題解消措置が新たな問題を生起することを検討させたいことが分かるのだが、しかし問題文自体は「どのような修正を試みることによって独占禁止法上の問題を解消できるか」と問うており、M以外の第三者への事業譲渡も排除されていない。受験生は、どこまで書けばよいのか戸惑ったろうし、なぜ流通業者の話が出てくるのか混乱した者もいたのではなかろうか。いっそのこと、当事会社がMに譲渡することを検討している状況に限定してもよかったのではないか。〔●●●〕

- ・よい点

最恵待遇条項のように奇を衒っておらずオーソドックスな問題である。

論じるべきことが特定されている（以前は、問題文で明示的に問われていなくても問題解消措置に触れるべきだ、と述べる出題趣旨があったと記憶している）。

穀物貯蔵等施設・点滴静脈注射というように商品又は役務が特定されている。商品甲や乙に比べて、受験生が具体的なイメージを比較的持ちやすいだろう。

- ・悪い点

分量が多い。

農業や医療について知識を持つ受験生と持たない受験生とで問題文の読みやすさに差が出るおそれがある。問題外の知識は解答に利用できないとはいえ、前提知識のある分野の文章は相対的に読みやすいだろう。〔●●●〕

- ・基本事項・論点を問うているが、問2の垂直関係における具体的な問題解消措置の検討については、やや高度だったようにも感じるため。〔●●●〕

- ・平易な問題であるが、知識より記述の仕方で差が出る良い問題だろう〔●●●〕

c. どちらともいえない

- ・各年並みではないでしょうか？〔●●●〕

d. どちらかといえば適切でない

- ・出題は異なるテーマで2問となっており、第1問については「c」としてもよいと考えるが「d」でもよく、第2問については「d」と考えるので、全体として「d」とした。

1 第1問について

(1) B社については、不当な取引制限に該当する入札談合の当事者であるのは明らかであり、独占禁止法に違反する者であることは容易に説明できるので、この点の出題は司法試験問題として簡単に過ぎると考える。

一方、B社につき違反行為がなくなった時期については、まず同社が今後会合に参加しないことを他の6社に伝えた平成30年6月15日、他の6社が同社を除名した同年8月1日のいずれかと考えられるが、いずれの日としても、それなりに説明ができると考えられる。さらには、公取委が立入検査を実施した同年9月20日とすることもできないわけではないと考えられ、本問のような事情の下では、いずれの日としても公取委が行政処分を行う際の支障はないので、法運用上の論点として細かく検討する意味はないと考えている。このため、法科大学院の講義等で十分に説明されているとは思われず、そのような出題をすることは適当ではないと考えている。

(2) 次に、J社の行為が独占禁止法に違反するかどうかの設問については、同社が不当な取引制限の当事者（入札談合に係る合意の途中参加者）かどうかを評価するには情報が不足していると考えている。

問題文からは違反行為者ではなく7社への協力者とししか評価できないと考えるが（J社など3社が受注を希望した場合のB社など7社の対応につき特段の説明がないため、多摩入札談合事件の事例で言えば、3社は、その他ゼネコンではなく地元業者のような位置付けになるのではないか）、「〇〇という事情が認められればJ社は独占禁止法に違反し、そうでなければ違反しない」といった回答が最も適当と考えるので、このような事情を補足しなければならないような出題は不適当と考えている。

なお、J社が違反行為者であって、違反行為のなくなった時期を答えるとする、公取委の立入検査時の同年9月20日となろうが、上記(1)と同様に、この時期を議論する実益はないと考えている。

2 第2問について

(1) 設問1については、商品甲の合併後のY社の国内シェアが55%になると想定され、他にはシェア45%のA社が存在するだけなので、Y社の単独行為によるものとするにせよA社との協調的行動によるものとするにせよ（ちなみに、このような2社寡占市場がもたらされ、企業結合当事会社がシェア第1位となるような事例における競争制限効果につき、このいずれによるのが適当かについては、論者により意見が分かれているのではないかと、この合併が独占禁止法15条1項1号に違反するものとの説明は容易であると考えられる。

ちなみに、設問では需要者である病院の事情について説明がなされており、それによれば、見積合わせにおいてA社が安値を提示することにより競争が維持される可能性があるとするのも可能かもしれないが、そのような議論をするには

情報が不足しており、十分な回答ができるかは疑問である。また、医師の使い慣れに係る記載もあるが、見積合わせに係る説明と合わせて行われているので、この使い慣れの事情を設問1に回答する上でどのように取り扱えばよいのかを受験者に求めることができるかは疑問である。(Y社製とA社製で品質等に大差がなければ、見積合わせが行われる場合に使い慣れが考慮されることはまずなく、Y社製とA社製のいずれでもよいとされるはずであり、仮に使い慣れを踏まえて見積合わせがなされるのであれば、Y社製かA社製のいずれかのメーカー指定をした上で見積合わせが実施されることになる。このいずれかにより本件合併の評価は異なり得るが、いずれにせよ、このような事情を把握していることを受験生に求めることは適当ではないと考える。)

なお、世界市場で見た場合、合併後のY社のシェアが65%であり、A社のシェアが20%とされているが、このようなY社の合併が欧米の競争法で認められるとはまず考えられない。司法試験は日本の独占禁止法上の取扱いだけを問うものであるため、海外の競争法の適用を考える必要はないが、このような世界市場に係る記載は独占禁止法に詳しい受験者を混乱させるおそれがあり、好ましくないと考える(世界市場との関係では、商品甲の輸入増はほとんど期待できないということである)。

(2) 設問2については、合併後のY社が商品甲の製造設備等の一部を流通業者M社に譲渡するなどの方策を問題解決措置として講ずることで、合併が認められるのではないかと説明を求めるものと考えられる。

具体的な業界事情に関係がない形式的な問題解決措置に係る説明を求める問題としては設問2のようなものもあり得るが、M社は商品甲の製造業者ではないので、製造設備等の一部を合併当事会社の競争業者に譲渡する形での一般的な問題解決措置の考え方は適用できず、次のような事情も考えれば、この問題解決措置について評価することはかなり難しい(M社の意向を踏まえた措置にとどまる限り、独占禁止法上の問題は解決しない)と考えられる。

① 商品甲を取り扱っていないM社が製造設備等を譲り受けてもよいとする理由が取扱商品の品揃えの充実ということであれば、この譲受けはM社が他の流通業者との競争を有利にするためのものとなるので、M社が自社で製造する商品甲を他の流通業者に販売することになるとは想定しがたい。

このため、他の流通業者は商品甲を統合後のY社及びA社の2社からしか購入できないことになるので、他の流通業者との関係では、M社への譲渡措置が合併による競争制限的効果を緩和することになるとは考えにくい。

② M社は、現在、商品甲を取り扱っていないとされているが、製造業者であるA、X、Yの3社が意図的にM社に販売をしていないといった事情はないと想定されるので(そのような事情は問題文に記載されていない)、商品甲を取り扱

う十分な経験や能力があり、実際に過去に商品甲を取り扱ったことがあるM社が品揃え等のため商品甲を取り扱いたいとするのであれば、単にA社等の製造業者から仕入れればよいだけの話である。

このため、現在、M社が商品甲を取り扱っていないのは、取り扱う能力等はあるものの、それを販売する能力に欠けるためと考えざるを得ず、そのようなM社が商品甲の自社製造を開始したからといって、その販路を確保できると想定することは難しいはずである。〔●●●〕

- ・ 1問題文が、2問とも長すぎる。 2第2問設問2の問題解消措置について、垂直型結合の検討を受験生に求めるのであれば、垂直的結合が競争に及ぼす影響に関する事実をもう少し丁寧に書き込むべきである。〔●●●〕
- ・ 第2問の設問2は、垂直型結合を問うのは酷ではないか、検討するにしても事実が足りないのではないか。〔●●●〕
- ・ 第1・2問とも、非常に複雑かつ長文な問題であって、時間内に解析することを期待することが難しい。〔●●●〕
- ・ 時間及び回答用紙に照らして複雑すぎる。〔●●●〕

e.適切でない

(9) 国際関係法(公法系)

a. 適切である

- ・ 設問1が海洋法、設問2が安全保障とどちらも国家主権の基本を問う問題となっている。〔●●●〕
- ・ 基本的論点を押さえておくことによって、合格答案を書きうる。〔●●●〕
- ・ 過去には、有名判例の内容を覚えていさえすれば6割程度は解答できる記憶力重視の問題も少なからず存在したが、今年の問題は論理的な思考力、国際公法の枠組理解の程度を試す良い問題であったと考える。〔●●●〕
- ・ 国際法上重要な論点を抽出し、多様な解釈がありうることを踏まえた上で**自身**の解釈を論理的・説得的に論じる形式になっているため。〔●●●〕
- ・ 問題の主題においてもフォーラム（第1問は国際裁判、第2問は外交を舞台とす

る)においてもバランスのとれた出題がなされている。各問において複数の論点について理解度を問う工夫がなされている。〔●●●〕

- ・ 基本的な概念を問うものとなっていると考えられる。〔●●●〕
- ・ いずれの問いも基本的な知識と具体的事例へのあてはめを求める内容なので、標準的な授業と学習であれば十分回答可能と思われるため〔●●●〕
- ・ 国際法上の重要な問題について、正面から理解を問うものとなっている。〔●●●〕

b. どちらかといえば適切である

- ・ 国際法の基本的な論点に関する設問であり、出題にあたって工夫されたように思われる。ただし、論点がかなり多岐にわたっているので、すべての設問を十分に検討して解答するには、かなり高度な学習が必要と思われる。〔●●●〕
- ・ 重要な国際法判例をベースにしつつ、基礎的な知識を幅広く問う問題となっている。ただし、問題の一部につき、出題趣旨を読み取るのが困難なものが見受けられる〔●●●〕
- ・ 基礎・応用の双方のバランスが考慮されている。〔●●●〕
- ・ 第1問設問1は少々難解であるが、他は適切であると考える。〔●●●〕
- ・ 国際法全般にわたる知識が要求されているので、やや高度に思われる。〔●●●〕

c. どちらともいえない

- ・ それぞれ論点を3つに絞ったのは好感が持てる。それでも、多過ぎと感じている。第1問に関して、公海実施協定の適用がないことを示しておけばよかったと思われる。第1問の設問2は難問だ。A国の立場に立った反論ではなく、B国にたった立論を問えば、問題は易しくなっただろう。海賊に関する知識を問うてんでは同じなのだから、易しい問題設定で十分である。第2問の設問1では、「どのような国際法上の主張」が可能かを問っているが、曖昧性を残しており、適切といえるか疑問。外交的保護権が行使できるかどうかという問題と、どのような請求内容とすべきかという異なる2つの問題が含まれているようであるが、設問からすれば、受験生は後者のみが思い浮かぶのではないだろうか。出題意図が適切に問題に反映されていない。〔●●●〕
- ・ 小問において求められている解答内容はスタンダードなものと思われるが、事例が長文かつ複雑で、解答時間を考えると、必ずしも適切とは言えない。小問の内容が各々独立し、かつ広い範囲に分散した内容になっており、記述には広範な知

識と時間が必要であると思われる〔●●●〕

d.どちらかといえば適切でない

e.適切でない

(10) 国際関係法(私法系)

a. 適切である

- ・ 令和元年度の問題について、第1問は養子縁組の準拠法について、決定型、断絶型を対象に通則法の解釈を問うもので分解理論はやや難しかったかもしれないが、ほぼスタンダードな問題といえる。第2問については、不法行為を対象に、特に特別不法行為（特にプライバシーは準拠法に注意を要する）や、著作権侵害を問題とする。侵害事件については、裁判例上多くの実例があるが、知的財産権を扱ったことがない者にとってはやや難しく感じられたであろう。外国判決の承認については、判例もあり、送達条約をはずした点も含めて相当である。〔●●●〕
- ・ 問題作成にいかほどの努力が必要であったか容易に想像できるほど、総論および各論上の問題が過不足なく出題されている。〔●●●〕
- ・ 内容的には、法科大学院の授業においてすべて扱っているため、適切だと思います。ただ、受験する学生さんは、従来の形式に合わせて勉強していると考えられますので、出題の仕方をもう少し従来に合わせてもらえていたらなおよかったと思います。〔●●●〕
- ・ 第1問の家族法の問題については、養子縁組の成立について、様々な状況を設定して、それらについて適切に問題点を見つけて処理することができるか否かをチェックできる問題であり、基本的には良問であると思われる。ただし、設問2において、「いわゆる管轄権的アプローチ（管轄権的構成）を定めている」といった表現をとることにより一部の受験生に無用の混乱を生じさせたとすれば遺憾であり、単に以下のように定めているとのみ記載すればいいはずであると思われる。第2問の財産法の問題についても、インターネットを介した名誉毀損、著作権侵害等に係る準拠法、外国判決承認執行等を問う問題として適切であると思われる。なお、設問2の小問2については、送達条約10条(a)の留保が昨年末にされた以上、それを明記して、そのもとでの問題とすべきであったと思われる。〔●●●〕

- ・ いずれも授業で取扱うべき基本的・典型的な論点に関する出題であり、法科大学院で学習した内容について基本学力が備わっているか否かを評価するという観点から、適切な水準であると考えます。〔●●●〕
- ・ 現実の事例を踏まえた出題であり、実務で必要とされる法的问题の解決を問う問題となっているため。〔●●●〕

b. どちらかといえば適切である

- ・ 基本的には適切な問題である。しかしながら、第2問で、司法試験問題で引用する形とはいえ、司法試験対象法令ではないベルヌ条約を提示して受験生に解答させるのは、適切でない。このような出題をされると、法科大学院教育において、どこまでを教えればいいのかの判断がつかなくなる。〔●●●〕
- ・ 第1問は出題範囲が限定されすぎている〔●●●〕
- ・ 第1問は養子縁組に関する問題であるが、養子縁組をめぐる通則法の基本的な理解に加えて反致および公序の適用の有無に関する知識を問うもので比較的オーソドックスな問題といえる。第2問は名誉毀損に関する不法行為の特則に関する理解、ベルヌ条約に関する知識に加えて執行判決の要件、外国判決にかかる判決等の送達に関するハーグ条約等国際民事訴訟まで幅広い問題ではあるが比較的基礎的な理解を問うもので適切であると思われる。〔●●●〕
- ・ 全体としては、基礎知識を問う適切な出題と評価できるが、定説がなく、講義でも通常取り上げられないベルヌ条約の解釈を問うのは、受験生にとって酷ではないだろうか。また、送達条約の適用不適用を明示しないまま118条2号と直接郵便送達の問題を論じさせるのは、留保宣言の時期を考えれば、適切でなかったように思われる。〔●●●〕
- ・ 第1問は、着実に勉強していれば解答できる問題であり、適切である。第2問も基本的には適切であるが、名誉毀損とプライバシー侵害の線引きが難しい設例であるほか、著作権侵害の準拠法についてもベルヌ条約の適用の有無を含めて見解が分かれており、やや難易度の高い出題であったと思われる。〔●●●〕
- ・ 基礎的な設問と、発展的な問題が双方出題されており、受験者の力量を問うのによい問題だと考える。〔●●●〕

c. どちらともいえない

- ・ ベルヌ条約5条と国際私法の関係は、基礎力の応用では対処できない難問であり、特定の教科書、講義に接した受験生にのみ有利に働いた可能性がある。また、訴状の直接郵送は（日本が留保したばかりの）送達条約との関係で問題とされてきた事柄であり、それと切り離して（その出題意図自体も問題文からは判然としない）論じるのは困難である。〔●●●〕

- 第2問は、国際的著作権侵害に関する問題を含む。確かに、同科目の対象主題には国際知的財産権も含まれると解しうるが、知的財産権それ自体を法科大学院授業科目として選択履修している学生とそうでない学生との間に、差が生じうるとは否めない。特に、ベルヌ条約について解答で言及することが想定されるとすれば、一層のことである。このような前提の差を作題の際にどのように考慮すべきかは、なお検討の余地があろう。
- 設問2は、暗記内容を祖述するだけで足りるような問題であり、簡単に過ぎる。懲罰的損害賠償の承認執行についてのいくつかの立場を暗記していれば小問1は足り、小問2も、法的思考や応用力を問うものとは言い難い。〔●●●〕
- 第一問、第二問とも、一部の問題で、論じるべき点が細かすぎると思われるものがあつた。また、記述すべきこととなる分量が多すぎた出題であつたと感じた。〔●●●〕
- 第一問は、国際私法の基本事項に関する一般的な出題であり、全体として適切な出題であつたと考えられる。他方で、第二問は、一部の問題が不適切である。まず、ベルヌ条約の解釈を求める出題（特に、設問1の請求③。これは、解釈を求める旨が出題の趣旨に明示されている。）は、平成31年司法試験用法文登載法令にベルヌ条約が登載されていない以上、不適切である。登載されていない条約等については、その通常の文言の意味の事案への適用を求めるのみであればともかく、その点を超えて解釈が出題されるとすれば、日本が締約国となっているあらゆる国際私法関係の国際文書の解釈を学生は勉強しなければならないこととなり、試験の趣旨を逸脱する。また、ベルヌ条約の出題を知り得た教員の法科大学院の国際関係法（私法）の授業で、出題されたベルヌ条約の解釈の講義がされていたとすれば、そのような授業の受講の機会のない通常の学生が登載法令でないベルヌ条約の出題について不公平感を持つことは当然であろう。次に、設問2（小問2）について、直接郵便送達に関する民訴法118条2号要件の判断を求めているにもかかわらず、甲国が民訴条約・送達条約の締約国か否かを明示しないことは適切とは言い難いし、平成30年12月21日に日本が送達条約の10条(a)について拒否宣言をした以上、令和元年の出題で送達に関する問題を出題することは、そもそも適切でなかつたと思われる。〔●●●〕
- 論点中心の設問、しかも論点数がかなり多く、どのようなスキルを問おうとしているのかが不明確だつた。司法試験用法文搭載法令に挙がっていないベルヌ条約の出題、送達条約拒否宣言から半年たたないタイミングでの出題も（採点には関係はないとされているとはいえ）どちらかという適切でないように思われる。〔●●●〕
- 試験時間内で十分に書き切るには少々難しい問題であつたように思われる。設問2

の他の問題は特にコメントはないが、郵便による直接送達についての問題については、日本政府が昨年末にようやく拒否宣言をしたことが正式に日本では公表されておらず、十分周知されてない状況下で、今年この問題が出題するより、来年以降に出題した方が良かったのではないか。受験者から見ると採点でどのように配慮されたか気になるところ。〔●●●〕

- 全体としてはよく練られた問題だと思われる。しかし、法科大学院修了生に要求すべき水準から見て、第1問の「分解理論」、第2問の「平成30年12月21日の拒否宣言」は、一線の研究者・実務家にはなじみのある事柄だとしても、出題としては不適當であろう。〔●●●〕

d. どちらかといえば適切でない

- 以前の問題に比較して、必要以上に技巧的・複雑であると考え〔●●●〕
- 第一問はよく練られた良問だが、第二問は、司法試験六法に搭載されていないベルヌ条約の解釈を問い、昨年末に日本政府が拒否宣言をしたことを知っていなければ適切に答えられない直接郵送の是非を問う小問があり、適切でないと考え。〔●●●〕
- 第1問、第2問ともに、論点について学説上争いがあるものが多く、また法科大学院によっては講じられていない範囲が含まれている。〔●●●〕

e. 適切でない

- 国際私法担当教員:研究者には常識に属するとはいえ、ビギナーである受験生にとって適切であるのかに疑問があり、かつ多くの受験生は、これが難問であることにさえ気づかないおそれがある。国際取引法担当教員:名誉棄損に関する問題が出題されていること自体は全く評できないわけではないが、それによって国際取引に関する問題の出題がなくなっていることは問題である。〔●●●〕

(11) 環境法

a. 適切である

- 重要事項を出題対象とし、平易な出題であるため。〔●●●〕
- 第1問の設問1と設問2は水質汚濁防止法の基本的な規制手法を問うものであり、受験者にとって過度な負担にならない良問だと思う。設問3は、規制主体が県ではなくて市なので、市に条例制定権があるかどうかを深く考え過ぎて出題の趣旨とは異なる論旨を展開する受験者がいたのではないかという点が気になる。

第2問の設問1は、問題文の最後の部分がヒントになっており、受験者は解答の筋道を立てやすかったと思う。設問2の知事の措置に関する部分は、廃掃法の規定に基づいて解答することができるが、(1)では家電製品が不要物でなく、(2)では不要物となるという差異に受験者が気づいたかどうか気になる。Dらの請求に関する部分は、環境私法の基本的な問題処理能力が問われるものである。[●●●●]

- ・ 主に環境法の基本法令の定める制度の基本について問う問題であり、司法試験の問題として適切であると考えられる。[●●●●]
- ・ 環境行政法と環境私法との設問でバランス良く出題されている。[●●●●]
- ・ 第1問は水濁法に関する基本的な条文の理解を問うものであり、第2問は近時の廃掃法の改正に関するものと、同法の基本的な仕組みを問うものであり、適切な出題であると思われる。[●●●●]

b. どちらかといえば適切である

- ・ 第1問は、資料の専門性に目がくらんで、解答を誤るおそれがあると感じた。[●●●●]
- ・ 第1問の総量規制に関して、政令指定があるのかないのか、はっきりしない点には疑問があるが、全体としては適切である。また、感想になるが、平成29年の廃棄物処理法改正には対応できなかった受験生も少なくなかったのではないかと推測される。[●●●●]
- ・ 問題が出尽くした感があるので出題が大変だと思うが、第1問の生活環境項目や工場以外の汚染源に関する問題は難しいのではないか。 上乘せ、横出し、総量規制は妥当。第2問の廃掃法17条の2に関する問題も難しい。全体として訴訟論が少ないように思われる。[●●●●]

c. どちらともいえない

- ・ 第1問はやや聞かれていることの範囲が広すぎるとは思うが、基本から考えてそれなりに解答はできるはずだ、という点でどちらかというところ適切、設問2の廃棄物規制は廃棄物性や委託など基本知識から考えることができる問題を含むものの、全体として相当な知識を要し（条文を知っていればよいとしても廃掃法の条文自体が複雑で読みにくい）、専門性・技術性が高い出題になっており、解答する分量も多すぎるように思うため、総合してc。[●●●●]
- ・ 問題文が資料を含め比較的長文に及んでいる反面、ピンポイントで専門知識が問われているように思われます。環境法に関する基本知識を修得しているかどうかをより幅広く問い、配点においてそれら基本知識（及びその明快な説明）に十分に点数が配分

されるかという視点からみると、問題文からはそのような視点は十分には明確にされていらないように思われます。〔●●●〕

d. どちらかといえば適切でない

- ・ 第1問は、水質環境基準の設定及び水質汚濁防止法による排水規制と地方自治体の条例による規制の関係について基本的理解を訊ねている。ただ、通常の学修ではなおざりにしがちな課題であり、また、法律・政令・省令・告示の規定構造に加え、水質総量規制特有の仕組みをわきまえた解答が求められ、とまどった者もあると思われる。第2問は、廃棄物処理法に従った廃棄物処理の基本システムと直近法改正の理由と内容の理解、さらに廃棄物処理に関する民事的対応に関する設問で、基本と応用にまたがる出題であり、概ね適切である。〔●●●〕

e. 適切でない

* 回答なし

複数回答

- ・ 第1問については、対象地域に下水道が供用されているかどうかで、回答は大きくことなってくる。この点を問題文において明記すべきであった。第2問は、廃棄物処理法2017年改正に関するものであるが、改正政令が出されたのが2018年であり、法科大学院の授業においてもカバーされていない可能性が高い。この点に鑑みれば、出題対象とするには、時期尚早である。〔●●●〕(a及びc回答)

3. 出題趣旨・最低ライン点の設定についてのご意見

(1) 公法系

(ア) 憲法

- ・ 出題趣旨・最低ラインはできるだけ具体的に説明して欲しい。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨の記述がやや曖昧なところがあり、その読者が多少困惑するかもしれない。〔●●●〕
- ・ 出題者の意欲は感じるが、意欲的すぎるように思う。もっと素朴な、基礎的、初歩的な判例の応用で解答できる問題で良いのではないか。〔●●●〕

- ・ 出題趣旨は、完璧な答案を書く上でたいへん参考になるが、おそらくそのような答案は少ないと予想されるから、実際にはどのようなレベルで合格するのも知りたいところである(例えば、〇〇を指摘できていれば答案として十分である、など)。出題趣旨だけだと、完璧な答案でなければ受からないという恐怖心を学生に植え付けることになりかねない〔●●●〕
- ・ 参考になる判例を挙げさせるのであれば、出題者として具体的にどのような判例を念頭に置いているのか、説明が欲しかったように思う。〔●●●〕
- ・ 数多くの論点を指摘しており、適切である。〔●●●〕
- ・ 最低ライン点の設定は必要。出題趣旨中、「虚偽か真実かの判定が難しい場合が相当あるという意味において不明確ではないか」との記述があるが、あまり理解できなかった。虚偽であることを知っていなければ処罰対象にならない(流布者が真実であると誤信した場合はいわゆる「相当性の要件」がなくても「法律上は」処罰対象ではないので、内容上虚偽か真実かの判定が難しい場合は、流布者は虚偽であることを知らなかったことになり、やはり処罰対象ではない。なお、以上を踏まえない恣意的な訴追は、そもそも法令の違法な適用であるので、立法措置そのものを問う本問からすれば、検討の優先順位が低い。もちろん、「恣意的な訴追を通じて、すべて真実は政府が決めるということになりかねないという懸念」はある)ため、名誉毀損事案に比べ、不明確性の問題は減殺されるのではないかとと思われる。〔●●●〕
- ・ 出題者として、参照することを期待していた判例を、出題趣旨の中で明示して欲しかった。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨は、考える解答可能性を多く拾いすぎているきらいがあり、評価のポイントが分かりづらくなっている印象を受けた。公平さを気にしてのことであろうが、受験生には自分の答案のどこがどう評価されたのか、判断しにくいのではないか。〔●●●〕
- ・ 学部の法曹コースを3年で修了し、法科大学院3年次(既修2年次)在学中に司法試験を受験するという流れが主流になる」ことを踏まえた出題がすでになされているものと理解しています。〔●●●〕
- ・ 近年、出題趣旨がとても充実していると思う。法科大学院生に良いメッセージを発していると思うので、今後もこの傾向を維持して欲しい〔●●●〕
- ・ 出題趣旨を非常に学生は重要視しているので、できれば毎年度矛盾の小さい内容にしてもらえればと思います〔●●●〕
- ・ 本年度に関しては、出題趣旨・採点実感において例年以上により詳しい解説をお

願いたい。〔●●●〕

(イ)行政法

- ・ 設問 2 (1) は、どの辺りを着地点にしようとしているのか判然としない印象があり、気になった〔●●●〕
- ・ 出題趣旨については特になし。最低ライン点については、公法系の人数が刑事系と共に突出しているが、具体的な科目（憲法・行政法、刑法・刑事訴訟法）の関係性が見えない。最低ライン点に達しなかった者の各科目の相対的な得点率等が平均値でもよいので明らかになれば、より良い情報提供になるように思われる。〔●●●〕
- ・ 本問の事案は、行訴法 36 条の「…に続く処分により損害を受けるおそれのある者」の部分も問題となりうる事案と考えられるところ、出題にあたってその部分を検討から除外するよう求めているのは、解答者を混乱させることにならないか。〔●●●〕
- ・ 設問 2(1) の出題趣旨につき、関連する最高裁判決の特色を捉えた解答を求めるような採点基準になっていないのではないかと疑義が残る。〔●●●〕
- ・ 設問 2 (1) の出題趣旨のうち、拘束力に触れるべきかやや疑問が残る。〔●●●〕
- ・ 上記の疑問点について、出題の趣旨において説明があれば良かったが、特に説明されていなかった。〔●●●〕
- ・ 内容的には、既修 2 年次までの学修の知識で解答可能であり、その意味ではふさわしいとは思いますが、3 年次の 1 年間の学修時間が削られることの影響に不安が残ります。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨は、ポイントを押さえた簡明かつ適切なものであると思います。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨の説明の 3 頁の第 3 段落の第 2 文の次に、判例によって明らかにされている判断基準に触れておく必要があるように思われる。例えば、次のような文章を挿入することが考えられる。すなわち、「行政事件訴訟法 36 条所定の「その効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない」という消極要件は、およそ確認訴訟は、特段の規定がない限り、現在の権利又は法律関係の確認のみが許され、過去の権利又は法律関係の確認を求めることは許されないとする行政事件訴訟法立法当時の民訴法における通説・判例の理論の影響を受けて立法されたものである。しかしながら、その後最高裁は、確認の利益の有無に関し、種々の場面で過去の法律関係の確認の訴えを許容し得る場合のあることを明らかにしており、無効等確認訴訟の適法性の要件について検討する際にも、基本的に直截・適切基準を採用して判断しているといえる（最判昭和 62 年 4 月 17 日民集 41 卷 3 号 286 頁、最判平成 4 年 9 月 22 日民集 46 卷 6

号 1090 頁)。直截・適切基準とは、無効等確認訴訟の提起を認めて同訴訟により解決することとするか、それとも現在の法律関係に関する訴えにより解決することとするかは、どちらの訴訟類型によることが当該紛争を解決するためにより直截的で適切であるといえるかにより決せられるべきであるとする考え方である。そこで、」(以下第 3 文に続く。)また、出題趣旨の説明では、判決の拘束力の有無等の問題があることを踏まえて検討することが求められるとの指摘をする(3 頁の第 3 段落の第 3 文)。この指摘内容自体は正しいが、本件権利取得裁決についての無効等確認の訴え(行政事件訴訟法 3 条 4 項, 36 条)には、処分行政庁等に対する拘束力(同法 33 条)がある(同法 38 条 1 項)ほか、執行停止の規定が準用される(同法 38 条 3 項)。争点訴訟では民事保全法に基づく仮処分が排除されており(同法 44 条)、執行停止の規定も準用されていない(同法 45 条参照)。設例の事実関係では、C 市が近く明渡裁決を申し立てる可能性があることに触れているのであるから、本件権利取得裁決についての無効等確認の訴えを提起して執行停止の申立てをすることにより、本件土地の明渡裁決がされることを予防することができるかどうか、権利取得裁決がされた後にされる明渡裁決は権利取得裁決の手續の続行に当たるかどうか(土地収用法 47 条の 2 第 4 項の解釈が必要となる。同条は、【資料 関係法令】に掲載されている。)、仮に当たらないとした場合には、本件権利取得裁決の処分の効力を停止すれば、執行停止の拘束力により明渡裁決がされることを予防することができるかどうかという問題点が含まれている。[設問 2] の(1)の問題からすれば、当然これらの問題点の検討が必要となると考えられる。本問の事実関係の下では、現在の法律関係に関する訴えである起業業者である C 市に対する本件土地の所有権確認請求訴訟及び所有権移転登記の抹消登記請求訴訟を争点訴訟(行政事件訴訟法 45 条)として提起しても、C 市が近く申し立てる可能性がある本件土地の明渡裁決がされることを予防することはできない。争点訴訟では、執行停止の規定が準用されないからである。上記の現在の法律関係に関する訴え(争点訴訟)によっては本件権利取得裁決の後続処分である明渡裁決がされることを予防することができないのであるから、無効等確認訴訟の方が、現在の法律関係に関する訴えよりも、当該紛争を解決するためにより直截的で適切であるといえるのではないかという点を検討する必要がある。出題者が仮に執行停止の問題まで検討させることは受験者の負担が重くなるので除外するというのであれば、【法律事務所の会議録】等で、執行停止の問題まで検討する必要はない旨明記しておくべきである。

執行停止の問題まで検討する必要はない旨明記されていない以上、出題趣旨の説明において上記の執行停止の規定が準用されることに伴う論点に明示的に言及されることが必要であったように思われる。[●●●]

- ・ 出題趣旨も詳細に示されていてよいと思われる。〔●●●〕

(2) 民事系

(ア) 民法

- ・ 設問3について、錯誤での処理が想定されているが、これを第三者のためにする契約と考えた場合に、結論を異にすることもあったと思われる〔●●●〕
- ・ 出題趣旨を拝見したが、出題・設問が比較的シンプルにできているのに、出題趣旨がやや細かすぎるような印象を受けた。この論点には、このような複数の考え方があり、また、その先に複数の考え方があがるが、どのような考え方も、筋が通っていれば良い、という風な書き方である。親切だとは思いますが、結果として、読んだ者には、決め手はこれとわからないような書きぶり、また、やや長めになっているような感じがする。〔●●●〕
- ・ 適切な解説であると思われる。ここまで詳しくなくてもよいと思う〔●●●〕
- ・ 「出題の趣旨」については、受験生の目線を意識して非常に丁寧に書かれており、今後の学習素材としても十分活用が可能であり、評価できる。もっとも、出題の趣旨が6頁にも及ぶような問題を2時間という時間的制約がある試験で出題することの適切性には、上記のように疑問が残ることを付言しておく。最低ライン点の設定については、適切であると考えている。〔●●●〕
- ・ 加算点の情報が提供されてもよいのではないか。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨が丁寧なのは受験生にとって有益だと思われる一方で、実際の答案を踏まえたと思われる総花的な記載となっており、受験生からすれば何をどの程度検討すればよいか読み取るのが難しい記載になっているように思われ、改善の余地もあるように思われる。〔●●●〕
- ・ 設問2に関しては、判例がまだない問題であり、論理的整理・思考の能力を問う良問とも言えるが、一方で、基本書でも触れていないものがあるテーマであり、民法改正の議論を追っていた場合は別として、基本書および判例で学習を重ねていた者にとっては難しいテーマであったように思われる。
- ・ 設問3の出題趣旨の説明における2とおりの動機の錯誤の捉え方について、無効を否定する場合には両方について論ずる必要があるとされていたが、2番目の捉え方まで必ず言及すべき構成と言えるのかは、疑問が持たれうる。

- また、訴訟実務をふまえての思考というよりは、ほとんど専ら理論的思考を問うており、旧司法試験に近い問題であったとの意見もあった。〔●●●〕

(イ) 商法

- 法科大学院3年次前期までに履修済みの内容であり、一通りの学習をしていれば解けると思われる。〔●●●〕
- 何を訊いているのか、出題意図がわかりやすい設問が望ましいであろう。〔●●●〕
- 出題趣旨が詳細で親切であることは高く評価できる。〔●●●〕
- ここ数年、設問の中に相当に難易度の高い問題が含まれており、それは差をつけるための問題と推察されるが、もしそのような趣旨であれば、全体の問題量を少し調整しないと、習熟度によって適切な差をつけるという趣旨通りにならないのではないかとも思われる。〔●●●〕

- 出題趣旨について

設問2につき、出題趣旨において「東京高決平成17年3月23日が挙げる四つの具体例に照らし」とあるが、批判の多い4つめの具体例についても、短い時間内に、わざわざ言及を求めているかのような表現は疑問である。

設問3につき、上記の他、最判平成29年2月21日民集71巻2号195頁について言及せずに解説が行われているが、なぜ言及がなかったの理由が理解できない。

- 最低ライン点については、特に意見はありません。〔●●●〕
- 出題趣旨において、上記①へのコメントがないので、どのような解答を求めているのか不明瞭な感想を抱いた。〔●●●〕
- 当面の立法課題である株主提案権や、日本の大規模公開会社が現在直面している資産の有効活用といった課題をふまえた出題であり、司法試験受験生に対し、いわゆる受験論点に止まらない広い視野を持つような動機付けを与えるものとなっている点は、きわめて適切であると考えられる。〔●●●〕
- ブルドックソース事件を基にするとみられる設問は、法科大学院の教育内容から適切ではあるが、本設問のような敵対的企業買収が日本では現在ではほとんど行

われないという事実をどのように出題者は考えているのであろうか疑問もある。

〔●●●〕

- ・ 出題趣旨の限度でよいのであれば、事例の事実関係をもう少し整理できたのではないか。〔●●●〕

(ウ) 民事訴訟法

- ・ ともに適切である。〔●●●〕
- ・ 合格発表直後に公表することが望ましい。〔●●●〕
- ・ 出題の趣旨について特に異論はないが、設問 3 については、一部提出の考慮、インカメラ審理等も検討対象になると考える。〔●●●〕
- ・ 基本的なリーガルマインドの有無を問うことに徹し、知識の有無で点差が生じることがあってはならないと考える。〔●●●〕
- ・ 基本的に重要な論点や重要判例を元にした問題でも、十分、受験生の点差はつくと思われる。最低ライン点の設定は、あっても良いが、20%未満などかなり低くて良い（得意科目による引き上げも専門化する中では、認めて良い）ように思われる。知識も大事であるが、全体としての素養が大事と考える。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨が採点結果を踏まえて適切に示されている。〔●●●〕
- ・ 簡潔に要点が述べられており、受験生の参考になることが期待される。〔●●●〕
- ・ 民事訴訟法に限りませんが、出題趣旨は、5月の試験終了直後に発表すべきであると考えます。〔●●●〕
- ・ 例年になく、受験生にとって理解しやすく書かれた出題趣旨であったように思われる〔●●●〕
- ・ 適切なものと思います。〔●●●〕
- ・ 参考にはなるが、さらに、具体的な答案例をも示してほしい〔●●●〕
- ・ 出題趣旨・採点基準について丁寧に記述されていると思いますが、受験生から見た場合、もう少し具体的な評価基準が示されればよいのではないかと思います。〔●●●〕
- ・ 出題の趣旨については、もう少し早く公表されたい。受験生のみならず在生も読む文章であり、可能な限り詳しく述べてもらいたい。作問の前提として出題の意図や点数配分などは検討済みであるはずであり、早期に公表することに支障があるとも思われない。〔●●●〕

(3) 刑事系

(ア) 刑法

- ・ 出題趣旨では、全般的に、事例において問題になり得そうな部分を、可能な限り記述しているようだが、出題者が考える重要性に応じて記述の比重をもっと傾斜させて書いてもらいたい。〔●●●〕
 - ・ 出題趣旨がかなり詳細に示されていたため、受験生にとっても納得しやすい親切なものであると感じた。特に次年度以降の受験者にとっても大変参考になったようである。最低ライン点以下の者は、昨年度と比較すると大幅に増加しているが、問題それ自体が不適切であったというよりも、慣れない出題形式に上手く対応できなかった受験生が多数いた点に原因があるのではないか〔●●●〕
 - ・ 設問3の「刑事責任を負わないとするには～」という問いかけは、今後の刑法教育のあり方を示唆するもので良かったと思う。出題趣旨、最低ラインの設定は従来通りで概ね良いと思う。〔●●●〕
 - ・ 実務上取り上げられることが差し当たり想定され得ない学説についての知識が問われていると誤解されないような配慮が望まれる。〔●●●〕
 - ・ 特になし。それ程難しいレベルではないと考えている。〔●●●〕
- ・ 「出題趣旨」については、以前よりもかなり改善が見られる。以前は、結局何を問いたかったのか、読んでもよくわからない、的なものが多かった。しかし現在では、「問いたかったのは、答えてほしかったのは、これだ」が、かなりわかりやすく説明されている。これはとても良い進化である。
- 「最低ライン点の設定」については、私・回答者が不勉強なせいだろうが、「具体的に何をどう設定する場合のことなのか」がよくイメージできず、答えられない。短答式試験については、現在でも、各設問につき、個別の配点が明示されているし、その機械的計算の結果として、いわゆる「足切り点」を設定することも容易であり、現にずっと行われ、公表されてきた。これに対して、論文式試験の結果については、従来、最終的な「採点実感」において、総まとめ的な「答案の水準」の項目の下に、「優秀」「良好」「一応の水準」「不良」といったかなりアバウト（大まか）な印象が示されてきただけであった。優秀・良好・一応の水準・不良といった印象が述べられているだけであるし、「各評価につきそれぞれ評点何点」とか、「論文式試験における足切り点は何点」とかいった、具体的数値が公表されたことはなかった、と記憶している（むろん、「風聞・噂」として、「この科目が100点満点だとして、**点くらいとれば、合格ラインだろう」との不確かな情報に接することはあったけれども、しかしそれが、採点する側からの公式声明（オフィシャル・ステートメント）として発表されたことは、一度もないと記憶している。

その「秘密の内部基準」が、ついに今後は、「出題趣旨」あるいは「採点実感」等において、明かされることを前提に、ということなのだろうか。だとしたら、学生・受験生にとっても、法科大学院教員にとっても、そういう「目に見える道標が与えられる」ことは、大歓迎なのだけれども。しかし反面、短答式試験と違って、定量的評価が難しい論文式試験において、そうした処理が可能なのだろうか。とにかく、現状では、あるいは私・回答者の了解限度では、回答できない。〔●●●〕

- ・ 出題趣旨には、幅広い見解が示されており、特定の見解が有利ないし不利に扱われることがないことを示している点は評価できる。〔●●●〕
- ・ 昨年度の一部に見られた、独断的・不正確な前提理解に基づき無理な結論を要求するような点が一掃されたことは非常に好ましい。ただし、すり替え詐欺のようにトレンド的なものに直ちに飛びつくべきかどうかは、全国間の情報格差等も考慮するなら、一考を要するかもしれない。〔●●●〕
- ・ 詳細な説明がなされているのは評価できるが、上記の点とも相まって、今後の受験生に細かい学説を知っていないとだめだ(少なくとも知っていた方がかなり得である)というメッセージが強く伝わるのではないかという点を若干危惧する〔●●●〕
- ・ 出題趣旨の内容は概ね適切である。もっとも、「出題」趣旨である以上出題直後に公開可能なはずであるから、より早い段階での公開を望む〔●●●〕
- ・ 詳細な出題趣旨が示されており、受験生にとっても、今後の学修の指針として参考になるものと思われる。〔●●●〕
- ・ 出題の趣旨によると、甲がAに「この封筒に封印するために印鑑を持ってきてください」と申し向けて印鑑を取りに行かせた場面が問題となることを的確に指摘した上で、処分行為の意義を示し、本事案における当てはめを行う必要がある、とされている。しかしながら、印鑑を取りに行かせた場面を処分行為と捉えるとすると、Aが玄関を離れた行為を処分行為と捉えることになり、不作為の処分行為と捉えることになるとと思われる。これに対し、甲がAに「Aの預金口座が不正引き出しの被害に遭っているので、キャッシュカードを確認させてほしい」などと申し向けたから、Aは甲にキャッシュカードを手渡したといえるので、Aが甲にキャッシュカードを手渡した場面を処分行為（交付行為）と捉えることが可能なのではないかと思われる。1項詐欺罪は、「財物の交付」が要件であるから、この場面を処分行為（交付行為）と捉える方がより自然な認定であるとも思われる。処分行為（交付行為）をこの場面（Aが甲に手渡した行為）で捉えた場合にはどのように評価したのかを出題の趣旨あるいは採点実感で明らかにしていただきたいと感じた。〔●●●〕

●]

- ・ 出題趣旨では、【事例1】において詐欺罪の成立を可能とする前提での解説は、受験生を混乱させる危険がある。また、Aに処分意思に基づく交付行為がないことばかりでなく、甲が交付させる意思で嘘をついたわけではないことを指摘しないと詐欺未遂の可能性が残ることを、書き忘れてるように思われる。〔設問2〕では、結合犯と身分犯の区別および真正身分犯と不真正身分犯との区別につき、もっと238条や65条1項等の条文の文言に即した解説をしたほうがよい。なお、〔設問3〕では、「甲に対する暴行の故意が認められてもDに対する暴行の故意は認められない」というのは「誤想防衛説」の考え方ではない。「正当防衛をするつもりで想定外の違法結果が出てしまったので、そもそも罪を犯す意思がない」というのが、この考え方であるから、出題趣旨の解説は不適切であると思われる。〔●●●〕
- ・ 設問2や設問3は、解答として書きうることは出題趣旨に書かれているが、このような出題をする以上は、多様に書かれたと推測される答案のうち、どのようなものを肯定的に評価したかを、さらに積極的に示すべきである。また、出題趣旨により、本年の問題に対する複数の否定的評価を転換するだけの出題の理由が十分に説明されているとは思われない。〔●●●〕
- ・ 前述のとおり、設問3については解答が様々あることが想定されることから、採点基準の設定が困難だったのではないかと感じられる。出題趣旨からもそれがうかがえるので、あまりに多様な結論に至るような内容の出題は行わない方が良いように思われる。
- ・ 最低ライン点の設定については、刑事系総合得点25%（50点）以上は妥当な基準であるが、可能であれば、今後、刑事系でまとめて最低ライン点を設定するのではなく、刑法・刑事訴訟法それぞれで評価を行い、それぞれの最低ライン点が導入されることが望ましい。そうであれば、不合格であった学生にとって知識が足りない箇所が明らかになるという利点が生ずると思う。〔●●●〕
- ・ 説明が詳細になされている点は評価しますが、問題自体に疑問があるため、説得性に欠ける気がします。〔●●●〕

(イ) 刑事訴訟法

- ・ 出題趣旨も、解釈理論の対比を期待しているように見える。それでは、理論のための理論を求めることになる。〔●●●〕
- ・ 現状において特に問題ないと思われる。〔●●●〕
- ・ 〔設問1〕に関する出題趣旨は丁寧であると思われる。〔●●●〕

- ・ 出題の意図が明確かつ丁寧に記載されており、受験生にとって参考になると思われる。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨は、受験生にとっては学修の指針ともなるので、具体的で丁寧な出題趣旨の公表が、今後も望ましい。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨からも、基本を押さえたオーソドックスな論証ができているかどうかを見ようとしていることがはっきり分かり、全体として、高く評価する。〔●●●〕
- ・ 出題の趣旨は、学生にとって学習の指針となるように意をつくして記載されているものと評価している。もっとも、多様な見解があることにも言及していただき、正解がひとつだけであるかのような印象をうけることがないようにご留意いただきたい。例えば、今年の設定問2の公判前整理手続を経た訴因変更の可否については、公判前整理手続の趣旨から基準を導く見解のほか、従来からの時的限界論（信義則違反）に位置付ける見解も学説・実務家でも説かれているところであり、後者の見解にも言及することもあり得たのではかなろうか。〔●●●〕
- ・ 出題の趣旨は丁寧に作成されており、どういう回答がありうるのかが比較的わかりやすい内容になっていると感じた〔●●●〕
- ・ 事実評価が重要になる出題と思われるところ、事実評価の例をもっと具体的に示す必要があると思われる〔●●●〕
- ・ 法科大学院の在學生に受験資格を与えるとなれば、それにとまって、事実上、問題を平易にするとともに、分量を減らして従来よりも考える時間的余裕を与える必要が出てくるように思われる。本問についていえば、問題自体は全体として平易な部類に入るであろうが、3年次生が受験するとなると、時間的に厳しいのではないかと。訴因変更の許否の問題を割愛し、別件逮捕・勾留についてより詳しく問うなどの工夫が考えられてよいように思われる。なお、設定問1の2のように、学説を複数あげて検討させる設定問は好ましく、今後も継続していただきたい。ただし、他説をたんに批判の対象とするだけでは結局自説に偏った勉強になるので、他説の論拠も記載させたいので検討させる設定問にしていきたい。本問についていえば、たとえば、本件基準説と別件基準説の根拠をあげたうえで、それぞれの説に依拠したら、本事例についてどのような帰結になると考えられるかを問うたうえで、いずれの説を妥当と考えるかを記載させる形にすれば、当該論点につきどれだけ深く理解しているのかを試すことができる。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨はよく説明されている。最低ライン点の設定は、やや低いように感じる。〔●●●〕
- ・ 上記参照。〔●●●〕

(4) 知的財産法

- ・ 出題趣旨はかなりていねいに書かれており、受験者の一層の理解を促すための教

材といってもよいように思われる。〔●●●〕

- ・ 妥当。〔●●●〕
- ・ 特許法、著作権法いずれも典型的な論点や実務的な理解を問うもので、出題趣旨も適切である。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨について、上記記載の理由により、適切であると考え。〔●●●〕
- ・ 在学中受験を前提とした場合、法科大学院生が選択科目の学修に割ける時間は、現状よりも、限られることになる。そのため、出題レベルを下げ、より基本的な事項に絞った出題が必要になると思われる。事例問題形式は踏襲せざるを得ないとしても、論点数を絞るなどの工夫は必要ではないか。〔●●●〕

(5) 労働法

- ・ 出題趣旨については、妥当な内容と考える。最低ライン割れの数は他科目に比べてやや多いが、通常見込まれる範囲内と考える。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨の記述は明確である。最低ライン点の適否は、各論点についての採点方法と絡むのでなんとも言えない。〔●●●〕
- ・ 掲示物撤去やチェックオフ中止に関する最近の高裁判決について正確に理解しておくことを要求することは適切でないが、採点に当たっては、これらの構成によると否とにかかわらず、基本的な理解を問うということであるので、適切な採点となされたものと思料する。〔●●●〕
- ・ 問題1、2ともに、やや難解であると思います。選択科目であるという特性を考慮して、もう少し基本的な論点を問うような設問が望ましいと思います。〔●●●〕

(6) 租税法

- ・ 出題趣旨が受験者にかなり多くのことを期待している印象があり、実際の答案がどうであったかは採点実感を待ちたい。〔●●●〕
- ・ 適切であると考えられる。〔●●●〕
- ・ 平成30年度司法試験の採点実感で判例ニックネーム名を書けるとさらに良いといった趣旨の記載があったが、判例であることがわかるようにかかれていれば、教材の作成者によって恣意的につけられた事件名の記載は必要であるとは思えず、差をつけるべきではないように思われる。〔●●●〕

(7) 倒産法

- ・ 一時期、倒産法による足切りが他の科目に比して多く、敬遠されて、受験者数の減少を招いた頃に比べて改善されたと思う。〔●●●〕
- ・ 第1問設問1については、「租税等の請求権」の定義（破97条4号）にも言及が

ある方がよいと思われる。第1問設問2(2)において、財団債権と構成することを求めるのはやや無理があるのではないか。最低ライン点の設定については、特に意見なし。〔●●●〕

- ・ 出題趣旨は法科大学院における学習や指導の指針ともなる有益なものであると感じられ、採点ライン点の設定も適切なものと感じられる。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨について、懇切に説明がされており、受験生にとっても適切な情報提供となっているといえることができる〔●●●〕

- ・ 第1問設問1については、国税通則法41条に触れることなく解答することは困難であるように思われるが、出題の趣旨においてはその点について触れられておらず出題の意図が不明確であるように思われる。

第1問設問2について、出題の趣旨は「CがA社に対し、800万円を支払っていない段階で解除されているという事案の特徴」を踏まえることを求めるが、その趣旨がよくわからない。

第2問設問1では、清算価値保障原則と債権の劣後化が問われている。出題の趣旨を見る限り、2つの問題は別々に検討することが期待されているようである（なお、問題上は独立に検討することは前提とされていない）。しかし、劣後化を認める場合には清算価値保障原則の判断にも影響を与えることになるのではないかと思われ、この点についての出題の意図が不明確であるように思われる。〔●●●〕

- ・ 出題趣旨は丁寧に示されている。最低ライン点についても問題ない。〔●●●〕
- ・ 特定の学説によれなければ得点できないような出題は避けるべきであるし、特定の学説によらなければ得点できない採点基準を策定することにより最低ラインを下回る答案が続出する事態は避けるべきである。〔●●●〕

(8) 経済法

- ・ [出題趣旨について] 受験者がどのような回答を書くべきかに関する記載に限定して意見を述べることとする。

(1) まず、第1問については、詳細に検討すべき不当な取引制限の要件は相互拘束性に係るものと考えられるが、出題趣旨によれば「事業者が他の事業者と共同して」との点を含め、独占禁止法上検討すべき要件をすべて明示して、当該要件に係る通説的説明をした上で、問題文における事情を当てはめて説明することを求めているように思われる。

しかし、出題に係る事実につき経済法を適用する際にポイントとなる要件についてのみ詳細な説明をし、その他の要件については、一応の明示はするとしても、特段の記載や説明をしなくともよいと考えるがどうか。例えば、不当な取引制限の要件として「④公共の利益に反して」との記載がなされているが、通常の入札談合事案で「公共の利益に反して」いないものは想定できないし、公正取引委員会における実務でも「公共の利益に反して」いることの具体的立証をしていないのが通例であるので、「公共の利益に反して」につき特に言及していないことで答案として不十分とするのは不相当であると考え。

(2) 次に、第2問については、独占禁止法15条1項1号に係る要件の適用につき詳細な説明をすることが求めているようであるが、そのような説明をしなければならぬような事実の摘示が問題文では十分にはなされていないように考えられる。

例えば、点滴針には甲と乙があるところ、「点滴針のうち甲は、一時的かつ短期間の点滴に用いられる。(中略)針乙も存在するが、針甲とは形状も異なり、針乙を用いて一時的かつ短期間の点滴を行うことはできない。」との問題文から、甲と乙が別の取引分野を構成するものであるか否かを詳細に検討・説明することなく、「本件合併により、一時的かつ短期間の点滴に用いられる点滴針甲の市場の競争制限の有無が問題となり得る。」程度の説明で回答文を始めてよいのではないか。一方、甲と乙が同じ市場の商品であるか否かを企業結合規制の観点から検討する必要があるのであれば、その用途の相違だけでなく、乙の製造設備・技術で甲を製造することが容易かとか、乙の製造業者としてY社及びA社以外の事業者が存在するのであれば、その者が甲の製造に参入する可能性があるかといった点も検討しなければならないことになろうが、問題文にはこのような検討を行い得るような情報は記載されていない(なお、A社が甲を外部に生産委託しようとしても委託先がないとの記載はあるが、この検討を行うには全く不十分である)。**〔●●●●〕**

- ・ 第2問の出題趣旨を読む限り、市場画定について、客観的な事実から認定させるように、十分な事実を問題文中に記述すべきである。また、第2問設問2の出題趣旨には、垂直型結合が言及されているが、協調的行動のみであり、単独行為による排除の可能性を考えていないことが不可解である。**〔●●●●〕**
- ・ 詳細に整理され、複数の考え方があることを許容しながらそれぞれの解答の在り方にも触れており、適切な内容であると考えます。**〔●●●●〕**
- ・ 合格すべき水準の実力を持っている者が、制限時間内に出題文を読み、解答すべき問題点をもれなく検討した上で、解答用紙に検討内容を全て書き切れるかどうか

かは甚だ疑わしい。出題者が実際に制限時間内に解答できるか検証するべきではないか。〔●●●〕

- ・ 出題趣旨については概ね異論はない。第一問について、Jの違反行為の始期を書かせたいのであれば、問題文に明示しておくべきである。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨の本年の記述は、明確かつ分かりやすいものとなっており、学生の学習にも資すると考えます。〔●●●〕
- ・ 今回のことではないが、課徴金の計算のような問題は出すべきではない。それは実務に就いてからでも学べる。〔●●●〕

(9) 国際関係法(公法系)

- ・ 問題の適切性をよりよく担保するためには、出題の趣旨及び回答例を試験終了後直ちに公表することが望ましい。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨を拝見しても第1問設問2についての明確に解答指針がないのが残念。私的目的かどうかで判断しようとしていると思われるが、それ以外は、海賊を肯定する書きぶりである。
- ・ 最低ライン点の設定が望ましいとは思わない。国際法のように、余り時間を割けない選択科目であり、しかも、学習内容の分量は過大であるため、問題によって当たり外れが大きいだろう。〔●●●〕
- ・ 両問とも、受験者が関心をもつ問題であり、わかりやすい事案の設定となっている。設問も、実体法と手続法を織り交ぜて、易しくはないが、難しすぎるわけでもなく、受験者の力量を試すのに十分である。国家以〔●●●〕
- ・ 全般的に、出題趣旨は受験生にも予測できたものと思われる。ただし、第1問・設問3に関する出題趣旨によれば、「エスタイ号[…]事件ではカナダの留保の有効性を前提としてカナダの先決的抗弁を認めたが、こうした判例が解答に当たって参考になるであろう」とあるが、趣旨が不明瞭である。選択条項受諾宣言の留保の有効性を問う問題なのか、留保の該当性を問う問題なのか、判然としない。また、エスタイ号事件で問われた論点は、司法試験問題としては難しい論点であり、如何なる意味で「参考になる」のか、判然としない。〔●●●〕
- ・ カナダ漁業管轄権事件判決が出題趣旨で言うほど各法科大学院の授業で取り上げられているかどうかは微妙ではないだろうかとの疑問はある。〔●●●〕

(10) 国際関係法(私法系)

- ・ 出題趣旨の作成にも苦心の跡が見てとれる。もっとも、「隠れた反致」や「プライ

バシー」,「著作権」については、おそらく現実の答案の多くは出題趣旨に沿って
いなかったのではないかと推測される。なお、直接送達に関する問題は知・不知
だけを問う問題であり、配点は少ないものと思いたい〔●●●〕

- ・ 国際私法担当教員:出題趣旨によれば、送達条約による拒否宣言など、問題文および司
法試験六法に示されていない知識を問うかのような記述があり、これでは暗記偏重の
勉強を助長しかねない。また不法行為準拠法が外国法となる場合は、機械的に通則法
22 条に言及すべき旨の記述があるが、問題文には、それが問題となるような記述が存
在しない。この出題趣旨によれば、外国法が準拠法となる場合は、常に通則法 42 条
の公序に言及すべきであるとの誤解も招きかねず、極めて不適切であると思われる。
〔●●●〕

- ・ 国際的著作権侵害に関する出題については、上述の通り、議論の余地があると思
われる。〔●●●〕

- ・ 上述のとおり、一部の問題で、論じるべき点が細かすぎると思われるものがあり、
また、記述すべきこととなる分量が多すぎた出題であったと感じた。特に、出題
にあたっては、解答分量に関しては、十分な配慮をすべきと考える。〔●●●〕

- ・ 本件の問題は比較的基礎的な知識および理解があれば回答は可能で、在学中の受
験生にも対応しうるとも思われる。〔●●●〕

- ・ 採点雑感を待つ必要がありますが、出題の仕方がどうなるのか? ある程度わかると、
教員としては、ありがたいです。〔●●●〕

- ・ 条文の趣旨を書くようにという指示は、問題文で求めている記述を求めるもの
で不適切であると考え。問題文で求めている限り、条文の趣旨は、解釈の理
由付けとして必要なかぎりを書くことで必要十分とすべきである。さもなければ、
引用するすべての条文につき、その趣旨を書かなければならなくなる。他の科目
では、そのような記述は求められていない。

「セーフガード条項」に関して、日本民法第 797 条及び第 798 条について
言及することが期待されていると述べているが、本問では、特別養子縁組の要件
が送致範囲に入るので、誤りではないか。

「平成 30 年の拒否宣言は受験生の間にはまだ知られていないと考えられたの
で、これについて問うことも適切ではないと考え、結局、送達条約には言及しな
い出題の仕方をした。」と述べているが、問題文に送達条約の言及がなくとも、適
切に解答するためには、送達条約の適用の有無に応じて場合分けをする必要があ
るため、出題として不適切であることに変わりないと思われる。〔●●●〕

- ・ 出題の趣旨に関し、送達条約について拒否宣言をしたことに言及している一方で、

民訴条約については拒否宣言をしていないことに言及されておらず、不可解である。登載法令でないベルヌ条約の出題までされているのに、登載法令である民訴条約について出題の趣旨で言及がないのは明らかにバランスを欠く。〔●●●〕

- ・ 出題趣旨では、いずれの立場に立っても、論理的に論述できていればよいとする点が明確にされており、評価できる。なお、第1問の設問1については、セーフガード条項として、日本民法797・798条に言及することが求められているが、同817条の5以下の特別養子縁組に関する規定を適用する余地もあつたのではないか。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨中、第2問設問2小問2については、解答として何が求められているかが分かりづらい。〔●●●〕
- ・ 上記のコメント参照。〔●●●〕

(11) 環境法

- ・ 出題の趣旨はわかるが、もう少し解答の方向性を絞り、かつ誘導すべきではないか〔●●●〕
- ・ 出題の趣旨は明快だと思う。〔●●●〕
- ・ 出題趣旨では、第1問では、水質汚濁のうちCOD、リン、窒素、全亜鉛(暫定排水基準あり)について、地方自治体による水質総量規制の可否や、暫定排水基準の規定と県の現状を踏まえた上乘せ規制の適否を論じることを期待するなど、現場の自治体職員でもなかなか気づかないような論点や、第2問では「廃液を他社に再生加工」させた場合の実務上の扱いなど、通常の法科大学院生の理解・考察を超えた論点まで挙げているが、それは法科大学院での学修レベルを超えた要求であり、司法試験で期待される解答レベル以上の過大な期待と言わざるを得ない。〔●●●〕
- ・ どこまでの記述が期待されているのか判然としない設問も存在するため。〔●●●〕

4. 新たな法曹養成ルートの新設に伴う試験のあり方などに関する意見

(1) 公法系

(ア) 憲法

- ・ 憲法の出題はどうしても架空の制度の合憲性を問うものとなり、学習期間の短い者には難しく感じられると思われる。これまでのように、制度理解のためかなりの能力を有するという問題ではなく、論ずべき問題点が問題文から明らかになっている問題にすべきであり、そうした問題でも受験生の能力は十分に測ることができると思わ

れる。〔●●●〕

- これまでの司法試験（憲法）で問われてきた知識レベル自体はそれほど高いものではないため、3+2の学生でも一定の論述力を身につけている人であれば、十分に対応可能な水準の問題であると思われる。しかし、多くの学生にとっては、一定の論述力を身につけること自体が課題となっているので、その限りではやはり難易度は高いといえる。とはいえ、司法試験といえども資格試験であることの性質上、教育過程が変化したからといって合格水準までもが変化してよいということにはならない。法曹になるうえで必要な水準に達しているかどうかを図ることのできる試験となっているかこそが重要であり、それは本来的に教育過程の変化とは無関係の事柄だと思われる。〔●●●〕
- 憲法については、特に大きな問題は生じないものと思われる。〔●●●〕
- 平均的な実務家にとっての憲法の重要性を考えると、少し難易度が高いように思う。若い頃「優秀な憲法学者の卵」だった人が「これくらいできないといけない」と考えるレベルを、法曹の卵に求めることが適切なのか、疑問がある。〔●●●〕
- 目新しい問題よりも基礎的(オーソドックス)な問題が望ましい。〔●●●〕
- 憲法については、近年、出題の素材はアクチュアリティのあるものから選びつつ、平易な内容を問うているが、今後もこの傾向を維持し、さらに基本的な問題を出題すべきではないかと考える。〔●●●〕
- 本年の問題は、実務家として備えておくべき①論点抽出力、②判例・学説の基本的な知識、③②を基にした個別具体的事件への応用力を問うものであり、仮に法科大学院3年次（既修2年次）在学中の受験生が受けたとしても実務家としての能力を適切に測るものになったであろう。他方、司法試験が実務家としての能力試験である以上、判例は大事なが、現状では判例を緻密に5年間暗記し、論理的で柔軟な思考を抑制する学習が合格への早道だと、多くの受験生が思うようになるのではないかと懸念もある。

ところで、本年の予備試験の論文試験は判例を正確に理解していることが重視される問題であったところ、本試験はそれに加えて①論点抽出力や③応用力を問うてきたという印象を受け、両試験の難易度の振り分けが適切と感じるものである。すなわち、本年の予備試験問題レベルのものを本試験の問題とすることがないよう、釘を刺しておきたい。〔●●●〕
- いわゆる人生経験が、現在よりも圧倒的に少なくなるために、本問のように、それをある程度ふまえた設問はふさわしくなくなってしまうと言わざるを得ない。しかし、それは本問に帰責するものではなく、制度変更それ自体の重大な問題であると考え

〔●●●〕

- ・ 在学中受験であるから試験問題が易くなる（難しくなる）ということは想定されていないはずなので（もし想定されているとしたら不合理である）、上記のような観点から検討すべきではないと考える〔●●●〕
- ・ 在学中受験になれば、もう少し問題の難易度は緩和すべきだと思われる。〔●●●〕
- ・ 旧司法試験当時の問題ほどではないとしても、もう少し、シンプルな事例・設例で、憲法論を十分に展開できるようにした方がよいのではないか。〔●●●〕
- ・ 全体的に、受験生の司法試験受験時期が早まることを踏まえると、個人的には、憲法に関しては、未知の複雑な事例を検討するよりも、どちらかという、これまでの判例をベースにその応用力を問う問題にシフトしていくべきではないか。その点では、本年の問題は、論点の抽出が若干困難であったようにも思えた。〔●●●〕
- ・ 本年の問題は決して簡単な問題ではなく、判例や論点についての深い理解を問う良問であったが、訴訟の場面を想定した問題ではないので、答案を書きやすいと思う。また、解答の仕方の誘導も——受験生に十分に伝わったかは疑問が残るが——在学中受験に対応できているように思う。ただ一昨年までの訴訟の場面を想定した問題は、学部と法科大学院の教育における質的な違いを担保していたように思うので、そうした教育内容の違いにも配慮していただきたい。〔●●●〕
- ・ 法曹という実務家を養成するに伴い、本年のような実務であり得る問いの形式は相応しいと思う。ただ、本問はA省からの依頼というかなり限定された者しか扱わない場面であったため、もう少し多くの実務家が遭遇する事案、問いにすべきであると思う。〔●●●〕
- ・ 問題の水準等に変更を加える必要はないと考えます〔●●●〕
- ・ 在学中受験の流れが主流になると仮定すれば、本年の問題よりも昨年の方が、判例の想定がより容易である分、より適切であると考え。ただし、この仮定の是非はもちろん別論である。〔●●●〕
- ・ 在学中に受験するか否かに関係なく、憲法の基本的な知識と理解を試す問題であれば良いと思う。〔●●●〕
- ・ 従来の基本判例・学説を前提に、新たな問題事象について検討するという形（思考力を問うという形）は良いと思う。ただし、新たな問題事象でなくても（従来多くの判決例が存在するようなケースについても）構わないとも考える。〔●●●〕
- ・ 択一に関しては、3+2の学生も今年度のものに十分対応可能であると考え。他方、論文試験については、表現の自由論ながら応用的な思考を問うものであるのもので、やや難しいのではないかという印象である。〔●●●〕
- ・ 関連する判例の選択が難しいと思われるため、仮に在学中の受験が可能となる場合は、もう少し難易度を下げることが望ましい。〔●●●〕

(イ)行政法

- これまでも行政法科目について、全般的には学生の学習量が不十分であるという感想を持っているので、上記の試験制度では、今回よりもより基礎的で平易な問題とすべきであろう。その点からすると、設問2（1）は少し難しいと思う。〔●●●〕
- 司法試験は、司法修習生（ひいては法曹）となるだけの能力を有するか否かを客観的に判定するものであるから、その判定目的が変わらない以上、受験のタイミングが早まるからといって科目数や内容に変更を施す必要性はないと考える。〔●●●〕
- 行政法の試験範囲、とりわけ環境法との関係について疑義があるが、下記の意見覧に記述する。〔●●●〕
- 本年の問題は行政法の基本的な部分を問うものであり、在学中に受験する場合であっても特に問題ないと思われます。それに対して、たとえば住民訴訟などの種類の訴訟から出題する場合、一定の配慮が必要と感じます。行政法の授業の中では、住民訴訟などについて必要最低限のことしか扱うことが出来ないし、個々の学習者も後回しにしがちな内容であるから、在学中の受験で対応することができるようにするための準備が十分できるか疑問が残るからです。〔●●●〕
- “そのような試験制度”を前提とした場合にも、本年の問題は、上で回答したのと同じように、基本的には試験問題としてふさわしいものであろう。〔●●●〕
- 在学中受験になっても、法曹として、司法試験研修所入所時点で求められる能力・資質には変化があるべきではないが、司法試験と法科大学院教育は適切な連携を図らなくてはならないのであるから、在学中受験が導入される際には、それに伴った法科大学院のカリキュラムの変更を踏まえて、司法試験の出題の在り方を検討する必要がある。また、行政法については択一がないので、基礎力を試すことのできる小問をいくつか設けるとよいのではないか。特に在学中受験ということになれば、そのような出題の仕方が一層望まれるのではないか。〔●●●〕
- 新設される学部・法曹コースでの講義・演習が「法科大学院化」されるのであれば、本年の問題が、そうした推移を辿るであろう新制度にそぐわないということは殆ど考えられないのではないか。あるべき「学部・法曹コース像」が指定されているのであれば、新制度は現状にアジャストするに終始することが予想され、こうした問いを發すること自体に意味があるのか疑問である。〔●●●〕
- 特に問題はないと思われる〔●●●〕
- 問題が容易になり、受験生の実力が発揮できるようになることは望ましい。その意味では、本年の問題は質量共に絶妙に良い問題であった。しかし、今後、法曹コース学習者が増えることを想定すると、行政法学習者（ひいては合格者）の質はかなり低下

していくことであろう。これを受けて問題の質を下げるようなことは、正直なところ、これ以上して欲しくない。〔●●●〕

- ・ 新たな法曹養成ルートについては、行政法は実務では地味に必要な科目なので、安易に必修から外すことのないように願う。選択科目が豊富に用意されていることも、幅広い法曹養成には大切なことである。科目を減らすことは近視眼的な学習を助長するだけで反対である。〔●●●〕
- ・ 上記の通り、重要論点である処分性と第三者の原告適格のいずれかは出題すべきである。処分性と原告適格の両方を出题することも選択肢の1つである。〔●●●〕
- ・ おそらくはこの10年余りの司法試験答案や法科大学院での教育成果の傾向を意識した上での選択と推察するが、上記のように、本年の問題は、易しくはないものの、古典的な重要性のある論点を扱っており、このような方向付けは、在学中の受験について適切と考え得るものであろう。〔●●●〕
- ・ 無効確認訴訟の適法性は、現在の法科大学院においては標準的な教育内容に含まれると言ってよいが、教育期間が短縮された場合にどこまでの内容を教えられるかは定かではなく、出題および採点の方法について、より一層の配慮が必要となると思われる。〔●●●〕
- ・ 行政法の基礎知識、制度の基本理解を問う問題であり、良問であると思います。今後、学部法曹コース3年+法科大学院在学中の学生が主流になったとしても、司法試験の問題水準・出題傾向を大きく変える必要はないと考えます。〔●●●〕
- ・ 上記の仮定による場合、学生が行政法の事例演習を行う時間がこれまでよりも相当減ることが想定されますので、少なくとも問題の素材となる個別法は、著名判例を通じて学生が目にしたことがあるものに限ることが望ましいように思います。その意味では、土地収用法を素材とした本年の問題は適切であると考えます〔●●●〕
- ・ 本年の問題に限らず、一般論として、学部の行政法の授業は、あまり実際の運用を意識したものでなく、抽象的な概念や理論の説明にとどまるものが多いのではないかと思う。そのような状況の中で、法曹コースを3年で修了し、さらに法科大学院の在学中受験が可能となれば、行政法に関しては、質的にも量的にも学習が不十分な状況で、司法試験を受験する結果となる。例年、採点実感において、具体的な運用能力の不足が指摘されているところであるが、このような状況が一層悪化することが懸念される。〔●●●〕

- ・ 5年で、となると、やや難しいかもしれないという感想はありますが、そうであれば、行政法の場合「法律事務所の会議録」によって、難易度の調整もできるため、「ふさわしいもの」にすることは、十分可能だと思います。〔●●●〕
- ・ 行政法に関しては、試験の場で初めて目にする個別法の解釈を求められることも多いため、修得期間が短縮された場合には、例えば、試験で出題する論点を基本的なものに（さらに）絞るべきか等、検討が必要になるかもしれないと思います。〔●●●〕
- ・ 行政法は学習すべき内容も多いことから、在学中に司法試験に対応するレベルに達することは、かなり困難であるように思う。〔●●●〕
- ・ 在学中の受験となると、未修3年次（既修2年次）後期に行政法の応用演習まで終える現在の本研究科のカリキュラムでは、対応が困難である。講義科目も含めたカリキュラム全般の前倒しを行うことになれば、行政法の専任教員1名で昼夜間両方の開講に対応している現状からさらに、新カリキュラム移行期間中の複数並行開講の必要も生じることになり、講義及び演習科目の非常勤措置も不可避となる。非常勤措置もままならない国立大学にあっては、開講保証の揺らぎが生じるとともに、現在の司法試験論文問題に対応させるだけの実力の涵養を図ることも難しくなる。法科大学院自らの改善努力の必要は否定しないが、未修コース中心で、かつ教員も含めた少人数の地方（国立）のロースクールにとって、現在の論文問題レベルまで学生を引き上げる教育はいっそう困難にならざるを得ない。〔●●●〕
- ・ 上述した〈理由〉から「ふさわしい」と評価することができよう。他方で、上記のような試験制度が採用されることにより、学部教育における個別法解釈能力育成の要請が過度に求められるようになることを若干懸念する。〔●●●〕
- ・ 上記流れが主流となると仮定した場合、本年度のレベルの問題が適切と考える。過去の問題の中には、難易度が高すぎる問題もあったが、本年度のレベルであれば適切と考える。〔●●●〕
- ・ 在学中受験を想定したとしても、行政法の問題は従来どおりの形式・内容のままでよいと考える。〔●●●〕
- ・ 新たな法曹養成ルート創設後は、難易度をさほど高くすべきではなく、また、基礎知識を着実に理解しているか否かを問う問題が適切と考える。また、個別法を的確に読解できる能力を問うものであることが望ましい。素材とする個別法の制度は、さほど複雑なものでも構わないのではないかと。以上の点において、本年度のような問題であれば十分と考える。

なお、特定の論点についての理解を問う問いに加え、行政過程全体を構造的に理解しているか否かを問うような問題もあれば、より望ましい一作題が困難であることは承知しているがーと考える。〔●●●〕

- ・ 本年度も相応しいと思います。なぜなら、例年通り、主題対象は、本案違法事由と訴訟手続（処分性・原告適格，訴訟類型）という、行政法の中核的論点であり、また、難易度も、弁護士事務所での会話などの中にヒントが示されているため、平易と言えるからです。今後もこうした方針を維持されるよう、希望しています。〔●●●〕

(2) 民事系

(ア) 民法

- ・ 法曹養成コースを想定した場合には、基本的な知識を素直に問う問題の比重を増やした方がよいように思われる。〔●●●〕
- ・ 司法試験として必要とされる水準で出題をご検討頂ければと存じます。現在の出題の水準は適切であると考えております。〔●●●〕
- ・ 筆者の個人的見解は、法科大学院在学中の司法試験受験を認める制度に反対である。いずれにせよ、司法試験の問題は、どのような制度のもとでも、明確・簡潔な事案を提示して、基本的な法的知識・判例の理解を問い、かつ、体系的・総合的な理解を問うものであるべき、と思う。今回の問題は、そのような意味で、大変評価できる、と思う。上記のような制度のもとでも、応用力を試すとか、最先端の知識を試すと称して、いたずらに奇をてらったり、重箱の隅をつついたり、時間内に処理できない負担を課したりするのは良くない、と思う。〔●●●〕
- ・ コースがどう変わろうと、このような考えさせる問題を出題してほしい〔●●●〕
- ・ 仮に8月の時期に司法試験が実施されても、実際に在学中受験を選択する者が少数であれば、ギャップタームはかえって現在より拡大する。本当に8月受験がよいかどうかは、その考え方が法改正の目指す處と真逆に働くことも予想しておくべきであるように思う。〔●●●〕
- ・ 受験生の早期の合格を促すためには、適切な難易度であると思われる。ただし、法科大学院を修了せずに、実務科目の履修などが不十分な段階で司法修習生となることが望ましいといえるか、慎重に議論を重ねる必要がある。〔●●●〕
- ・ 上述したように、現在の試験は、深い思考を求める問題であるにもかかわらず、その思考する時間を与えず、論点網羅的な答案が多くなるようなものとなっている。司法試験の受験まで法科大学院における学修時間が事実上1年間に限定される新制度の下で現在と同様の形で試験を実施すれば、旧司法試験時代のように論点ブロックカードの組み合わせをする等の技術的な対策で試験に臨む受験生が増加することは容易に想

像できるところである。現実に生起する予想外の問題に柔軟に対応できる法曹を排出するためには、制度の変革に合わせて試験内容も大幅に変革することが求められている。新制度の導入に合わせる形で、早急に試験内容の見直しを図るべきである〔●●●〕

- ・ 法曹養成の短期化によって試験のあり方も、これまで以上に基本的理解を重視する方向での出題が望ましいものとなろう。今後の出題方針について新たに検討すべきである。〔●●●〕
- ・ 法科大学院教育を踏まえ、事案分析力や事案に即した法の解釈・適用能力を測るため、本年の問題のような、問題文（事実関係）が短い、論点チックな出題は、改善していただきたい。〔●●●〕
- ・ 知識を問うタイプの出題よりも、基本的論点の理解から出発するタイプの応用問題、条文知識を正確に問う問題が望まれる。〔●●●〕
- ・ 3年次のいずれの段階で司法試験が実施されるにせよ、民法は一通りの履修は終わっていると考えられるが、司法試験の準備については時間が短縮されるため、より法科大学院の正課授業の内容、水準に即した試験内容になるよう留意していただきたい。短答式については細かすぎる知識は問うべきではない(例えば、本年度の第8問立木の明認方法の記載内容)。論述式は、基本的な事案について、受験者がよりよく考えられるよう、問題文を短縮することは評価できる。しかし、理論的、実務的思考力を試すためには、問題文の短縮よりは設問を減らすことも検討されてよいと思われる。〔●●●〕
- ・ 新たな法曹養成ルートのように、短縮された教育課程の下で受験するとすれば、本年の問題のうち、民事系第1問の設問2は難解ではないかと思われる。また、来年度以降、平成29年・30年に大きく改正された民法を前提とした問題（判例のない問題領域に関する問題）が出題されることになるから、特に論文式の出題にはいっそうの配慮が求められよう。〔●●●〕
- ・ 今年度の問題は、そのような試験制度においてもふさわしいものといえる。いたずらに高度な法的知識を必要とするものではなく、問われている争点も基本論点といえるものであり、事実関係を適切に読み取ることができれば解答できる問題であったと考える。〔●●●〕
- ・ このままでよいと思われる。法曹に必要とされる知識や素養が同じである以上、教育制度の変更に応じて試験のあり方を軽々に変えるべきではない。〔●●●〕
- ・ 各問題のテーマ自体は、基本的なものであるから、受験までの期間が短い3年+2年の学生であっても対応可能な内容となっているので、新しい試験制度にも対応可能なものと思われる。但し、上記で指摘した通り、ある法律上の争点について深く掘り下げた検討をせずとも、全設問について必要最低限の事項を記載すれ

ば合格に必要な点数が得られる，という出題形式が続くと，学生の多くはどうしても「受験対策」として，いわゆる「論点」中心型の勉強をしようとするようになってしまうのではないかとと思われる〔●●●〕

- ・ 多くの受験者が、そのような問題を解くための応用力を修得しないままに受験しなければいけない状況に置かれるものと思われるため、現在の試験は、当該受験者にとってかなり難易度が高く感じられるのではないか。〔●●●〕
- ・ 民法は領域が広く、学部と法科大学院あわせて5年間の教育過程で網羅することは難しい。論点についての表面的ではない深い理解も求めるとすれば、出題分野や論点の重点化を検討しても良いと感じる。〔●●●〕
- ・ 基本的な知識や思考能力を問う問題であったという限りにおいて、どちらかといえばふさわしい問題である。〔●●●〕
- ・ 近年の問題の事例は以前よりも簡明になる傾向にあり、既修1年次で一通り民法の事例対応能力をみにつけた者であればある程度は対応できるレベルになっている。この傾向がさらに進めば、在学中受験でも対応可能なものになるとと思われる。〔●●●〕

(イ) 商法

- ・ 本年の設問は、短期に理解できるようになる水準の問題とは言い難い。しかし、実務法律家になるためには、本門のような問題にも対応できる能力が望ましく、試験問題としてはこの程度の水準を期待する。また、会社法は、法律実務家にとっての基本的な素養としての必修科目として維持する必要がある。〔●●●〕
- ・ 本年度の問題のレベルで、概ね適切と思われますが、設問1については、結果的に、かなり細かい条文の知識を問う問題になっており、5年間の到達度としては、少し負担が重すぎるように感じました。〔●●●〕
- ・ 在学中受験それ自体はすでに決定事項であるため、問題は試験の実施時期にあると思われるが、仮に現在有力とされている8月あるいは9月の実施である場合、既修入学の受験生には法科大学院入学後1年半しか学習期間がない。そのような状況下で本年の問題を解くことは、(学生の個人的能力に依存するところもあるものの) 若干難しいのではないかと考える。〔●●●〕
- ・ 特にビジネスプランニングや適用の難しい新しい判例の扱いなどは場数が必要なため、学習して日が浅い学生はしり込みする可能性がありうる。〔●●●〕
- ・ 先に述べた理由から、在学中受験が始まればもっと基本的な出題を行うことが是非とも必要である。〔●●●〕
- ・ 学部の法曹コースを3年で修了し、法科大学院3年次(既修2年次)在学中に司

法試験を受験するという流れが主流になると仮定しても、本年度の問題は適切だと考えられる。〔●●●〕

- ・ 本研究科では、2年生までに法律基本科目の基本的な論点について各自が十分に理解のうえで、当該論点を課題の解決に適切に用いる論述能力の基礎を修得させ、3年次一杯を使って、複雑な事例において、課題に含まれている論点を抽出し、課題の事実に基づいて必要な検討と見解を述べる高度の論述能力を修得させている。3年次在学中、特に前期のみの学習において、本課題のように事実が次々に展開していくなかで、必要な論述を行うだけの能力を養成することは、かなり困難であると考えられる。〔●●●〕
- ・ 質問の意図が良く分からないが、検討すべき点はないと考える。上記の様な「流れ」を問題視するのであれば、現行の試験内容を変えるのではなく、予備試験の制度そのものをなくすか、変更する、例えば、予備試験による受験資格者につき、全選択科目の受験を求めるなど、不合理に負担を大きくするしかないと考えられる。出題内容を変えても、ダブルスクールを禁止しない限り、結果は同じである。いずれも、現実的ではない。
- ・ 上記の様な「流れ」が問題となるのは、全国から優秀な学生を集めている一部の有力法科大学院についてと考えられるが、そうした「流れ」にあわせて出題内容を変えるのは、本筋ではない。予備試験合格者が在籍する法科大学院の内訳数を公表すればよく、むしろ、有力校は、その数についての競争をするのが筋と考える。〔●●●〕
- ・ 商法の問題については、3つの〔設問〕を問う形式が定着しているが（民法および民事訴訟法も同様である。）、〔設問〕を2つに減らしてもよいのではないかと考える。その理由としては、〔設問〕を3つ設けるために無理に不自然な事実を設定している印象が強いこと、また、短時間で要領よく起案することにも意義はあるが、ある程度時間をかけて正確に起案する能力を確認することに重要性が認められること、が挙げられる。〔●●●〕
- ・ 新たな法曹養成ルートの新設と、在学中受験を認めることにより、全体の準備期間は現在よりもかなり短くなるため、商法のように全体の範囲が広く、受験の準備に時間のかかる科目では、司法試験受験生の習熟度が高まることを期待するのは困難である。そのため、問題量、難易度（あるいは難易度の異なる設問の組み合わせなど）について再検討が必要であると思われる。〔●●●〕
- ・ 本年の商法問題を、法科大学院在学中受験が実現した場合のモデルケースとイメージするならば、在学中受験を目指す者にも予備試験を受験し続けることにメリットがあり得るという全く誤ったメッセージを持ち得ること、設問2の配点が50

点であったことの2点において、負のインパクトが強すぎる印象である。受験生は著名判例の丸暗記に走り、(予備試験との出題重複に重大な問題があることは既に指摘したとおりであるが)設問1において問われているような、基本条文の丁寧な条文操作や、設問3で問われているような、著名判例、最新判例との明確な対応関係が必ずしもはっきりしない事実の評価をさせ、適切な規範を選択させるような地道な学修の重要性が後退する可能性がある。判例の知識を問う問題は25点くらいまでとし、設問3のような出題の配点割合を増やすことが適切であろうと考える。過去14回の論文試験においては、先に出題された著名論点を反復的に出題することが、ごくわずかな例外を除いて意図的に回避されているように見えることも問題がある。過去の出題の類題を出題し、これにより受験者が総じて高得点を得たとしても、それは受験者の多くが基礎的事項を適切に学修していることの表れであって、受験者の裏をかき続けることは、出題委員の本来目指すべきこととは思われない。法科大学院在学中受験の時代に向けて、科目の基幹部分が適切に理解されているか、法曹資格を判定する上での基本に回帰する姿勢を求めたい。〔●●●〕

- ・〔設問1〕〔設問3〕は穏当なレベルの問題であるが、現在の受験者数・合格者数を前提とする限り、〔設問2〕のレベルの問題を配点5割とすることには、勉強時間の総量が限られる受験生が増加した場合に、懸念が残る。基本レベルの知識を問う問題を入れないと差別化は十分には機能しないのではないか。〔●●●〕
- ・設問1および設問2のような問題は、会社法の構造や判例の基本的な理解を問う良問であり、在学中受験にもふさわしい問題であると思われる。〔●●●〕
- ・もし3年次授業を受けない時期での受験であるとする、多くのロースクールで3年次に企業法務などの実践的な授業を開講していることとの関係から、試験に実務的な問題を出すのは難しくなるのではないか。〔●●●〕
- ・商法に関しては民法や民事訴訟法の基礎的な知識がないと理解できない部分も多い。法曹コースを設置した場合、法科大学院単体でみた場合、教育期間は短縮し、商法に関しては、比較的、学習が進んだ段階で、履修することになることが予測される。試験期間の前倒しとの関係では、商法の教育期間を十分に確保できるか課題となるが、現在の司法試験と同じボリュームと難易度の問題を学生に時間内に解答させるのは、困難が生じるようにおもわれる。〔●●●〕
- ・新たな法曹養成ルートが創設されても、本年のような問題で支障はないと思われる。〔●●●〕
- ・これからも、重箱の隅からでなく、会社法上の基本問題特に法科大学院での教育内容と関連する問題を出してほしい〔●●●〕
- ・本年の問題でも、特に問題はないものと思います。〔●●●〕

(ウ) 民事訴訟法

- 本年度の問題であれば、設問2の要件事実（主要事実か間接事実か）の振り分けを除けば、回答可能な範囲といえるであろう。〔●●●〕
- 本年の問題は、受験時期が在学中に前倒しされたとしても、維持してよいと考える。この改革に伴って懸念されるのは、3年次〔既修2年次〕の夏季休業以降に行われてきた試験対策〔短答式演習、論文式答案練習〕の機会が奪われる点である。特に論文式については、答案練習の不足による弊害が試験本番で露呈する可能性が高くなるものと予測される。いずれにせよ、受験時期の改革によって増加する受験生の負担を如何にして軽減するかは、むしろLSの教育改革によって解決すべき課題だろう。〔●●●〕
- 論点式の出題ではなく、訴訟制度や概念の基本的な理解を問いつつ思考力を試す問題が望ましい。法曹コース3年の修了者は、既習コースへではなく、未修コースで学ばせるべきである。〔●●●〕
- さらに基本的な事項についての出題に限定すること及び問題数の減少が望まれる。〔●●●〕
- ここ数年の出題問題にレベルを維持してほしい。〔●●●〕
- 民事訴訟法の基本的な理解を問うものであり、法曹コースを修了し、法科大学院在学中に司法試験を受験することを考えても、まったく問題のない出題であると思料する。〔●●●〕
- 試験問題としてふさわしい。問題は、法科大学院の講義の前倒しが、どこまで可能かと言う点にあると考える。〔●●●〕
- 知識ではなく、基本的なリーガルマインドの有無を試すという方針が従前にも増して強調されるべきものと考え。〔●●●〕
- （上記と同様である。）基本的に重要な論点や重要判例を元にした問題でも、十分、受験生の点差はつくと思われる。最低ライン点の設定は、あっても良いが、20%未満などかなり低くて良い（得意科目による引き上げも専門化する中では、認めて良い）ように思われる。知識も大事であるが、全体としての素養が大事と考える。〔●●●〕
- 本年の問題で差し支えないように思われる。〔●●●〕
- 司法試験の問題は、修習生に採用することができる学力を備えている否かを適切に判断できる内容・レベルでなければならない。そのような観点から考えれば、試験の実施時期によって出題の内容・レベルを調整するという発想は適切ではないと考える。

そもそも、修習生となるに足る学力を備えているか否かを判定する司法試験を、

法科大学院の課程修了時ではなく在学中に実施すると、法科大学院の教育の成果を適切に判断することができず、法科大学院の教育を歪めることになるという点が問題である。〔●●●〕

- 本年の問題は、基本的な論点ではあるものの、自分の頭でしっかりと考えないと回答できないものの、考える基礎力を身に付けておけば、十分対応できる内容となっている。上記の仮定においても、十分対応すべき内容と思料する。〔●●●〕
- 上記の点がより強く問題になると思われる。教科書を精読していれば答えられる問題を念頭に置くべきではないか〔●●●〕
- 昨年から今年にかけて試験問題が容易になったように感じられ、在学中受験という試験制度には適格的であるように思われる〔●●●〕
- そのような流れが主流になるとしても、司法試験は法科大学院における学習の成果をチェックするものであると考えられるから、試験問題の在り方に影響はないように思われる。ただし、法科大学院の民事訴訟法の授業においては、判例中心のテキストブックを取り扱うことになるが、そのような授業の在り方との関係で適切な試験問題が出題されることが望ましいように思われる。〔●●●〕
- 出題の仕方を工夫すればレベルとしては適切ではないかと思えます。〔●●●〕
- 問題（論点）の数やレベルを多少なりと絞らざるを得ないとするならば、実務的な問題を後退させて（試験時期によるが、残りの在学期間に補充し）、試験では理論的思考を問うことも考えられる。また、現在以上に論点主義的な勉強をする受験者が増えることが予測されるので、複合的・総合的な思考を促す問題が望ましいと思われる。もっとも、出題者のご苦勞が一層増すことも懸念され、採点作業の合理化等もさらにお進めいただくことが必要と考える。〔●●●〕
- 5年の学習期間で、今年のような論点まで解答可能なところまで到達するのはやや難しいと感じます。〔●●●〕
- 基本的には本年のような問題で良いと思う。〔●●●〕
- 民事訴訟法の出題としては、そのような試験制度にも態様していると思えます。〔●●●〕
- 従来通りでよいと思われる〔●●●〕
- 民事訴訟法の全分野について講義や演習で扱うことはできず、自学自修に任せる部分も多いので、在学中の受験となると、本年のような管轄や移送については授業時間の関係から自学自修に任せざるを得ず、各自の学習が受験までに間に合わないおそれがある。そうすると、試験に出題されそうな分野ばかりを講義や演習でも扱わざるを得ず、民事訴訟法全体についての理解を深めることができなくなる。結果、旧試験と同様に、試験に出そうなところしか学習しない受験生が多数を占めることになりかねない。法科大学院の教育の支障にならないように、試験時期は、可能な限り遅くすべき

である。〔●●●〕

(3) 刑事系

(ア) 刑法

- ・ 上記のように、受験生は下級審・少数説にまで勉強範囲を広げざるをえない出題では、早期受験の奨励とはまったく逆の方向に行くものであり、不適切であると考える。基本を中心に勉強することで十分に対応できる出題を考えるべきである。〔●●●〕
- ・ 今年度の問題は、(例えば設問3など特に) 学部で素直に刑法を学んだ者の方が柔軟に対応できたのではないかと思われるような出題形式であった。別の立場からの説明を求める点などは、詳細に判例学説の知識があるか否かを問うよりも、何故そのような結論に至るかの論理的思考力をはかるための出題であると理解しているが、学部の早い段階からそうした点も意識して法曹を目指すことは「正解思考にとらわれない」という点でも重要であり、今後の法曹コースにも馴染む問題であったと思われる〔●●●〕
- ・ 学部3年+LS 在学中受験が主流になる場合、学説の網羅的理解に時間を割くことは現在にも増して難しく、実務家を志望する学生が学ぶべき事項として優先度の高いものを中心にメリハリをつけた教育内容にならざるをえない。そのことからすると、本年の出題(とりわけ設問の在り方および出題趣旨からうかがえる期待される解答内容)には改善の余地があるように思われる〔●●●〕
- ・ 判例・学説を含めて、学部教育では刑法の理論的側面の教育に力を入れ、法科大学院ではそれを踏まえた事案の分析、理論へのあてはめに重点を置いた教育に力を入れるべきである。試験についても、理論的な理解そのものを問う問題もあって然るべきだと思う。〔●●●〕
- ・ 「法曹志望離れ」が顕著化しつつある若い学部生につき、いわゆる「3+2」方式を導入し、学部とのカリキュラム連携・調整を図りつつ法曹への道を促すことは、(実際に学部および法科大学院の双方のカリキュラム改変など困難な作業を伴うものであるとしても)、必須であると考え。法学部と法科大学院が連携して営む法曹養成がそのようなものであることが社会一般において認識されれば、そして、そうなるための時間的・資金的負担が思っていたよりも楽なんだという理解が定着すれば、自ずと、学部教育において法曹志望である学生と法曹志望でない学生とではカリキュラム内容も分かれてこよう。いわば、法学部のゼミにおいても、「法曹になりたいための学生用の特訓ゼミ」と、「必ずしもそうではない、人文社会学的見地から社会を広く勉強したい学生用の教養ゼミ」と、二分化が生じよう。そうなった場合、前者の学生を法曹に育てるための試金石というべきものとして、これまでの、そして現在の司法試験問題は、(上記のように設問文章の題意不明確

さといった難点はある、さらなる改善は必要であるものの、)おおむね良好な方向に動いていると言えよう。[●●●]

- ・ 昨年、今年と、刑法の出題はやや「学説中心」になっているが、法曹養成を5年一貫で行う場合には、より判例中心の、実務に即した出題としてもよいと思われる。[●●●]
- ・ 少子化等に伴う、質の高い学生の確保の困難化という現状を踏まえるならば、まだ難易度が少々高いのではないかと思う。もっともより大局的には、今後「司法試験合格者」に対してどの程度のレベルを要求すべきなのか、再考すべき時期にあるようにも感じる。[●●●]
- ・ あまり細かい学説の対立に神経を使うような出題は好ましくないと思う。その意味で、もし出題趣旨に書かれているような考えられる解答例の全てを知っていることがスタンダードなものとして要求されるのだとすれば、それはやや行き過ぎであるように感ずる [●●●]
- ・ 例えば、司法試験の時期を3年次の夏期と想定した場合、現在のカリキュラムを前倒ししたとしても、学生が、今よりも短期間で、このような難易度の高い試験に回答し得るだけの実力を付けることが可能かは、心許ないように感じる。[●●●]
- ・ 上記のような流れが主流になる場合には、刑法の論述試験の問題は、基本的な理解が正確に身についているかを確認する趣旨のものが望ましい。今回の問題も、そのような趣旨に合致したものと考えるが、取り扱う論点の範囲や内容については、慎重な検討が必要となる。[●●●]
- ・ 司法試験の在学受験の選択肢が提供されることで、刑法では体系的な思考や刑法評価の論理的な詰めを行うことで実践的な法的思考力が修得できるところ、むしろ論点の単発的な形式的な解決に学修が走るおそれがあるため、司法試験での出題がそれに歯止めをかけるもっとも有効な機会であるので、これまでのように基本的な刑法的思考の枠組みの理解等の基礎を十分に評価する方針を維持していただきたい。[●●●]
- ・ 新しい流れを想定して、それに対応するというのも必要であろうが、司法試験は法曹資格を付与すべきか否かを判断するものであるという本来の趣旨に照らせば、新しい流れに対応して問題を考えるというのは、議論は逆ではないかと思われる。[●●●]
- ・ 見解が対立する論点につき自説のみならず他説についても理解することは必要であり、今年度の問題は、法科大学院生であれば理解していなければならない論点に関する出題であり適切である。しかしながら、他方で、今後、細かな知識を問うような問題が出題されるとすると、法科大学院生の負担が過大になることが懸

念される。〔●●●〕

- ・ 論文式問題は極めて適切であるが、3年次終了までにこれを理解する基礎を作り、大学院の2年間で書けるようにするには、「考えさせる授業」を学部段階から展開する必要がある。争われた事例を基にして、当事者双方の考えられる主張と根拠を挙げさせるような授業である。〔●●●〕
- ・ 現状のままでよいと考える。〔●●●〕
- ・ 設問1のように、詐欺罪と窃盗罪の解釈論上の共通点と相違点に係る基本的理解さえあれば解答できる問題を多く出題すべきであるように思います。〔●●●〕
- ・ 基本的に求められる能力が異ならないとするなら、前記本年の出題に対する意見のとおりである。肯定的評価もある一方、全体として、あまり適切でないものと評価をしている。新しい制度に向け、理論学習と事実の評価やあてはめの学習を、いずれかに偏ることなく、かつ総体として過大要求となることがない程度でバランスをとった形の出題が必要ではないかと思われる〔●●●〕
- ・ 前述のとおり、昨年度から出題方式が変更されているが、この出題方式は、重要論点や重要判例に限らず、特定の知識の有無をはかる問題や特定の判例を知っているかをはかるような問題としても出題が可能な出題方式であろうと思う。つまり、出題方式が変更されたことによって、検討されるべき罪責や内容の幅が以前よりも広がりをもったように感じられる。

今後、3+2型の法曹コース修了生に対して、司法試験刑法を同じ出題方式で出題するのであれば、ますます重要論点や重要判例の十分な理解をはかることに限定した内容の出題をすべであろうと考える。というのも、今後は、3+2の短い期間において修得した内容をもとに、法曹資格を与えるに十分かを判別する出題を行うこととなるので、昨年・今年と同じ出題方式で出題するのであれば、マイナーな論点や判例を知っていたということだけで合格できるような出題ではならないと思うからである。

以上の理由から、今後の司法試験の出題は重要論点に絞るなど、出題内容に注意する必要があると思われる。〔●●●〕

- ・ 論文式試験は従来どおりで適切だと思うが、短答式では国家的法益に対する罪の学習が間に合わない受験生が多いかもしれないので、設問の配分や難易度の配慮をいただきたい。〔●●●〕
- ・ 今年度の小問形式は、比較的新しい主題傾向ではあり、多角的な論点を出題するのに適した形式であるかも知れないが、アットランダムに論点を記述させる、場当たり的な出題になりやすい傾向もあるので、各論点の関連や結びつきに配慮しつつ、全体を論理的に論じて、一定の解決策を示すことができるかどうか、同形式の課題ではないかと思われる。かかる観点による配慮がなされているのであ

れば、小問形式も特段問題はないと思料する。従前どおりの一つの事実に対する出題となると、必然的に、複数人について罪責を問う問題となり、共犯理論は必須の論点であって、変り映えしないことになりかねない。〔●●●〕

- ・ 法学未修者が法科大学院の3年で到達できる水準という視点で考えた場合、今回の論文式試験の問題は内容・水準ともに妥当であると思われるし、この形式を今後も維持すべきだと思われる。しかし、法曹コースを3年で修了した後に、法科大学院において1年から2年（司法試験が夏実施だとすれば実質1年半）の期間学修しなければ対応できない問題かと言えば、そうではないであろう。法曹コースを3年で修了できる学生であれば法科大学院に進まなくても十分に対応できると思われる。その意味では、本年の問題は、法学部から予備試験へ、というルートの後押しする効果を持ちうるとしても、少なくとも、法科大学院で学ぶ必要性は全く伝わらないと思う。法律基本科目の論文式試験のなかで試すのは難しいかもしれないが、理論と実務との架橋を目指す法科大学院での学修成果そのものを試す試験を目指す必要があると思われる。〔●●●〕
- ・ 在学中の受験生にとっては、特に設問2のような複合的な論点を出題する場合には、解答時間が足りなくなるという問題が生じると考えられる。〔●●●〕
- ・ 法曹コースができたとしても、司法試験が実務家登用試験である以上、「事実を適示した上で結論を出す能力」が問われるのではないかと思います。このような観点からは、本年のような問題は必ずしもふさわしいものとはいえないと考えます。〔●●●〕
- ・ 本問は、刑法総論・各論の重要論点についての理解を問うものであって、学部法曹コース・法科大学院という教育課程を踏まえた場合、全体としてはどちらかといえば適切な問題であると思われるが、設問1の「すり替え事例」について、窃盗罪と詐欺罪との区別を前提に、正確に分析し答案構成を行うという点ではやや難問であると考え。〔●●●〕
- ・ 問題自体の適否と在学中に受験を可とすることの適否は別問題。〔●●●〕
- ・ 本回答冒頭に述べたように、現場ではなく理論を中心とする出題は、いわゆる3+2の新制度にはマッチしているのかもしれない。しかし、そのような法曹教育プロセスにおいては、司法修習の充実・延長が必須であるように思われる。〔●●●〕

(イ) 刑事訴訟法

- ・ この問題でも、法科大学院3年次在学中に受験する者にとっては、かなり難しいであろう。〔●●●〕
- ・ 本年の試験は、基本的な事項を問うものであり、在学中受験であっても対応可能

と考える。ただし、3 + 2を重視するような試験のあり方は、未修者、とくに純粹未修者に不利となる。司法試験の問題自体を知識偏重でなく、事実の評価と問題解決能力を問うものに変えるべきである。〔●●●〕

- 問題の量と質を予備試験の問題に近づける必要があるのではないか。少なくとも量という点では、現状のA4・4枚程度は多すぎるので、1枚～2枚程度に収める必要があるように思われる。それに伴って試験時間が短くなったとしても、やむを得ない。司法試験の量と質を見直す良い契機と捉えるべきである。〔●●●〕
- 反対説まで書かせるのは、実務と多数説が対立している超重要論点に限るべきだと考えます〔●●●〕
- 本年の問題は、「新たな法曹養成ルート」を創設した場合の司法試験においても相応しいものとする。〔●●●〕
- いわゆる重要論点を検討するものであるから、新たな試験制度にも対応できるように思われる。ただ、いわゆる重要論点のみを学習すれば足りるという悪しき論点主義的な学習が助長される懸念もありうる。〔●●●〕
- 上記のような流れが主流になるならば、司法試験の問題はより基本的な理解を問うものが望ましいと思われる。その観点からすると、本年の第2問のうち、公判前整理手続後の訴因変更であることを踏まえてその許否を論じさせる部分はやや応用的なものであり、受験生にここまで理解を求めるのは酷な面があるように思われる。〔●●●〕
- 本年の問題は、新しい試験制度（仮定）にふさわしいものである。新しい試験制度（仮定）においては、どの教科書でも一定量の記述が為されている事項から出題されるべきと考える。なぜならば、法曹コースを3年で修了した学生は、現在の制度下で既修者コースに入学してくる学生（法学部出身者。早期卒業者を除く。）と比べて、司法試験受験までの学習期間が短くなるため、教科書で記述が為されていない、あるいは2、3行程度の記述しか為されていない事項を出題されると、対応できなくなるからである。この考えに対しては、教科書で記述が為されていない事項についても、自主的に学習を進めるべきという考えも有り得る。しかし、選択科目を含めて8科目を、わずか4～5年程度で学習しなければならないという状況は、学生にとって極めて過酷なものである。出題に際しては、この状況を十分に考慮していただきたい。〔●●●〕
- 本年の問題は、難易度が低かったため、在学中の受験者でも対応できたであろうと思われるが、応用的な視点がなく、愚直に法的な問題をじっくり考える学生ではなく、要領の良く勉強のできる学生向けの問題であったと思われる。法曹界がそのような人材を求めているのであろうか。実務家としては、在学中受験制度の

開始により、以前の予備校に頼った受験対策重視の学修方法によって合格する学生は増えるのではないかと、目の前の法律問題に対し、深く事案を検討して真の事案解決を模索するのではなく、ただ法律をあてはめるだけの処理をするような法曹が増えるのではないかと危惧している。〔●●●〕

- 本年度の問題は、刑事訴訟法の基本原則・基礎理論をきちんと理解することを求め、また、原理原則から導かれる判例規範の射程・意義を考えさせる問題となっており、総じて、今後の刑事訴訟法の試験のあり方として、ふさわしいものと考えられる。〔●●●〕
- 事例への理論の当てはめについてある程度トレーニングを要するため、既習2年次の春学期途中での試験では、対応が難しいかもしれない。〔●●●〕
- 3年コースができれば、ますます学習時間が短くなる。暗記で差が付かないように、出題範囲を若干削減しながら、基本問題について解釈・適用能力を深く問うような出題形式（一例として上記のとおり）となるよう検討を深めていただきたい。〔●●●〕
- [設問1]のように、基本的学識を前提としつつ、法適用能力及び論理的思考力を問うという質問方法は、知識だけを問うものではないことから、在学中受験者にとって必ずしも不利益に働くものではない。しかし、事例問を論述式の形で質問する場合には、出題形式への習熟度に左右されるところが大きく、法的素養よりも受験制度への適応力の影響力が大きくなり得ると考えられる。そのため、上記のような目的を達成するという観点からは、事例問を論述式で回答させるよりは、むしろ端的に短答式での質問ほうが適切であろう。また、仮に、事例問を論述式で回答させるという従来の方式を維持するのであれば、論理的な答案技術を求める質問方法は避けるほうが、在学中受験者、とりわけそのうちの優秀層にとってよいのではないかと考える。〔●●●〕
- 難問奇問を避け、基本的知識と事実認定能力を問う問題とすべき。〔●●●〕
- 在学中に実施される司法試験の時期次第では、実務基礎科目で主に検討する内容を絡めた出題をすることは適切ではなくなってくるように思われる。例えば、5月あるいは7月（ないし8月）に司法試験が実施される場合、（1）もともと一2年次は法律基本科目の必修科目が目白押しであるため一3年次に開講せざるを得ない実務基礎科目を、教育効果等の観点からカリキュラム上「後期」（司法試験後）に回さざるを得なくなり、その結果、（2）予備試験に合格して司法試験を受ける者は一通り「実務基礎」についての理解がある一方で、法科大学院在学中受験者はそうではないことになり、本来実務基礎科目で主に学ぶべき内容を絡めた出題

が司法試験においてなされると、不当に前者を利する（不当に後者の不利益となる）ことになるように思われる〔●●●〕

- ・ 特に問題の方向性を変える必要はないと思います。カリキュラム等を変えていけばいいだけの話なので。〔●●●〕
- ・ 本年度のような学習しておくべき基本的な論点の出題であれば、どのような法曹養成コースを設けようとも、問題がないように思います。〔●●●〕
- ・ 必ずしも実務に関する学修が進んでいる必要がない問題であり、また扱われた論点自体は基本的なものであるので、ふさわしいとってよいと考える。〔●●●〕
- ・ 法科大学院在学中の受験生にふさわしい論文問題となると、ごく一部の限られた法科大学院の受験生であれば、現状のような問題であっても何とかこなしていけると思うが、それ以外の法科大学院のことも考えると、問題の出し方は自ずと変えていかなければならないのではないか。〔●●●〕
- ・ 本年の問題のように、基本的な論点についての出題がより要求される〔●●●〕
- ・ より基本的事項を扱う出題が必要となる。〔●●●〕
- ・ ふさわしいと考える〔●●●〕

(4)知的財産法

- ・ 試験の難易度は下げる必要はないが、細かすぎる知識を問う出題はふさわしくない。主要な論点についての理解の深さや思考能力を問うような出題にすべきである。〔●●●〕
- ・ 従来よりも短期間の学習で司法試験を受験する学生が増えることを想定すると、基本的な内容がしっかりと身につけているかを試す試験が、司法試験の在り方として望ましく、本年の問題は、その意味でも適切と感じた。〔●●●〕
- ・ 知識ではなく能力を問う出題であってほしいと思います。〔●●●〕
- ・ ふさわしい〔●●●〕
- ・ 現状は、学部で履修可能にもかかわらず未修状態で入学する学生が多いので、それを鑑みるとこのような法曹養成ルート経由で入学した学生が受験するならば、もう少し基本的な論点を問う問題にシフトしたほうがよいのではないか。〔●●●〕
- ・ 在学中の受験ということになると、学部時代に知的財産法を学んだことがない学生は、法科大学院の2単位程度の授業を前提として受験することになると思うが、

- そうだとすれば難しすぎるように思う。といて、現行形式の試験をどのように変更したらよいか見当もつかないので、学部時代に知的財産法を確実に学べるような仕組みがあったほうが望ましいのではないか。〔●●●〕
- ・ 1つの事案で、複数の論点からみあうのは、特に著作権法の特徴のひとつであるが、複製→譲渡&公衆送信等のような一連の流れにおいて、複製権と譲渡権両方を記載せよという類いの点で大きな差がつくような設問は、やや適切さを欠くように思う。また、著作物性そのものを論点にすると、著作権やその制限等の他の論点に触れずとも満点という結果を招きかねない出題となってしまう、全体を理解するためには不適切な出題になってしまうおそれがあるので、避けた方がよいと考える。〔●●●〕
 - ・ 知的財産法、特に特許法は実務的な理解が必要な側面もあり（本年の問題でいえば、発明のカテゴリー等）、法科大学院在学中に、通常2年次で行われる基本的な知的財産法の講義のみで、本年のような問題に対応するのは、やや困難ではないかと思われる。（知的財産法について実務的理解が不十分な状態で）在学中に司法試験受験をすることが前提とされるのであれば、試験問題も実務的な理解が不要な純法律的な問題にすべきであろうが、知的財産法についていえば、科目の性質上、本来的ではないように思われる。〔●●●〕
 - ・ 短期間で知財法を学ぶとなると、最近の裁判例、法改正の動向、実務上の変化などを幅広く学修する余裕がなくなると思われる。その意味では、今年度のようなオーソドックスな問題は、新しい試験制度（短期間での学習を前提とする試験）にふさわしいと思われる。他方で、オーソドックスな問題は、数の上で限られており、受験生にとって比較的予測が立てやすく、その分、適切な選別が難しくなるというジレンマがある。問題の「基本性」と「多様性」のバランスをどう実現するか、出題者にとっても、いっそうの創意工夫が求められる。〔●●●〕
 - ・ 特に選択科目については、細かい知識の量よりも、基本的な知識を前提に、思考力・論証力を重視する問題が望ましいと考える。その点で、本年の問題はその趣旨に概ね沿っていると考える。〔●●●〕
 - ・ 法曹コースを修了して在学中に司法試験を受けるというルートでは、選択科目の勉強に割ける時間が従来より少なくなるものと思われる。その観点からすると、本年の問題より難度の高い問題を出すのは適切でないと思われる。〔●●●〕
 - ・ 特許法及び著作権法の双方に関し、従来の問題よりも基本的事項に絞った問題とする方が適切であると考え。〔●●●〕
 - ・ 基本科目だけでも学修時間が不足する中、選択科目までも司法試験に課すことは、むしろ先端展開科目への興味をなくすおそれがある。試験科目に変えて、大学での単位を必須とするなどの方法も検討することも考えられる。〔●●●〕

- ・ 原則としては、在学受験の場合であっても、法曹として必要な能力は変わるものではないと思われる。引き続き、各法の重要概念や基本論点についての正確な理解、事案へのあてはめの能力、理論的思考力・説明力等を問う問題を出題するのが適切と考える（細かすぎる論点や、あまりに応用的な問題は適切ではない）〔●●●〕
- ・ 選択科目にかけられる時間はそう多くないので、問題をもう少し基本的なものにする必要がある。〔●●●〕
- ・ 3年次受験の場合も、十分に妥当かつ穏当な問題である。〔●●●〕
- ・ 法科大学院での教育期間が短くなると、特許法と著作権法という実質2つの法律科目を習得するには時間不足が懸念される。基本的事項の理解を問う出題を継続していただきたい。〔●●●〕

(5) 労働法

- ・ 選択科目が配置される時期等を考えると、第2問は難しいと思われる。より基本的な問題にすることが望ましい。〔●●●〕
- ・ 本年の問題は良問であり、新たな法曹養成ルートの出題であったとしてもふさわしいといえる。〔●●●〕
- ・ 3年次に受験するのであれば、もう少し易しい問題でもよいと思う。また、選択科目については、広く浅くということで、司法試験の対象範囲とはせず、法科大学院で一定数以上の選択科目につき一定以上の単位取得を義務付けるという方法もあるように思われる。〔●●●〕
- ・ 在学中の司試実施には反対です。労働法を前期の間に授業を終えるのは困難であります。〔●●●〕
- ・ 既習2年次は労働法を学習している途中であるため、範囲を限定するか、より基本的なレベル問題とすべきと思われる。〔●●●〕
- ・ 労働法における重要論点を扱う本年度の出題は、法曹コースの学生であっても十分解答可能だと考えることから、特に問題はないと考える。〔●●●〕
- ・ 在学中受験を前提とすると、3年生の前期までの学習スケジュール・学習量が過密となることが危惧され、生煮えのまま司法試験に臨む者が増加し、却って法曹となるまでの期間が延びてしまう（1回目は対策が間に合わず、2回目以降での合格者が増える）懸念があるように思われる。選択科目についても、出題数を減少する（現在、大問2問であるが、これを大問1問とする）、あるいは選択科目の出題形式を見直し、総合論述問題でなく、小問単位で回答の負担軽減を図るなどの負担軽減策を検討することが必要なように思われる。〔●●●〕
- ・ 中大法科大学院においては、労働法の1(基礎)と2(応用)、さらに3(実務)の3科目を開講しているが、労働法1のみの受講ではやや対応が難しいように思われる。〔●●●〕

- ・ 水準はよいと思います。カッコ内については、出題分野をもう少し絞るなど、準備期間の短縮に配慮した具体的対応が必要と思われます。〔●●●〕
- ・ 基本的な判例を理解していれば回答できるような問題設定が望ましい〔●●●〕
- ・ 労働法は、民法、行政法等を履修した後でないと、必ずしも十分な理解が可能にはならない科目なので、新制度のもとでは出題内容が著しく制限される恐れが大きいと思われる。〔●●●〕
- ・ 新しい裁判例や労働問題の動向に関する知識があったほうが解答しやすいが、基本的な判例についての十分な理解が基本的には問われているという点では、工夫された試験問題の内容になっていると思われる。〔●●●〕
- ・ 実務で重要であり、勉強する内容の豊富な労働法を試験科目から除外すべきではないが、現行の試験時間 180 分で 2 問ではなく、試験時間 2 時間で 1 問〔小問 2～3 題〕とするよう簡素化することは考えられるのではないか。〔●●●〕

(6) 租税法

- ・ 上述と同様ですが、税理士試験ではありませんので、細かな計算を問うものではなく、規範とあてはめをしっかりとみることが出来る出題がよいと思います。〔●●●〕
- ・ 一定の能力を有する者を能力順に合格させるという趣旨に鑑みると、制度の変更があったとしても、あえて出題範囲や難易度を変える必要はないと考える。〔●●●〕
- ・ 市民生活に密接に関係する所得税法のみならず、企業の経済活動に不可避免的に伴う法人税法についてもバランス良く基本的な理解を問うている点で、ふさわしいものと思われる。〔●●●〕
- ・ 今年度の問題を解答するためには、かなりの勉強量を要すると感じた。選択科目の場合、法科大学院での授業時間数に限りがあるので、3 プラス 2 の制度になった場合には、少し難しいのではないかと感じた。〔●●●〕
- ・ 法曹コースを経由して司法試験を受験する場合には、本年の問題は難解と思われる。学部教育において租税法は 3 年次に配当されているのが通常であるが、各大学配置されている租税法の単位数は 4 単位の大学もあれば 2 単位という大学もある。いずれの単位数であるとしても、現状の学部での租税法教育では、一般社会人としての税法に関する基礎知識を身に付けさせることを前提としている。そのため、学部の租税法教育の内容を司法試験対応のものに変えない限り、学部 3 年間の学修を経て法科大学院での租税法教育を経たうえで、司法試験を受験する場合、本年度の問題に対応するのは困難であると思われる。〔●●●〕
- ・ 出題の中に法人税にかかわる出題をするのは好ましくない。なぜなら、法人税は決算・企業会計を前提としており（公正会計処理基準）、財務会計論の講義のない

LSでは法人税を正確に理解することは困難だから。〔●●●〕

- ・ 法曹コースにおいて、LSの授業のみで3Lまでに対応する学力をつけるための時間的余裕がないのではないかと思われる。学部で講義をうけ、LSでは演習のみといった工夫が考えられる。〔●●●〕
- ・ 本年に限らず司法試験の租税法は新たな法曹養成ルートの下でも難易度の面で問題になることはないと思われる。ただし法曹養成試験としてはより判例・実務に即した方向であることが望ましく、また「理論的」な出題をするのであれば問題文自体から解答の方向性が読み取れるものであるべきように思われる。〔●●●〕
- ・ 本年の問題は基本的な論点なので、十分相応しい。ただし、本年第1問目のように、法人の取引の益金と損金の両方を問う問題が出題された場合には、簿記や会計的知識の無い学生については理解にそれなりの時間がかかるため、余裕を持って勉強する時間が取れない法曹コース出身者には不利かもしれない。本年の問題に関する得点状況の分析が必要であると思われる。〔●●●〕
- ・ 施行令が関係する設問が多かったが、法律レベルに止めるべきである。〔●●●〕
- ・ ふさわしい。司法試験までの学習期間が短くなるからといって司法試験の出題水準を低くするのは法曹の質の低下につながりかねず本末転倒だと思う。〔●●●〕
- ・ 最近の問題は、学生にとっては少し難しくなりすぎている。上記流れが主流となると仮定した場合には、もっと問題の難易度を易しくすべきである。また、上記流れが主流となると、法人税法を出題範囲にすることは、なおさら適切ではなく、所得税法に限定すべきである。なお、付言するに、学生は、法人税法だと簿記・会計の知識が必要であるという理由で租税法の履修を敬遠する傾向にある。そのような意味でも司法試験においては、所得税法に限定すべきである。〔●●●〕

(7)倒産法

- ・ 選択科目自体は、法曹の多様性や自らの得意分野を作るために試験科目として維持されるべきものと思うが、その場合に、受験に有利か楽かといった基準で選択されてしまうのは疑問である。自らの将来との関係で科目選択を可能にする科目間調整などの工夫が求められよう。〔●●●〕
- ・ 制度が変更され、在学中に司法試験を受験できるようになると、時間がなく、選択科目の勉強まで手が回らなくなると思います。〔●●●〕
- ・ 選択科目は、2年目からの履修となると思われるが、3年前期の段階ですべての範囲を網羅しつつ、アウトプットの訓練をすることには限度があるように思われ、より一層、基本的理解を問う問題（応用問題を授業で取り上げる時間は無くなる）を前提とした試験とならざるを得ないのではないか。〔●●●〕
- ・ 在学中の受験が主流となる場合、倒産法では、民事再生法までカバーできていない受験生が多くなると思われるので、本年度の2番は厳しいことになる。〔●●●〕

- ・ このレベルの問題であれば、在学中受験をする者に過度の負担を課すことにはならないと思われる。〔●●●〕
- ・ 倒産法の二分野（破産・民事再生）から出題されており、4コマ程度の授業を履修してからの受験が適切と思われる処、仮に3年次夏の受験となると、2年次後期に破産法・3年次前期に民事再生法の履修を余儀なくされるけれども、履修単位上限や他の必修科目の存在等の関係から、そのような履修が可能かどうか自体が疑問であり、司法試験実施の時期次第では、現在の出題範囲のままでは、そのような試験制度にふさわしくない問題である可能性も十分あると思われる。よって、破産法分野1本に出題範囲を絞るとすることも検討すべきかも知れない。〔●●●〕
- ・ 基本事項や基本判例の理解を問う問題が望ましいと思う。〔●●●〕
- ・ 選択科目の中でも条文のボリュームがある分野なので、3+2の比較的短期間での学習の中で十分に修得できるのかという問題はあるが、今回のように基本的な理解を問う出題であれば、対応可能であるように思われる。〔●●●〕
- ・ いわゆる3+2において、在学中に受験することを考えると、本年のレベルの出題を継続することは特に出題範囲との関係で、学生に大きな負担となるといえる。新制度の下では、出題範囲を破産法に限定する（民事再生法を出題範囲から外す）など、範囲をある程度限定しつつ、実務家選抜に必要なレベルを維持する工夫が必要と考える。いずれにせよ、選択科目の出題については、新たな制度の下で現在のレベル／出題範囲を維持することは、受験生に過大な負担を課し、制度の崩壊を招きかねないものであり、出題範囲の限定、出題形式の変更など、抜本的な見直しが不可欠である〔●●●〕
- ・ 本年の問題に限らず、過去の問題も、法曹コースを卒業し、在学中受験を試みる学生にとっては、内容が難しすぎる上、問題の分量も多すぎるように思われる。もう少し基本的な概念や制度に対する理解を問うような問題が望ましい。〔●●●〕
- ・ 実務家登用試験の選別機能に鑑みれば、倒産実務に将来携わる以上は、学生の段階で、本問のような課題にかかる思考処理が円滑にできることが必要と考える。よって、在学中受験であることを理由に、問題の難易度と分量とを減ずべき理由はなく、新制度下においても、本問は、相応しい難易度と分量のものとする。〔●●●〕
- ・ 学修期間を短縮して合格しようとする学生に合わせて出題レベルを下げるとするのは本末転倒という印象を拭えない。その点に関係なく、これまで通りのレベル設定で出題すれば良いと思料する。〔●●●〕
- ・ そのような受験生にとっては、やや難しすぎる問題であると感じる。〔●●●〕

(8) 経済法

- 学部在籍中に経済法未修である場合、法科大学院既修2年次の受験で満足な答案を作成できる学習水準に到達することは容易ではないと考える。〔●●●〕
- 経済法の場合、違法要件など理論面で学ぶべき事項はかなり少なく、これらについては学部レベルの講義でも詳細な説明が行われていると考える。そして、経済事情や企業の活動実態に疎い法学部生が学部レベルの経済法をマスターすることは難しいものの、いったんこれをマスターしてしまえば多様な事例式問題に対応することは容易である（比喩的に言うと、「入口」に入るのは難しいが、いったん「入口」に入ってしまうと、いろいろな事例への応応はかなり容易である）ので、法曹コースにおける講義で「入口」に入ることができたのであれば、3年で終了したとしても問題はなく、本年の問題につき評価する際に「新たな法曹養成ルートの創設」といったことは特に関係はないと考えている。〔●●●〕
- 本年の問題は、2問とも文章が複雑であったが、基本的なところを押さえおけば、十分に解答できるものであった。おそらく、文章をしっかりと読ませるという趣旨であろう。新たな制度が発足しても、基本的な問題を重視して、そのような授業を受けていれば予備校に行かなくても解ける問題作成をお願いしたい〔●●●〕
- 選択科目を十分に学修する時間に制約ができ、現レベルの問題で思考を問うのは難しくなる。現行よりも簡易なものにならざるおえないだろう。〔●●●〕
- そもそも選択科目に割ける時間的余裕がないので、発展系の科目はそもそも試験科目に馴染まないことになるかと危惧します。〔●●●〕
- 1基本的な理解と応用力を試す試験としては、事実と要件のあてはめが正確にできるか、問題文に要件該当性に関わる諸事実を丁寧に記述することが望ましい。2司法試験の実施を在学中であれば、学年末にすべきである。でなければ、このような試験に対応する力を付ける時間を確保できない。〔●●●〕
- 上記のように、少し難しい部分を含みますが、基本的な教科書をもとに論点を押さえ、最近の動きに注意を払っていれば、対応可能な問題となっているのではないかと考えます。〔●●●〕
- 在学中に司法試験を受験するとしても、基本的知識に関する正確な理解ができていれば、十分な得点が期待出来る問題であり妥当である。〔●●●〕
- 近年の経済法の出題は実務を過度に意識し過ぎているように思える。基本的な知識が正しく理解され、的確に運用できるかを確認できる出題にすべきである。〔●●●〕

- 本年の問題よりも易しくしないと、受験者は大幅に減りそうである。〔●●●〕
- 特にない。現行のあり方から変更する必要はない。〔●●●〕
- 普段からの学習で対応できると思われます。〔●●●〕
- まだどうなるか分からない段階でコメントしにくいですが、本学においては、違反要件についての具体的なイメージを持ってもらうために、司法試験の問題のうち比較的素直なもの（たとえば、平成 28 年第 1 問，平成 27 年第 1 問，平成 27 年第 2 問）を学部の授業で利用している。
法科大学院の経済法選択者が仮に学部段階で経済法を履修しており，上記のような問題を見たことがあったとしても，昨今の若者の置かれている活字環境を考えると，今年の問題は分量の面で少し圧倒されるかもしれない。中間のステップが必要なように思われる〔●●●〕
- 経済法教育に関して，法学部の法曹にならない者への教育，法曹コースとロースクールをどのように組み合わせたり接続したりできるのかが現時点では分からないため，現時点では何ともいえない。受験時期にもよるが，ロースクール入学後，実質1年間しか学習時間がないとすれば，本年の問題も含めて従来の水準の経済法問題に解答できるだけの実力を身に着けることは難しいと考えられる〔●●●〕
- 試験問題の内容等については、(受験時期等ではなく)法科大学院に求められる教育内容との関係で検討されるべきと考えます。今次の改革が教育内容の低下をも内容とするものであればともかく、そうでない限り基本的には従来通りになると考えます。〔●●●〕
- 選択科目の試験は廃止される予定。設問は意味が分からない。〔●●●〕

(9) 国際関係法(公法系)

- 最終学年に科目が配置され、試験時にはまだ学習が進んでいない分野を出題する場合には、配慮が必要となるかもしれない。〔●●●〕
- もっと易化を希望する。今以上にトータルでの学習授業が少なくなると思われるので。〔●●●〕
- 上記のとおりで、国際法に関し学部時代から勉学に取り組んできた学生にとっては、適切なレベルの問題といえる。〔●●●〕
- 学部 3 年で卒業、法科大学院 3 年(または 2 年)次在学中に司法試験を受験することになれば、選択科目の学習に費やす時間的なゆとりがなくなり、基本科目の集中型の学習と受験テクニックを重視するようになるのではないかと懸念される。なかでも、

国際関係法(公法系)のような既知の国内法の体系とは異なる科目は、ますます受験生からは敬遠される傾向が強まるのではないかと推測される。〔●●●〕

- ・ 国際法の基本的理解を問う問題を出すという意味では適切であり、このような形式の試験を維持する必要があると考える〔●●●〕
- ・ 法科大学院3年次在学中に司法試験を受験することを考えると、これほどに広範囲の内容について、包括的な知識を求めることは難しいと考えられる。〔●●●〕
- ・ 従来、「国際関係法(公法系)」の試験範囲は広いと指摘されており、既に、国際人権法と国際経済法はそのままの形では出題されないことになっている。これに加えて、今後、選択科目の学習時間が制限されることになると考えた場合、「国際関係法(公法系)」の試験範囲をさらに狭めるという方策があり得る。例えば、①現在、第1問と第2問で構成されているところ、第1問だけにする、②第1問と第2問の出題範囲をそれぞれ指定・固定する、③少なくとも第1問は特定分野からの出題にする、といったことが考えられる。〔●●●〕
- ・ 3年次前期終了時点で司法試験の受験機会があるとすると、それまでに選択科目の学習を終えていなければならないが、これは相当困難ではないかと思われる。試験から選択科目を外し、その代わり選択科目にあたる科目を3年次後期に授業での必修とした方が学生にとって負担が少なく、より効率的に学習効果が認められることになったのではないかと考える。学生の負担という観点からは、本年の問題でも学習量の減少から難しく感じることになりかねず、さらに易下しなければならない試験を行う意義がどの程度あるのか疑問なしとしない。〔●●●〕
- ・ 国際法は裁判を前提としない解決方法なども想定されるように、国内法と異なる理解を要求する部分があるので、もっと基本的な知識を問うもの=いわゆる1行問題であってもいいと思う。〔●●●〕

(10) 国際関係法(私法系)

- ・ そのような仮定に立つのであれば、もう少し基礎的な知識を確認するような問題の方が適切であるように思われる。〔●●●〕
- ・ 新ルートが主流になるのか否かに関係ないが、最近の試験問題は難解なものが多いので、基本的な論点を一般的に問うよう希望する〔●●●〕
- ・ 司法試験の実施時期が夏休みになるのであれば、学生の負担を考慮し、改めて選択科目の廃止を検討すべきであると考えられる。〔●●●〕
- ・ 法科大学院3年次までの受験生の中で「隠れた反致」を理解する学生がどれほどいるか、疑問のように思われる。現実には事件数の多い問題だけが講義で取り上げられがちであることを思うと、理論的にも解釈論的にも重要ではあるが、実際の少ない問題は避けるべきかもしれない。〔●●●〕

- ・ 国際私法担当教員:法曹養成に時間がかかるのは当然であり、学部の教員と法科大学院の教員を区別していることから、両者の教育内容が異なるのは当然である。司法試験を合格したくらいで一人前になれるわけではないのであるから、せめて学部とは異なる法科大学院教育を受けさせて、少しでも実務法曹に近づく人材を養成すべきである。その意味では、本年の問題は、論理的な思考よりも、いかに多くの学説を知っているのかを問うものであり、不適切である。〔●●●〕
- ・ 本年問題のように、国際知的財産権法や国際家族法に関する問題、そして、国際民事訴訟法に関する問題が組み込まれた出題を想定した場合、法曹コース・既習2年次受験の学生にとっては、事前学習準備・受験解答は必ずしも簡単なことではない。(そうした出題自体が不当だというわけでは必ずしもない) 選択者の減少も想定されうる。〔●●●〕
- ・ 個人的には、法曹養成のプログラムと司法試験の内容は、無関係であるべきかと思います。むしろ、法曹実務家として最低限必要な資質をチェックする内容に、今年度はよりなっているのかな?という印象を持っています。〔●●●〕
- ・ このような問題でよいと考える。〔●●●〕
- ・ 現在の司法試験として適切な出題であった本年度の〔第1問〕のみを前提に解答するが、受験までの学生の国際関係法(私法)の学習時間を従来のように確保することができなくなる以上、同様の出題がふさわしいとはいえない。仮に選択科目を維持する場合にも(そもそも維持すべきか否かも検討すべきであるが)、より基礎的な事項を確認する出題とし、得点ではなく科目の合否のみを判定するような試験とすべきであろう。〔●●●〕
- ・ 法科大学院3年前期までに選択科目の履修を終了し、これだけの高度な国際関係法(私法系)の出題に解答するのは困難であろう。在学中に司法試験を受験する制度設計とする場合には、選択科目については、3年次後期に履修する扱いとせざるを得ないと思われる。〔●●●〕
- ・ 5年制の場合、発展科目まで十分にカバーできるか見通しが立たず、場合によっては、受験生は若干難易度が高いと感じるかも知れないが、実務法曹になる者はこのレベルの知識は保持していた方がよいと思われる。〔●●●〕
- ・ 最終学年在学中の受験が可能となれば、法科大学院における司法試験選択科目に当てられる学習時間は事実上減少することになる。そのような中、①国際関係法(私法系)の三本柱の1つであるはずの国際取引法の司法試験におけるウェイトがますます小さくなってしまわないか懸念される。②たとえば、第2問設問1の③について、限られた授業時間内で扱うことは困難である。司法試験においては、国際私法の基本的な論理展開能力を測る問題が望ましいのではないかと考える。国際関係法私法系で、国際取引法の試験がここ数年間一つも出題されてない理由

は何なのだろうか。国際的な取引がグローバル化していることから、日本の中小企業さえも外国企業との取引が増加し、それに伴う複雑な国際的取引契約の英語によるドラフティング、交渉、及び仲裁による紛争処理が増加している（裁判処理の割合は全体的な少ないという統計が出ている）。そのため企業では国際取引の法専門家に対する大きな需要があると思われるが、法科大学院は法律英語の授業もなく、また国際取引法の授業もないところさえもある。そのため日本では、一部大手法律事務所の弁護士や企業法務の弁護士資格者を除き、英語で外国弁護士との交渉もできないような弁護士が生み出され、結局その需給のギャップは外国の弁護士に依存することになり、外国弁護士との競争に負けている。日本の法曹養成コースでは実務との懸け橋を目指しているとされているが、最近の国際関係法私法系の司法試験第2問では、国際取引実務で特に問題になるとは思われないニッチな部分での知識が問われる傾向があるような気がする。司法試験における国際取引法の完全な無視というのは、出題者サイドの問題か、それとも司法試験出題ポリシーの問題なのだろうか。このような傾向により、法科大学院における司法試験対策は、国際取引法は始めから対象外として、実務とは離れ司法試験に出題される国際私法と国際民事手続法に集中すべきで、それ以外は時間の無駄というのが常識となってきているが、それは意図したものなのだろうか。法科大学院での国際取引法の授業の進め方、あるいは力点の置き方が数年前と比べ非常に偏った形にならざる得なくなっている。〔●●●〕

- ・ 上記のコメント参照。〔●●●〕

(11) 環境法

- ・ 環境法は、ひねりの効いた問題になる傾向がある。しかし、上記のような流れが主流になるのであれば、もっとシンプルな問題にしないと、在学中に学びきることができなくなるのではないかと危惧される。〔●●●〕
- ・ 3年で修了し、既習2年で、しかも夏休みなし修了までの間に受験する人が増えるとなると、本年のような試験はとても「短縮コース」にふさわしいとは言えないだろう。社会人として環境法関係の仕事をしてきたような人を除き、2コマ程度のしかも他の科目を必死で勉強しつつ環境法を勉強した人では、太刀打ちできないレベルの知識を求められているように思う。基幹科目である憲法、民法、刑法、訴訟法などが、情報量のある程度制限して誘導も増やして、多論点型で事務処理力が必要な問題から、問題の分れ目について多角的に深く論じさせる問題、つまり思考型傾向を意識的に強めようとしているときに、環境法では包括的な、専門的な知識を前提とした事務処理能力が問われる問題傾向を強く残している。3時間という時間は、問題量に応じて解答量を増やす方向に使わせるのではなく、たとえば資料をじっくり読み条文をしっかりと探させて基本趣旨から考えさせるために使わせるべきである。そのためには全体として解答すべき範囲を絞ったうえ

で（選択科目ではある程度、資料の量が増えてもよいと思うが、その分解答すべき方向性や論点を絞るべきである）、環境法の基本原則や制度についての基本的理解をもとに、対立する考え方、あるいは政策の選択肢などを論じさせるようなより工夫した出題を期待したい。〔●●●〕

- これに関しては、「法科大学院を修了していない段階において、法科大学院修了生に相応しい選択科目の到達度を判別するには、適切なものであるといえる」という意見、「今年度を含めて環境法の問題はかなり高度であり、5年程度法律を学んだ者がきちんと理解するのは難しいと思う」という意見があり、また、関連して、「そもそも「このような新たな法曹養成ルート」は試験秀才に有利であり、法曹となる人材の画一化が進み、多様な法曹を育成するという法科大学院制度の当初の理念に反するのではないか」という意見もありました。〔●●●〕
- 本年の環境法の出題は、3+2の「主流化」を想定した場合、環境法の基本的理解を問う設問とそれを基礎に応用力を試す設問が混在している。法曹の目指すべき姿として、法律の基本を確実に身に付けた上で、将来の法的課題への対応力を養うことが期待されており、司法試験においては、基本的理解を問うことを主軸にして、近年の課題に対応する応用力につながる論点についても訊ねることが重要であり、そうした観点に立った出題を期待したい。採点においても、基本の理解を中心にした評価が望まれる。〔●●●〕
- 在学中の受験となると、遅くとも3年次の春学期までに履修を終える必要がある。例えば、半年間の学習でこれまでの司法試験レベルの学習効果を上げることが学生のみならず、教え手にも求められるため、環境法の出題範囲の10法を5法くらいまで狭める必要があるかと思われる。検討をお願いします。〔●●●〕
- いわゆる3+2の学習期間で、しかも在学中の試験で選択科目の合格答案を書くことはかなり難しいと思われる。したがって、選択科目を出題するとすれば、基本的事項を問うものにせざるをえないのではないか。〔●●●〕
- 従来年度の問題に比べて、今回の出題は、在学中受験をする学生に対する出題として、より適切なものになっているのではないかと思われた。〔●●●〕
- 上にも書いたように、環境法でも相当細かい部分に関する問題が多いので、環境法の基本を押さえているだけではあまり解けない問題が多い。過去問と重複しても、基礎力の有無を問うような問題にすることはできないか。〔●●●〕
- 環境法の各分野からより基本的な問題を幅広く出題されると、受験生の環境法学習への意欲が高まり、ひいては受験生の数が増えるのではないのでしょうか。〔●●●〕

5. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見

- ・ 法曹の多様化、高度専門性を維持するためにも、司法試験の選択科目は現行通り、残すべきである。[●●●]
- ・ 法曹実務者として活動するためには多くの法分野に習熟しておくのが望ましいが、これら多くの法分野の問題を同時に受験しなければならないということはないと考える。このため、全科目では合格点に達していなくても、科目単位では上位の成績を収めている者には、当該科目の次回受験を免除するとか、さらには、税理士試験のように毎年1科目ごとにでも受験できるということによいのではないかと。
- ・ 学部の法曹コース創設など、制度変更が予定されている点については、より良い法曹養成を目指すという意味では評価できますが、ただそれに伴い、司法試験も変容していくとなると、それに振り回される学生にとっては非常に不安を覚えるものですし、負担もあろうかと思しますので、様々な情報を早めに公表していただけると有り難く存じます。
- ・ 予備試験について、その制度の趣旨に沿ってその受験資格を制限すべきである。予備試験が現実にはその制度趣旨から外れて司法試験への抜け道となっている限り、新たな法曹養成ルート創設の大きな効果は見込めず、むしろ教育における負担が不相应に増加しかねず、全体的な質の低下をもたらすのではないかとと思われる。
- ・ 試験全体については、予備試験の在り方が法曹養成全体に大きく影響すると考えられる。予備試験受験資格を制限である。例えば、学部4年・法科大学院未修3年を経た者と同程度の25歳以上の者に限る等の制限をしなければ、時間的・経済的な制約から法科大学院に進学できない（できなかった）者の救済ではなく、試験要領の良い者のバイパスとなっている現状は変わらないように思われる。
- ・ 予備試験の内容（科目）も一考を要するのではないかと。今回の司法試験法等改正では、予備試験の論文試験から一般教養を除外し、専門的な法律分野の選択科目を導入するようだが、選択科目の設定次第では（司法試験の選択科目と同様なものとした場合には）、受験生にとっては予備試験の勉強イコール本試験の勉強ということになって、現状よりもさらに効率的な（司法試験受験に有利な）勉強ができることになる。さらに、在学中受験資格によって司法試験に合格しても法科大学院修了が修習生採用の条件とされるのであるから、要領の良い者は、在学中受験資格による司法試験受験などせず、予備試験に流れてしまうのではないかと。
- ・ 連携法2条の「多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた」法曹の養成という理念は変わっていないにもかかわらず、法科大学院の位置づけが混乱しており（法文上は法科大学院を法曹養成の中核と位置づけているのは分かるが、今回の改

正後も実態はそうはならないように思われる。)、今回の司法試験法等改正は全体としてなんだかちぐはぐな内容となっているように思われる。せめて、予備試験の法律選択科目を基礎法学関係の科目とすることはできないか。[●●●]

- ・ 2020年4月から、改正民法が施行され、改正民法に基づく出題も予想されるが、なお多くの学生が、その学部在籍時代を含めれば、旧法での教育を受けている。そこで、出題内容は、改正された最先端の部分の知識を問うよりも、できるだけ、旧法・改正法で連続性のあるものとしていただけると、受験生の負担は減ると思う。[●●●]
- ・ 本年度の行政法の論述式問題は、上述したように内容的に良問であると考えますが、その素材・学修すべき判例等の点で、選択科目である環境法との関係が不明確ではないかという疑義がある。令和元年6月19日に成立した一連の法曹養成制度改革法を前提とするなら、法律基本科目である行政法、司法試験選択科目である環境法は、それぞれ連携法曹基礎過程及び法科大学院のカリキュラム編成、法務省令等で定められる司法試験受験資格付与の前提となる科目等において、法令上の再定義が行われると考えられる。その際、例えば、行政法と環境法の内容面での相互関係（学問的レベルでなく、法曹養成に係る法制度の中での切り分けの問題であることは言うまでも無い）を明確にすることは、司法試験委員会ないし法務省が負うべき説明責任であり、（それ以外の科目も含めて）司法試験・予備試験における各科目の出題範囲・各出題者が求める履修水準の明確化無くして、プロセスとしての法曹養成制度の仕組みの改善に向けた教育現場での作業（教育課程・カリキュラムの編成作業）の遂行は著しく困難である。

本年度の行政法の問題について、例えば、問題の素材は一見環境法とも重複するが、そこで問われる論点（違法性の承継、行政裁量の司法審査、無効確認訴訟の原告適格）が行政法上の基礎的論点であるからこれは行政法であるという説明も考えられるが、このような通り一遍の説明ではなく、環境法において土地収用事業認定の争い方等を学修していた者が有利になるのではないか、という疑問に明確に答えること（環境法選択者が有利にならない根拠を提示すること）は、法曹養成に対する社会的信頼の確保という点で司法試験委員会に求められる責務である。

付言すると、従前、上記のような問題（行政法と環境法の内容的切り分け、司法試験と予備試験で想定される学修内容とその達成度の差異等）について法務省当局等に質した場合、法科大学院等の教育機関側のカリキュラム等を適切に反映したものである、あるいは、司法試験委員会が専門的知見を踏まえて適切に判断している、というタイプの答えがされることがあった。しかしながら、今般、上記の法改正等を受けて法曹養成に係る教育内容を刷新することが求められており、法科大学院の教育現場はそれに対応して新しいカリキュラムの構築をしなければならない状況にある。司法試

験法を所管する官庁、司法試験の実施等に責任を負う司法試験委員会の側が、上記のような教育現場からの「疑問」について、「循環定義」の論法に陥ることなく、真摯かつ具体的に答えることを望みたい。

- ・ 法科大学院に行かず、予備校で勉強したいいわゆる予備試験組が学部在学中に合格したり、卒業してすぐに合格しています。法科大学院の教育は試験の合格のためには不要ということが改めて示されています。これらの合格者が何か問題があるのかというと、採用した事務所からは優秀であり評判が良いと聞きます。私のゼミでも、本当に頭がいいと思われる者は皆、予備試験から合格しています。司法修習を廃止して、2年次の3月に司法試験を行い、3年次は実務修習とし卒業を法曹資格取得の要件にし、卒業認定を厳しくするなど抜本的な改革が必要だと思いました。【●●●】
- ・ 喫緊の要改善事項として挙げるべきなのは、「予備試験」制度の改正、であろう。予備試験とはそもそも、現行制度が「法科大学院において、『理論と実務の架橋』を念頭に置きつつ、法曹養成教育を行う」ものであるところ、しかし現実には、諸般の事情から、法科大学院に進学して学ぶだけの時間的・経済的余裕のない人にも、法曹となる道を与えるため、という例外的救済策として導入されたものと理解している。しかし実際には、予備試験の受験者はその大多数が現役の法科大学院生であると聞く。つまり、実際の予備試験受験者の多くは、法科大学院に入学して学ぶだけの時間的・経済的余裕がありながら、単に「時間や経費を節約したい」だけ、という動機の者がほとんどのように見受けられる。そしておそらく、こうした実情の結果、「法科大学院に進むだけの時間的・経済的余裕がない、法曹になるには予備試験ルートしかない」という人たちが、その余裕のある現役法科大学院生に押し負かされて、法曹になる夢を閉ざされる、そういう望ましくない事態になっているのではないだろうか。このような、理念と現実の「ねじれ現象」は、早急に改善が必要であろう。

また、旧司法試験制度から現行の制度に改められた際、「口述試験（口答試問）が廃止されたこと」、「司法修習期間が従来の2年間から1年間に短縮されたこと」の根拠は、「それらの部分は『双方向・多方向討論』および『理論と実務の架橋』に基づいてなされる法科大学院教育によって培われているはずだから」との前提があったはずである。しかし、予備試験ルートで合格し、たった1年間の修習を経験しただけで実務に入る者には、こうした前提が欠落している。こんなことで良いはずはなからう。

さらに言うなら、どうやら世間には、「予備試験ルートのほうが、（上記のような）さまざまな意味で、有利、お得だ」とか、「予備試験ルートの合格率のほうが、法科大学院修了者と比較して、格段に高いのだから、予備試験合格者のほうが優秀だ」との「誤解」が蔓延しているようである。世間の人々は、予備試験の合格率が、3%前後という、旧司法試験なみの難関であることを知らない（そして、それだけの難関であることは、予備試験制度が例外的救済策であるという本質からして、正しい）。そして、

それだけのハードルをくぐり抜けてきた、いわば受験技術面での「英才」が、本番の司法試験においても高合格率となるのは、ある意味、当たり前のことである。こうした数字には、さしたる意味はない。

大切なのは、そういう「小器用さ」はない、しかし「法律の力を身につけて、人々のために役立ちたい」との志を持つ人たちを、法曹として育成することなのである。つまりは、現行制度の本旨、そして予備試験制度の趣旨を、全うしたいなら、「予備試験の受験資格に制限を設けよ」ということである。その際には、収入状況、現居住地と近隣法科大学院との距離的な通学困難さ、等の諸事情を判定する困難さを伴うであろうとしても。

以上述べたような考慮、そしてそれに沿った制度改善、絶対かつ早急に必要であろう。〔●●●〕

- ・ 法曹養成は、法科大学院の教育を経ることを主体とすべきであり、試験方式、試験問題等においても予備試験についてはあくまでも補完的なものとして位置づけることとして制度設計がなされることが望ましい。また、本法科大学院が主眼としていたフルタイムで仕事を持つ有職社会人からの法曹養成については、一律に司法試験合格率で評価されるものではなく、その特性を十分加味し例外的なものとならないよう配慮されることを希望する。〔●●●〕
- ・ ■憲法担当教員 大学や法科大学院で学修したことの成果が問われる試験であってほしい。基本的に(そのままではないが)勉強したところが出題されるのでよいのではないか。
- ・ ■租税法担当教員 多様な経験を積んだ未修者の試験負担を軽くするようなことを考えてもいいのではないか。 . .
- ・ ■経済法担当教員 ・司法試験から選択科目をなくすことは、現行の法曹養成制度の趣旨にもとると考えられるので、維持すべである。
- ・ 予備試験は廃止すべきである。
- ・ 在学中受験の時期を、できるだけ遅く、学年末に近い時期にすべきである。〔●●●〕
- ・ 今後も引き続き、暗記力ではなく思考力や理解力を問うように工夫する必要がある。〔●●●〕

- ・ 在学中受験や法曹コースは、大手の法科大学院の要望に応えるものにすぎず、法科大学院制度が目指した、多様な人材を受け入れ、理論と実務の架橋を意識した教育を行うという理念を台無しにするものである。在学中受験に対応するためには、3年後期に実務科目を集中させる必要があり、理論と実務の架橋を意識した教育は困難になると思われる。また、3年後期は受験対策に追われ、実質、法科大学院での教育は1年となる。1年で法曹にふさわしい法律の知識と理解を有した人間を育てられるのであろうか（しかも、8科目すべてについて。）。また、半年の実務教育（実質は3か月半ほど）で実務的なリーガルマインドを養成することも困難である。予備試験を廃止する、あるいは、予備試験の出願資格を制限する方が良いのではないか。そもそも、予備試験という制度は、自習で身に着けることは困難であるはずの実務的知識を身に着けていることを前提としているが、それ自体法科大学院制度の否定である。
- ・ 司法試験の実施時期については、早くても、3年次授業の相当程度終了段階以降とすべきと考える。〔●●●〕
- ・ 選択科目全体の見直しとともに、出題範囲や科目の選択年次など、大学側が対応すべき問題と司法試験委員会が検討すべき問題の整理をお願いしたい〔●●●〕

・意見1

平成27年より短答式試験の科目が憲法、民法、刑法の3科目となった。短答式で問える能力と、論述式で問える能力との間には差があり、ヤマが当たった・一発勝負という傾向を薄めるためにも、短答式は多くの科目で残すのが理想である。ただ、他学部出身者に門戸を広く開くという法科大学院設置の一つの目的からして、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法では特に難問を避ける努力が必要であると思われる。無理であれば、受験生の選択する2科目程度の選択必修とする方法もあろう。

短答式科目が少なくなったということは、そのままでは、本来、論述式まで答案を見れば合格に至るであろう受験生が、この段階で不合格が確定することが増えることを意味する。このため、短答式科目が少なくするということは、数理的には、短答式での合格率をむしろ上げなくてはならないが、現状は必ずしもそうっていない。そして、受験生の減少が続けば、短答式による、いわゆる「足切り」はあまり意味のないものになる。受験者数が今のままであれば、憲民刑他で40問程度実施し、合計点のあまりにも低い者を落とし、普く学習が進んだ者に若干の加点をする効果があれば十分である。受験生が短答対策に時間を過度に費やすのは疑問である。何れにせよ改革を要する。

・意見2

短答式の解答方法が憲法、民法、刑法の3科目でバラバラである。当該科目の特性

という理由があるとも思えず、受験生に無用の混乱を与えている。きちんと宣言して統一的にすべきである。例えば、「以下の4（5）つの文のうち適切なものが2つある。その組合せとして正しいものを1つ選べ」という6（10）択の問題を主とし、事実命題など、正誤のはっきりしている文を3つ用意できるのであれば、「以下の3つの文の正誤を判断し、その組合せとして正しいものを1つ選べ」という8択の問題を従とするのが適当ではないだろうか（部分点あり、でよい）。論述式の方も、弁護人の立場、相手当事者の立場、あなたもしくは裁判官の立場を書き分ける形式を全科目の標準としてほしい。

・意見3

法科大学院での兼担例も多く、法科大学院学生は担当教員が司法試験委員であることに敏感である。「法科大学院以外」とする意味はあまりない。所属部局に拘るよりも、出身大学、本務校、比較法対象国などの分散の方が大事である。憲法の委員において兄弟弟子関係が3名に収まったことは、昨年度からすれば改善である（こういった点には、今後も慎重であってほしい）。なお、憲法科目で問題が生じたのは、長期にわたって委員で居続けた者があったことを起因とするのであり、委員の3年程度での確実な交代は、この科目においては特に絶対に重要である。

・意見4

予備試験合格を資格とする者は、法曹実務に関する科目を経ておらず、司法試験においてこれを科すか、何れかの法科大学院での研修を義務付けるなどすべきである。医師国家試験に予備試験相当の制度がないのに、法曹についてはあるというのは、法曹実務教育の軽視にも思える。飛び級入試・修了を率先することにより、予備試験については、ごく例外的な事情を抱えた受験生のための制度であることを実質化していくべきではないか。[●●●]

- ・ 司法試験考査委員の任期が3年を上限とする運用となったと聞き及んでいる。あまり長期にわたって考査委員を続けることには弊害があるので制限することはよいが、研究者の考査委員の数が将来的に確保できるのか心配である。というのは、法科大学院の数が減りそもそもの担当適格者が減っているうえ、法科大学院の科目担当につき次第に制限が厳しくなって授業分担の調整に困難を来しているからである。司法試験は、じっくりと時間をかけて良い問題となるよう練っていただきたいので、委員の適格者をしっかり確保したうえ、委員に過度の負担をかけないようご配慮願いたい。[●●●]
- ・ 与えられた事実関係から法的評価に値する具体的事実を抽出させることによって、職業法曹に相応しい事実認定能力があるかどうかを測定する良問が例年、出題されていると思う。ただ、受験生の目線で見えた場合、ややレベルが高いようにも思われる。採点実感を読むと、果たしてここまで高いレベルを要求できるか（特に未修者に対して）、疑問に感じるものもある。特に今年の採点実感を読むと、「みだりにその容ぼう等を撮

影されない自由」と「みだりに個人の営業拠点である事務所内を撮影されない自由」の性質、重要度に違いがあるかどうかに着目する必要があるとする箇所があるが、そうした点を受験生が意識できるか疑問に感じる。さらに、「観察」されることと「撮影」されることの違いを意識していない答案も少なくなかった、との指摘もあるが、その違いを指摘させたいのであれば、問題文には、「ビデオカメラでその様子を撮影した。」と単に撮影した事実のみを示すのではなく、「ビデオカメラでその様子を観察するため撮影した」とか、「その様子を撮影し、観察した。」など、具体的な撮影態様（撮影目的）を明瞭に記載すべきであるように思われた。〔●●●〕

- もっとじっくり腰を据えて法律学を習得することに期待するが、試験制度全体が反対の方向を向いているような気がする。3 + 2年 + 在学中の試験では、法律学を十分に修得したと言えないのではないか。仮に、このような受験スタイルが主流になるのであれば、従来よりもさらに充実した司法修習（期間 + 内容）を用意する必要があるように思う。そうでなければ、ますます司法制度が弱体化してしまうのではないかと懸念する。〔●●●〕
- 知識の獲得度・活用能力を測定する問題類型（典型論点にかかる問題意識の呈示、反対説への批判、自説の論拠呈示、規範定立、事案への適用といった一連の作業をさせる問題類型）もこれまでどおり必要であるが、それに加えて、条文と判例とを基に、学生に試験現場で一定の分析と推論をさせてみて、その能力を測る問題も、実務家登用試験としては有益であると考え。具体的には、一見相矛盾するように見える複数の最高裁判所判決文（全文）を呈示し、事案の違いを踏まえて、それらの過去判例を合理的に分類・整理させ、目の前の事案に適用するための統一された法規範を定立させるという、作業をさせてみてはどうか。〔●●●〕
- 在学中に受験する制度にするのであれば、選択科目は、試験科目からはずすべきであった。
- 上記と重複するが、理論と実務との架橋を目指す法科大学院での学修成果そのものを試す試験を目指す必要があると思われる。〔●●●〕
- 新しい司法試験が平成18年に施行されて15年近くが経過したことにより、過去問が蓄積され、予備校等による対策も立てやすくなり、学生が試験に傾倒した勉強に気をとられる傾向が助長されているように見受けられる。出題者（特に研究者）の確保や出題の便宜から廃止された科目間融合問題が復活されるべきと考える。また、医学部で修了に必要とされているOSCEテストのような臨床試験が何らかの形で制度化されるべきものと考え。
- 試験が実施されない島嶼県があるのは不公平だと思います。昨今は災害もあり、台風も心配です。実施をして頂けますようお願い致します。〔●●●〕

- 司法試験を在学中に受験できる制度設計よりも、予備試験の受験資格を本来の趣旨にか
なつたものにすべきではないでしょうか。[●●●]
- 法科大学院で学修する基本的事項を扱う出題が望ましい。[●●●]